



稲城市告示第17号

令和8年第1回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和8年2月19日

稲城市長 高橋 勝



記

1. 期日 - 令和8年2月26日
2. 場所 稲城市議会議場

## 令和8年第1回稲城市議会定例会 議案目録

### < 条 例 >

- 第 1 号議案 稲城市特別職の指定等に関する条例
- 第 2 号議案 稲城市企業誘致条例
- 第 3 号議案 稲城市行政手続条例の一部を改正する条例
- 第 4 号議案 稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 号議案 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 号議案 稲城市心身障害者福祉手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 号議案 稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 号議案 稲城市立病院使用条例の一部を改正する条例
- 第 10 号議案 稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 号議案 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

### < 補正予算 >

- 第 12 号議案 令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第6号）
- 第 13 号議案 令和7年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 14 号議案 令和7年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

第15号議案 令和7年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

<当初予算>

第16号議案 令和8年度東京都稲城市一般会計予算

第17号議案 令和8年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算

第18号議案 令和8年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算

第19号議案 令和8年度東京都稲城市介護保険特別会計予算

第20号議案 令和8年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算

第21号議案 令和8年度東京都稲城市下水道事業会計予算

第22号議案 令和8年度東京都稲城市病院事業会計予算

<その他>

第23号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

第24号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号））

第25号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号））

## 第1号議案

### 稲城市特別職の指定等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

#### (提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第4号の規定に基づき、市の特定の重要施策について市長を補佐する職を特別職として指定するため、稲城市特別職の指定等に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市特別職の指定等に関する条例

### (特別職の設置及び指定)

第1条 市長は、市の特定の重要施策を適正かつ効果的に推進するため、市長を補佐する職を置くことができる。

2 前項の職を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第4号の規定に基づく特別職として指定する。

### (特別職の職名)

第2条 前条第2項の特別職の職名は、政策監とする。

### (定数)

第3条 政策監の定数は、1人とする。

### (任命)

第4条 政策監は、市長が議会の同意を得て任命する。

### (任期)

第5条 政策監の任期は、4年とする。ただし、市長は、任期中においてもこれを解職することができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

### (稲城市表彰条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「教育長」の次に「、政策監」を加える。

- (1) 稲城市表彰条例（昭和56年稲城市条例第24号）第4条第1項第2号
- (2) 稲城市大丸地区会館設置条例（昭和59年稲城市条例第13号）第12条第1号
- (3) 稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第20条第1号
- (4) 稲城市松葉集会所設置条例（平成6年稲城市条例第23号）第12条第1号

- (5) 稲城市押立ふれあい会館設置条例（平成9年稲城市条例第12号）第15条第1号
- (6) 稲城市上谷戸緑地体験学習館条例（平成17年稲城市条例第17号）第13条第1号
- (7) 稲城市福祉センター条例（平成17年稲城市条例第24号）第12条第1号
- (8) 稲城市立保育所設置条例（平成17年稲城市条例第27号）第14条第1号
- (9) 稲城市立 i（あい）プラザ条例（平成19年稲城市条例第11号）第16条第1号
- (10) 稲城市立図書館設置条例（平成19年稲城市条例第13号）第10条第1号
- (11) 稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）第16条第2項第1号
- (12) 稲城市地域振興プラザ条例（平成24年稲城市条例第22号）第17条第1号
- (13) 稲城市発達支援センター条例（平成25年稲城市条例第9号）第14条第1号
- (14) 稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第19条第1号
- (15) いなぎ発信基地ペアテラス条例（平成27年稲城市条例第22号）第9条第1号
- (16) 稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年稲城市条例第10号）第2条第2号
- (17) 稲城市重症心身障害児（者）等通所施設条例（令和5年稲城市条例第10号）第14条第1号

（稲城市職員定数条例等の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「及び教育長」を「、教育長及び政策監」に改める。

- (1) 稲城市職員定数条例（昭和41年稲城市条例第168号）第1条
- (2) 稲城市特別職報酬等審議会条例（昭和43年稲城市条例第225号）第2条
- (3) 稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成30年稲城市条例第25号）第7条

（稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第4条 稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育長」を「、教育長及び政策監」に改める。

別表第1中「教育長」の次に「、政策監」を加える。

別表第2中 「市長 副市長 教育長」 を 「市長 副市長 教育長 政策監」 に改める。

## 議案概要説明書

議案番号	第1号	担当課	総務部人事課
件名	稲城市特別職の指定等に関する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第4号の規定に基づき、市の特定の重要施策について市長を補佐する職を特別職として指定するため、稲城市特別職の指定等に関する条例を制定するものです。</p>			
<b>【内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第1条（特別職の設置及び指定）<p>市の特定の重要施策を適正かつ効果的に推進するため、市長を補佐する職を設置できること及びその職を地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づく特別職として指定することを規定します。</p></li><li>○ 第2条（特別職の職名）<p>特別職の職名は、政策監とします。</p></li><li>○ 第3条（定数）<p>政策監の定数は、1人とします。</p></li><li>○ 第4条（任命）<p>政策監は、市長が議会の同意を得て任命することを規定します。</p></li><li>○ 第5条（任期）<p>政策監の任期は、4年とすること及び在職中においても解職できることを規定します。</p></li><li>○ 第6条（委任）<p>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める旨を規定します。</p></li></ul>			
<b>【施行期日等】</b> <p>この条例は、公布の日から施行します。また、付則において次に掲げる条例の一部を改正します。</p> <p>(1) 付則第2条により改正する条例</p>			

- \* 稲城市表彰条例（昭和56年稲城市条例第24号）
  - \* 稲城市大丸地区会館設置条例（昭和59年稲城市条例第13号）
  - \* 稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）
  - \* 稲城市松葉集会所設置条例（平成6年稲城市条例第23号）
  - \* 稲城市押立ふれあい会館設置条例（平成9年稲城市条例第12号）
  - \* 稲城市上谷戸緑地体験学習館条例（平成17年稲城市条例第17号）
  - \* 稲城市福祉センター条例（平成17年稲城市条例第24号）
  - \* 稲城市立保育所設置条例（平成17年稲城市条例第27号）
  - \* 稲城市立 i（あい）プラザ条例（平成19年稲城市条例第11号）
  - \* 稲城市立図書館設置条例（平成19年稲城市条例第13号）
  - \* 稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）
  - \* 稲城市地域振興プラザ条例（平成24年稲城市条例第22号）
  - \* 稲城市発達支援センター条例（平成25年稲城市条例第9号）
  - \* 稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）
  - \* いなぎ発信基地ペアテラス条例（平成27年稲城市条例第22号）
  - \* 稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年稲城市条例第10号）
  - \* 稲城市重症心身障害児（者）等通所施設条例（令和5年稲城市条例第10号）
- (2) 付則第3条により改正する条例
- \* 稲城市職員定数条例（昭和41年稲城市条例第168号）
  - \* 稲城市特別職報酬等審議会条例（昭和43年稲城市条例第225号）
  - \* 稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成30年稲城市条例第25号）
- (3) 付則第4条により改正する条例
- \* 稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号）

稲城市表彰条例の新旧対照表

新	旧
<p>(自治功労表彰)</p> <p>第4条 自治功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するもので、その功労が顕著であると認められるもの（以下「自治功労者」という。）に対して行う。</p> <p>(1) …… (略)</p> <p>(2) 稲城市議会議員、副市長、教育長、<u>政策監</u>又は稲城市病院事業管理者として、満8年以上その職にあった者</p> <p>(3)～(6) …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p>	<p>(自治功労表彰)</p> <p>第4条 自治功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するもので、その功労が顕著であると認められるもの（以下「自治功労者」という。）に対して行う。</p> <p>(1) …… (略)</p> <p>(2) 稲城市議会議員、副市長、教育長又は稲城市病院事業管理者として、満8年以上その職にあった者</p> <p>(3)～(6) …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p>

稲城市大丸地区会館設置条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第12条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第12条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>

稲城市立公園条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第20条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第20条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p>

(2) …… (略)

(2) …… (略)

稲城市松葉集会所設置条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第12条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第12条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>

稲城市押立ふれあい会館設置条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第15条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第15条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>

上谷戸緑地体験学習館条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第13条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第13条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p>

(2) …… (略)	(2) …… (略)
------------	------------

稲城市福祉センター条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第12条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第12条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</u></p> <p>(2) …… (略)</p>

稲城市立保育所設置条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第14条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第14条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</u></p> <p>(2) …… (略)</p>

稲城市立 i (あい) プラザ条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第16条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人、公共的団体等を除く。）</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第16条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人、公共的団体等を除く。）</u></p>

(2) …… (略)	(2) …… (略)
------------	------------

稲城市立図書館設置条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第10条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人、公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第10条 次に掲げる団体は、指定管理者となることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、代表者その他の役員となっている団体（市が出資している法人、公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>

稲城市健康プラザ条例の新旧対照表

新	旧
<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第16条 …… (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する者を指定管理者として指定してはならない。</p> <p>(1) 稲城市議会議員、市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、法第180条の5の規定により稲城市（以下「市」という。）に設置する委員会の委員又は当該委員が代表者その他の役員を務める団体（市が出資している法人、公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第16条 …… (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する者を指定管理者として指定してはならない。</p> <p>(1) 稲城市議会議員、市長、副市長、教育長、法第180条の5の規定により稲城市（以下「市」という。）に設置する委員会の委員又は当該委員が代表者その他の役員を務める団体（市が出資している法人、公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>

稲城市地域振興プラザ条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第17条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第17条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。</p>

<p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、法第180条の5の規定により稲城市（以下「市」という。）に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務めるもの（市が出資しているものを除く。）</p> <p>(2) ……（略）</p>	<p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、法第180条の5の規定により稲城市（以下「市」という。）に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務めるもの（市が出資しているものを除く。）</p> <p>(2) ……（略）</p>
---	--

稲城市発達支援センター条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、地方自治法第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務める団体（市が出資しているものを除く。）</p> <p>(2) ……（略）</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、地方自治法第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務める団体（市が出資しているものを除く。）</p> <p>(2) ……（略）</p>

稲城市体育施設条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当するものは、指定管理者の指定を受けることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が代表者その他の役員となっているもの（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) ……（略）</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当するものは、指定管理者の指定を受けることができない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が代表者その他の役員となっているもの（市が出資している法人及び公共的団体等を除く。）</p> <p>(2) ……（略）</p>

いなぎ発信基地ペアテラス条例の新旧対照表

新	旧
---	---

<p>(欠格事由)</p> <p>第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務める団体（市が出資しているものを除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務める団体（市が出資しているものを除く。）</p> <p>(2) …… (略)</p>
---	--

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等は、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等の損害賠償責任のうち、当該損害賠償責任を負う額から、基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額については、これを賠償する責任を免れるものとする。</p> <p>(1) …… (略)</p> <p>(2) 副市長、教育委員会の教育長、<u>政策監</u>若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4</p> <p>(3)・(4) …… (略)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等は、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等の損害賠償責任のうち、当該損害賠償責任を負う額から、基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額については、これを賠償する責任を免れるものとする。</p> <p>(1) …… (略)</p> <p>(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4</p> <p>(3)・(4) …… (略)</p>

稲城市重症心身障害児(者)等通所施設条例の新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事由)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、<u>政策監</u>、地方自治法第180条の5第1項及び第3項</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。</p> <p>(1) 議員又は市長、副市長、教育長、地方自治法第180条の5第1項及び第3項の規定に</p>

の規定により市に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務める団体（市が出資しているものを除く。） (2) …… (略)	より市に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務める団体（市が出資しているものを除く。） (2) …… (略)
--	--

稲城市職員定数条例の新旧対照表

新	旧
(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員（副市長、 <u>教育長及び政策監</u> を除く。）をいう。	(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員（副市長 <u>及び教育長</u> を除く。）をいう。

稲城市特別職報酬等審議会条例の新旧対照表

新	旧
(所掌事項) 第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、 <u>教育長及び政策監</u> の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。	(所掌事項) 第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長 <u>及び教育長</u> の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例の新旧対照表

新	旧
(支給方法及び支給条件) 第7条 この条例に定めるもののほか、管理者の受ける給与及び旅費の支給方法及び支給条件については、市長、副市長、 <u>教育長及び政策監</u> の受ける給与及び旅費の例による。	(支給方法及び支給条件) 第7条 この条例に定めるもののほか、管理者の受ける給与及び旅費の支給方法及び支給条件については、市長、副市長 <u>及び教育長</u> の受ける給与及び旅費の例による。

稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

新	旧

第1条 市長、副市長、教育長及び政策監（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び旅費については、この条例の定めるところによる。

別表第1（第2条関係）

職名	給料月額
市長	942,000円
副市長	816,000円
教育長、 <u>政策監</u>	767,000円

別表第2（第3条関係）

職名	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（1日）		宿泊料	食事料
					宿泊を要する出張	宿泊を要しない出張		
市長					円	円	円	円
副市長	実費	1等	実費	実費	1,500	1,000	14,000	1,000
教育長								
<u>政策監</u>								

第1条 市長、副市長及び教育長（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び旅費については、この条例の定めるところによる。

別表第1（第2条関係）

職名	給料月額
市長	942,000円
副市長	816,000円
教育長	767,000円

別表第2（第3条関係）

職名	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（1日）		宿泊料	食事料
					宿泊を要する出張	宿泊を要しない出張		
市長					円	円	円	円
副市長	実費	1等	実費	実費	1,500	1,000	14,000	1,000
教育長								

## 第2号議案

### 稲城市企業誘致条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市への企業誘致のさらなる促進に向け、奨励措置の拡充を図るため、稲城市企業誘致条例の全部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市企業誘致条例

稲城市企業誘致条例（平成25年稲城市条例第4号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この条例は、稲城市（以下「市」という。）に企業の立地を促進するために必要な措置を講ずることにより、企業が地域に根ざす事業を営み、市民の雇用機会の拡大及び地域経済の活性化を図り、もってにぎわいのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人又は個人（第5号に規定する事業用地提供者を除く。）をいう。
- (2) 事業所 企業がその事業の用に供するために必要な施設及びこれと一体的な利用に供される施設をいう。
- (3) 事業用地 事業所の敷地及び事業所の開設を目的に整備された土地をいう。
- (4) 奨励対象事業所 企業が次条に規定する奨励金の交付を受けるために市街化区域内に開設した事業所をいう。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に規定する営業許可又は届出が必要な事業所に該当するものを除く。）
- (5) 事業用地提供者 奨励対象事業所の事業用地を売却又は賃貸したものをいう。
- (6) 常用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (7) 飲食店舗 第1号に規定する企業のうち、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業（以下「飲食店営業」という。）の許可を受けているものが開設した、飲食を可能とする店舗をいう。（店舗内に飲食を提供する場所を設ける場合に限る。）
- (8) 旅館・ホテル営業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定す

る旅館・ホテル営業の用に供する施設及び当該施設の敷地と一体的な利用ができる」と市長が認める付属施設をいう。

- (9) 投下固定資産総額 奨励対象事業所の開設を行うために必要な地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する固定資産の取得費用(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税を除く。)の合計額をいう。

(奨励金)

第3条 市長は、予算の範囲内において、市民生活との調和を図りながら、活力あるまちづくりに寄与するものであると認める企業及び事業用地提供者(以下「企業等」という。)に対し、企業誘致に係る奨励措置として、奨励金を交付することができる。

- 2 奨励金の種類、交付対象及び交付要件は、別表に定めるとおりとする。
- 3 企業等は、別表に掲げる奨励金のうち、いずれか一種類の奨励金に限り交付を受けることができる。
- 4 奨励金の額及び交付に関する基準は、規則で定める。

(欠格事由)

第4条 次のいずれかに該当する企業等は、奨励金の交付を受けることができない。

- (1) 国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を滞納している企業等
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長する、又は暴力団の運営に資する活動を行う企業等
- (3) 現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をした企業等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が奨励金の交付を受ける企業等として適当でないと認めるもの

(加算金)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金(別表に規定する用地確保奨励金を除く。)の初回の交付時に限り、予算の範囲内において、当該奨励金に追加して加算金を交付することができる。

- (1) 市内に住所を有する者を奨励対象事業所において新たに常用労働者として雇

用した場合（当該雇用期間が1年以上の者に限る。）

(2) 奨励対象事業所の新設にあたり次のいずれかに該当する場合

ア 市内に本店を有する工事請負業者（事業所の中核となる家屋を建設する建設業を営む者をいう。イにおいて同じ。）と工事請負契約を締結した場合

イ 市内に本店を有しない工事請負業者と工事請負契約を締結した場合において、当該工事の一次下請業者（工事請負業者から直接に建設工事の全部又は一部を請け負った事業者をいう。）が市内に本店を有する場合であつて、かつ、当該下請契約の金額が、当該新設に係る総工事費に規則で定める率を乗じて得た金額以上である場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこの条例の目的を達成するため特に必要と認める場合

2 加算金の交付額は、規則に規定する奨励金の額を超えない範囲内において、規則で定めるところにより決定する。

3 前2項に規定するもののほか、加算金の交付について必要な事項は、規則で定める。

（交付決定等）

第6条 奨励金及び加算金（以下「奨励金等」という。）の交付を受けようとする企業等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金等の交付の決定を行うものとする。

3 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要と認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。

（適用除外）

第7条 この条例に基づく奨励金等は、市内にある事業所を市内の別の事業用地に移転した企業に対しては、交付しないものとする。ただし、事業所の移転前にこの条例に基づく奨励金等の交付の要件を満たし、前条第2項に規定する交付決定（次条において「交付決定」という。）を受けた企業を除く。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定を受けた企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認

めたときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 規則に定める交付の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第6条第3項の規定により交付の決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金等を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

(地位の承継)

第9条 奨励金等の交付を受けた企業等から奨励対象事業所又は事業用地の譲渡を受けた企業等は、当該奨励金等の交付を受けた事業を継続する場合又は当該奨励金の交付に係る事業用地を引き続き賃貸する場合に限り、奨励金等の交付を受ける企業等としての地位を承継することができるものとする。

- 2 前項の規定により地位を承継しようとする企業等は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(奨励金等の返還)

第10条 第8条の規定により奨励金等の交付の決定を取り消された企業等又は規則で定める期間内に奨励対象事業所を閉鎖若しくは事業内容を変更した企業は、規則で定めるところにより、既に交付した奨励金等の全部又は一部を返還しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する規則で定める期間内に奨励対象事業所を閉鎖又は事業内容を変更したことにより奨励金等を返還させるときは、前条の規定により地位を承継した企業及び同条の規定により地位を譲渡した企業の双方に返還を求めるものとする。

- 3 市長は、奨励金等の交付を受けた企業が、奨励金等の交付が終了した後に奨励対象事業所を他の企業に譲渡し、譲渡を受けた企業が規則で定める期間内に奨励対象事業所を閉鎖若しくは事業内容を変更したときは、奨励対象事業所を譲渡した企業に対して奨励金等の返還を求めるものとする。

- 4 市長は、前3項の規定により奨励金等を返還させようとするときは、当該奨励金等の交付を受けた企業等に対し、その理由を示すものとする。

(報告等)

第11条 市長は、奨励金等の交付を受けた企業等に対し、必要と認める事項について報告を求め、書面を提出させ、又は実地に調査することができる。

(企業等の責務)

第12条 奨励金等の交付を受けた企業等は、地域経済の担い手としての認識を持ち、市民生活及び周辺環境との調和を図りながら、この条例の目的達成のために尽力するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日以後に事業所又は事業用地を取得又は賃借若しくは賃貸した企業等について適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の稲城市企業誘致条例第5条の規定により指定企業の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

奨励金の種類	交付対象	交付要件
(1) 一般奨励金	新たに事業用地を購入又は賃借し、当該事業用地に事業所を建築して、当該事業用地の購入契約日又は賃借契約日から起算して3年以内に事業を開始する企業	常用労働者数が10人以上かつ事業用地の面積が200㎡以上又は投下固定資産総額が1億円以上であること。
(2) 飲食店舗誘致奨励金	自己の所有する又は賃借した事業用地に飲食店舗を建築して飲食店営業を開始する企業	店舗の延床面積が35㎡以上であること。
(3) 旅館・ホテル営業誘致奨励金	自己の所有する又は賃借した建物で旅館・ホテル営業を開始する企業	客室数が25室以上かつ客室面積が1室当たり19㎡以上あること。
(4) 飲食店舗賃貸奨励金	自己の所有する建物を飲食店舗として事業者に賃貸する企業	店舗の延床面積が35㎡以上であることかつ事業者が1年以上事業を継続する意思を有すること。
(5) 旅館・ホテル施設賃貸奨励金	自己の所有する建物を旅館・ホテル営業の用として事業者に賃貸する企業	客室数が25室以上かつ客室面積が1室当たり19㎡以上あること。
(6) 用地確保奨励金	事業用地提供者	事業用地として売却又は賃貸するための土地を所有すること。

## 議案概要説明書

議案番号	第2号	担当課	産業文化スポーツ部経済課												
件名	稲城市企業誘致条例														
<p><b>【概要】</b></p> <p>本案は、稲城市への企業誘致のさらなる促進に向け、奨励措置の拡充を図るため、稲城市企業誘致条例（平成25年稲城市条例第4号）の全部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1条（目的） この条例の目的について規定します。</li> <li>○ 第2条（定義） 用語の意義について規定します。</li> <li>○ 第3条（奨励金） 企業誘致に係る奨励措置として奨励金を交付する旨、奨励金の種類、交付対象及び交付要件等について規定します。</li> </ul>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">奨励金の種類</th> <th style="width: 33%;">交付対象</th> <th style="width: 33%;">交付要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 一般奨励金</td> <td>新たに事業用地を購入又は賃借し、当該事業用地に事業所を建築して、当該事業用地の購入契約日又は賃借契約日から起算して3年以内に事業を開始する企業</td> <td>常用労働者数が10人以上かつ事業用地の面積が200㎡以上又は投下固定資産総額が1億円以上であること。</td> </tr> <tr> <td>(2) 飲食店舗誘致奨励金</td> <td>自己の所有する又は賃借した事業用地に飲食店舗を建築して飲食店営業を開始する企業</td> <td>店舗の延床面積が35㎡以上であること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 旅館・ホテル営業誘致奨励金</td> <td>自己の所有する又は賃借した建物で旅館・ホテル営業を開始する企業</td> <td>客室数が25室以上かつ客室面積が1室当たり19㎡以上あること。</td> </tr> </tbody> </table>				奨励金の種類	交付対象	交付要件	(1) 一般奨励金	新たに事業用地を購入又は賃借し、当該事業用地に事業所を建築して、当該事業用地の購入契約日又は賃借契約日から起算して3年以内に事業を開始する企業	常用労働者数が10人以上かつ事業用地の面積が200㎡以上又は投下固定資産総額が1億円以上であること。	(2) 飲食店舗誘致奨励金	自己の所有する又は賃借した事業用地に飲食店舗を建築して飲食店営業を開始する企業	店舗の延床面積が35㎡以上であること。	(3) 旅館・ホテル営業誘致奨励金	自己の所有する又は賃借した建物で旅館・ホテル営業を開始する企業	客室数が25室以上かつ客室面積が1室当たり19㎡以上あること。
奨励金の種類	交付対象	交付要件													
(1) 一般奨励金	新たに事業用地を購入又は賃借し、当該事業用地に事業所を建築して、当該事業用地の購入契約日又は賃借契約日から起算して3年以内に事業を開始する企業	常用労働者数が10人以上かつ事業用地の面積が200㎡以上又は投下固定資産総額が1億円以上であること。													
(2) 飲食店舗誘致奨励金	自己の所有する又は賃借した事業用地に飲食店舗を建築して飲食店営業を開始する企業	店舗の延床面積が35㎡以上であること。													
(3) 旅館・ホテル営業誘致奨励金	自己の所有する又は賃借した建物で旅館・ホテル営業を開始する企業	客室数が25室以上かつ客室面積が1室当たり19㎡以上あること。													

(4) 飲食店舗賃貸奨励金	自己の所有する建物を飲食店舗として事業者賃貸する企業	店舗の延床面積が35㎡以上であることかつ事業者が1年以上事業を継続する意思を有すること。
(5) 旅館・ホテル施設賃貸奨励金	自己の所有する建物を旅館・ホテル営業の用として事業者賃貸する企業	客室数が25室以上かつ客室面積が1室当たり19㎡以上あること。
(6) 用地確保奨励金	事業用地提供者	事業用地として売却又は賃貸するための土地を所有すること。

○ 第4条（欠格事由）

奨励金の交付を受けることができない企業等について規定します。

○ 第5条（加算金）

奨励金に追加して加算金を交付することができる旨を規定します。

○ 第6条（交付決定等）

奨励金及び加算金（以下「奨励金等」という。）の交付決定、条件の付与等について規定します。

○ 第7条（適用除外）

奨励金等は、市内にある事業所を市内の別の事業用地に移転した場合には交付しない旨を規定します。

○ 第8条（交付決定の取消し）

交付決定の取消しについて規定します。

○ 第9条（地位の承継）

奨励金等の交付を受けた企業等から事業所又は事業用地の譲渡を受けた企業等は、当該奨励金等の交付を受けた事業を継続する場合等に限り奨励金等の交付を受ける企業等としての地位を承継することができる旨を規定します。また、地位を承継しようとする企業等は、市長の承認を得なければならない旨を規定します。

○ 第10条（奨励金等の返還）

奨励金等の交付の決定を取り消された企業等又は規則で定める期間内に事業所を閉鎖等した企業は、奨励金等の全部又は一部を返還しなければならない旨を規定し

ます。また、事業所の譲渡が行われた場合等に奨励金等の返還を求める企業について等を規定します。

○ 第11条（報告等）

奨励金等の交付を受けた企業等に対し、報告を求めることができる旨等を規定します。

○ 第12条（企業等の責務）

奨励金等の交付を受けた企業等の責務について規定します。

○ 第13条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定します。

**【施行期日等】**

この条例は、令和8年4月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。

### 第3号議案

稲城市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）第44条の規定による行政手続法（平成5年法律第88号）の改正等を踏まえ、稲城市行政手続条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市行政手続条例の一部を改正する条例

稲城市行政手続条例（平成14年稲城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号、第4条、第13条第1項及び第2項第5号並びに第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の稲城市行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

## 議案概要説明書

議案番号	第3号	担当課	総務部文書法制課
件名	稲城市行政手続条例の一部を改正する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）第44条の規定による行政手続法（平成5年法律第88号）の改正等を踏まえ、稲城市行政手続条例（平成14年稲城市条例第23号）の一部を改正するものです。</p>			
<b>【改正内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第2条（定義）、第4条（国の機関等に対する処分等の適用除外）、第13条（不利益処分をしようとする場合の手続）、第14条（不利益処分の理由の提示）及び第28条（弁明の機会の付与の通知の方式）<p>文言を整理します。</p></li><li>○ 第15条（聴聞の通知の方式）<p>聴聞を行うに当たり不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合には、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できるようにするとともに、市の掲示場に書面を掲示し、又は市に設置したデジタル画面に表示することでも閲覧できるようにするほか、規定を整備します。</p></li><li>○ 第16条（代理人）、第22条（続行期日の指定）及び第29条（聴聞に関する手続の準用）<p>第15条の改正に伴い、規定を整備します。</p></li></ul>			
<b>【施行期日等】</b> <p>この条例は、令和8年5月21日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。</p>			

稲城市行政手続条例の新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) …… (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア …… (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ …… (略)</p> <p>(6)～(8) …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア …… (略)</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) …… (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア …… (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ …… (略)</p> <p>(6)～(8) …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア …… (略)</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p>

ウ …… (略)

(2) …… (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) …… (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 …… (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) …… (略)

2 …… (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で

ウ …… (略)

(2) …… (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) …… (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 …… (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) …… (略)

2 …… (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときには、当該通知がその者に到達したものとみなす。

定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 …… (略)

(続行期日の指定)

第22条 …… (略)

2 …… (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) …… (略)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 …… (略)

(続行期日の指定)

第22条 …… (略)

2 …… (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) …… (略)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

## 第4号議案

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝浩

(提案理由)

会計年度任用職員の時間額に係る報酬の限度額、期末手当の支給割合等を改正するため、稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する  
条例の一部を改正する条例

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例  
(令和元年稲城市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,000円」を「5,000円」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 期末手当の額は、規則で定める期末手当の基礎額に、6月に支給する場合においては100分の91.25を、12月に支給する場合においては100分の91.25を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第6条第2項中「給与条例第19条第2項に規定する割合のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する場合の割合を乗じて得た額」を「6月に支給する場合においては100分の78.75を、12月に支給する場合においては100分の78.75を乗じて得た額」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案概要説明書

議案番号	第4号	担当課	総務部人事課
件名	稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【概要】</b></p> <p>本案は、会計年度任用職員の時間額に係る報酬の限度額、期末手当の支給割合等を改正するため、稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（令和元年稲城市条例第17号）の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第2条（報酬の額） 会計年度任用職員に支給する報酬の額について、時間額の上限額を5,000円に上げます。</li><li>○ 第5条（期末手当）及び第6条（勤勉手当） 期末手当の支給割合及び勤勉手当の上限額を定めるための割合を一般職の職員の割合に揃えるため、段階的に上げます。</li></ul> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行します。</p>			

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 会計年度任用職員に支給する報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、月額にあつては375,000円、日額にあつては25,000円、時間額にあつては<u>5,000円</u>を超えない範囲内において規則で定めるものとする。</p> <p>2～4 …… (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 …… (略)</p> <p><u>2 期末手当の額は、規則で定める期末手当の基礎額に、6月に支給する場合においては100分の91.25を、12月に支給する場合においては100分の91.25を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3・4 …… (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第6条 …… (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の78.75を、12月に支給する場合においては100分の78.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3・4 …… (略)</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 会計年度任用職員に支給する報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、月額にあつては375,000円、日額にあつては25,000円、時間額にあつては<u>3,000円</u>を超えない範囲内において規則で定めるものとする。</p> <p>2～4 …… (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 …… (略)</p> <p><u>2 期末手当の額は、規則で定める期末手当の基礎額に給与条例第18条第3項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3・4 …… (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第6条 …… (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、<u>給与条例第19条第2項に規定する割合のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する場合の割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3・4 …… (略)</p>

## 第5号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項中「使用料を含む。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項に掲げる職員のうち、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、月額30,000円以上の家賃を支払っているもの 30,000円

(2) 前項に掲げる職員のうち、前号に掲げるもの以外のもの 15,000円

別表第1定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から149の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	196,400	251,600	272,700	408,800	524,300
2	197,300	252,700	274,000	411,300	526,900
3	198,300	253,800	275,300	413,600	529,600
4	199,300	254,900	276,600	416,000	532,000
5	200,300	256,000	278,000	418,400	534,500
6	201,400	257,100	279,300	420,700	537,000
7	202,600	258,200	280,600	423,000	539,500
8	203,800	259,300	281,900	425,300	542,100
9	205,000	260,400	283,300	427,700	
10	206,200	261,500	284,600	430,000	
11	207,400	262,600	286,000	432,200	
12	208,800	263,800	287,500	434,400	
13	210,200	265,000	289,000	436,700	
14	211,600	266,200	290,600	438,900	

15	213,100	267,300	292,200	441,000	
16	214,600	268,600	293,800	443,100	
17	216,200	270,000	295,500	445,000	
18	218,500	271,300	297,400	446,800	
19	220,800	272,400	299,200	448,700	
20	223,200	273,700	301,100	450,500	
21	225,600	275,100	302,900	452,200	
22	227,600	276,400	304,800	453,900	
23	229,600	277,600	306,700	455,500	
24	231,600	278,900	308,500	457,200	
25	233,600	280,300	310,300	458,900	
26	235,700	281,800	312,200	460,300	
27	237,800	283,200	314,100	461,300	
28	239,900	284,600	315,900	462,100	
29	242,000	286,100	317,700	462,900	
30	243,200	288,000	319,600	463,700	
31	244,500	289,800	321,500	464,400	
32	245,800	291,700	323,300	465,100	
33	247,300	293,500	325,100	465,800	
34	248,300	295,000	326,900	466,500	
35	249,300	296,500	328,900	467,200	
36	250,300	297,900	330,800	467,900	
37	251,300	299,100	332,600	468,600	
38	252,200	300,300	334,500	469,300	
39	253,200	301,500	336,300	470,000	
40	254,200	302,800	338,200	470,600	
41	255,200	304,100	340,100	471,200	
42	256,100	305,400	341,900	471,900	
43	257,100	306,600	343,800	472,500	

44	258,100	307,700	345,700	473,100	
45	259,100	308,900	347,600	473,700	
46	260,000	310,100	349,500	474,300	
47	261,000	311,300	351,400	474,900	
48	262,000	312,500	353,300	475,500	
49	263,000	313,600	355,300	476,100	
50	264,000	314,700	357,700	476,700	
51	265,000	315,800	360,100	477,300	
52	265,900	317,000	362,500	477,800	
53	266,800	318,200	364,900	478,300	
54	267,700	319,300	367,100	478,900	
55	268,600	320,400	369,100	479,400	
56	269,600	321,500	371,100	479,900	
57	270,600	322,700	373,000	480,400	
58	271,500	323,800	374,800	480,900	
59	272,400	324,900	376,600	481,400	
60	273,400	326,000	378,300	481,900	
61	274,400	327,100	380,100	482,300	
62	275,300	328,200	381,900		
63	276,200	329,300	383,700		
64	277,100	330,400	385,400		
65	278,100	331,500	387,000		
66	279,000	332,500	388,600		
67	279,900	333,600	390,100		
68	280,800	334,700	391,400		
69	281,700	335,800	392,700		
70	282,600	336,900	393,500		
71	283,500	338,000	394,300		
72	284,400	339,000	395,000		

73	285,300	340,100	395,700		
74	286,200	341,000	396,300		
75	287,100	342,000	396,900		
76	288,000	343,000	397,500		
77	288,900	344,000	398,200		
78	289,800	344,900	398,800		
79	290,700	345,700	399,400		
80	291,600	346,400	400,000		
81	292,500	347,100	400,500		
82	293,300	347,700	401,100		
83	294,200	348,300	401,700		
84	295,100	348,900	402,200		
85	296,000	349,400	402,700		
86	296,800	350,000	403,200		
87	297,700	350,500	403,700		
88	298,500	351,000	404,300		
89	299,400	351,500	404,900		
90	300,200	352,100	405,500		
91	301,100	352,600	406,100		
92	302,000	353,000	406,600		
93	302,800	353,500	407,100		
94	303,600	354,000	407,700		
95	304,500	354,500	408,200		
96	305,300	355,000	408,700		
97	306,200	355,400	409,200		
98	307,000	355,900	409,700		
99	307,900	356,300	410,200		
100	308,700	356,800	410,700		
101	309,600	357,300	411,200		

102	310,500	357,700	411,700		
103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		
105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		
118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		
126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900		424,100		

131	324,200		424,500		
132	324,500		424,900		
133	324,800		425,300		
134	325,200		425,700		
135	325,500		426,100		
136	325,800		426,500		
137	326,100		426,900		
138	326,400		427,300		
139	326,800		427,700		
140	327,100		428,100		
141	327,400		428,500		
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,800				

別表第3 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から145の項までを次のように改める。

	円	円	円
1	283,000	472,500	498,000
2	285,300	474,400	500,800
3	287,600	476,300	503,600
4	290,000	478,100	506,300
5	292,400	479,900	509,000
6	294,800	481,700	511,700
7	297,200	483,500	514,300

8	299,600	485,300	516,800
9	302,000	487,100	519,400
10	304,400	488,800	522,000
11	306,800	490,500	524,500
12	309,200	492,100	526,900
13	311,600	493,700	529,300
14	314,200	495,200	531,800
15	316,800	496,600	534,300
16	319,500	497,900	536,800
17	322,200	499,200	539,200
18	325,100	500,300	541,700
19	328,000	501,300	544,100
20	331,100	502,200	546,500
21	334,100	503,100	548,900
22	336,800	504,000	551,300
23	339,400	504,900	553,700
24	341,900	505,800	556,000
25	344,400	506,600	558,300
26	346,800	507,400	560,300
27	349,200	508,200	562,300
28	351,700	508,900	564,300
29	354,100	509,600	566,200
30	356,400	510,300	568,000
31	358,800	510,900	569,600
32	361,300	511,400	571,100
33	363,700	511,900	572,500
34	366,100	512,500	573,900
35	368,600	513,100	575,300
36	371,000	513,700	576,700

37	373,300	514,200	578,100
38	375,400	514,800	579,400
39	377,500	515,400	580,700
40	379,600	516,000	582,000
41	381,600	516,500	583,200
42	383,700	517,100	584,300
43	385,700	517,700	585,400
44	387,700	518,200	586,500
45	389,700	518,800	587,600
46	391,700	519,400	588,700
47	393,800	520,000	589,800
48	395,800	520,500	590,900
49	397,700	521,000	591,900
50	398,900	521,600	592,900
51	400,100	522,100	593,900
52	401,200	522,700	594,900
53	402,300	523,200	595,900
54	403,400	523,700	596,900
55	404,500	524,200	597,900
56	405,600	524,700	598,800
57	406,600	525,200	599,700
58	407,400	525,700	600,700
59	408,300	526,200	601,600
60	409,200	526,700	602,500
61	410,100	527,200	603,400
62	410,900	527,700	604,300
63	411,700	528,200	605,200
64	412,500	528,700	606,100
65	413,200	529,200	606,900

66	413,800	529,700	607,800
67	414,400	530,200	608,700
68	415,000	530,700	609,600
69	415,600	531,200	610,400
70	416,100		611,300
71	416,600		612,200
72	417,000		613,000
73	417,400		613,700
74	417,900		614,500
75	418,300		615,300
76	418,700		616,100
77	419,200		616,900
78	419,700		617,600
79	420,100		618,400
80	420,500		619,200
81	421,000		620,000
82	421,500		620,700
83	421,900		621,400
84	422,300		622,200
85	422,600		622,900
86	423,100		623,600
87	423,500		624,400
88	423,900		625,100
89	424,200		625,800
90	424,600		626,400
91	425,000		627,100
92	425,400		627,800
93	425,700		628,500
94	426,100		629,200

95	426,500		629,900
96	426,900		630,600
97	427,200		631,300
98	427,600		632,000
99	428,000		632,700
100	428,400		633,400
101	428,700		634,100
102	429,100		634,800
103	429,500		635,500
104	429,900		636,200
105	430,200		636,900
106	430,600		637,600
107	431,000		638,300
108	431,400		639,000
109	431,700		639,700
110			640,400
111			641,100
112			641,800
113			642,500
114			643,200
115			643,900
116			644,600
117			645,300
118			646,000
119			646,700
120			647,400
121			648,100
122			648,800
123			649,500

124			650,200
125			650,900
126			651,600
127			652,300
128			653,000
129			653,700

別表第4 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から149の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	196,600	253,400	273,000	408,800	542,100
2	197,600	254,300	274,300	411,300	544,800
3	198,700	255,300	275,600	413,600	547,500
4	199,800	256,100	276,900	416,000	550,200
5	200,900	257,000	278,300	418,400	552,900
6	202,100	257,900	279,700	420,700	555,600
7	203,400	258,800	281,100	423,000	558,300
8	204,700	259,700	282,300	425,300	561,000
9	206,100	260,800	283,700	427,700	
10	207,500	261,800	285,000	430,000	
11	208,900	262,900	286,400	432,200	
12	210,500	264,000	288,000	434,400	
13	212,100	265,200	289,500	436,700	
14	213,600	266,400	291,000	438,900	
15	215,100	267,600	292,500	441,000	
16	216,700	268,900	294,100	443,100	
17	218,400	270,200	295,800	445,000	
18	220,000	271,500	297,700	446,800	
19	221,600	272,700	299,500	448,700	
20	223,200	273,900	301,300	450,500	

21	224,900	275,300	303,200	452,200	
22	227,600	276,600	305,100	453,900	
23	230,300	278,000	307,000	455,500	
24	233,000	279,200	308,800	457,200	
25	235,700	280,500	310,600	458,900	
26	237,500	282,000	312,500	460,300	
27	239,400	283,400	314,300	461,300	
28	241,400	284,900	316,100	462,100	
29	243,400	286,400	318,000	462,900	
30	244,500	288,200	319,900	463,700	
31	245,600	290,000	321,800	464,400	
32	246,700	291,800	323,600	465,100	
33	247,800	293,700	325,400	465,800	
34	248,900	295,200	327,100	466,500	
35	250,100	296,700	329,100	467,200	
36	251,300	298,000	331,000	467,900	
37	252,400	299,200	332,800	468,600	
38	253,300	300,400	334,700	469,300	
39	254,300	301,600	336,500	470,000	
40	255,100	302,900	338,300	470,600	
41	256,000	304,200	340,200	471,200	
42	256,900	305,500	342,000	471,900	
43	257,800	306,700	343,800	472,500	
44	258,700	307,800	345,700	473,100	
45	259,600	309,000	347,600	473,700	
46	260,600	310,200	349,500	474,300	
47	261,700	311,500	351,400	474,900	
48	262,800	312,700	353,300	475,500	
49	263,900	313,800	355,300	476,100	

50	264,900	314,900	357,700	476,700	
51	265,900	316,000	360,100	477,300	
52	266,900	317,200	362,500	477,800	
53	267,800	318,400	364,900	478,300	
54	268,700	319,500	367,100	478,900	
55	269,600	320,500	369,100	479,400	
56	270,600	321,700	371,100	479,900	
57	271,600	322,900	373,000	480,400	
58	272,600	324,100	374,800	480,900	
59	273,500	325,200	376,600	481,400	
60	274,400	326,300	378,300	481,900	
61	275,400	327,400	380,100	482,400	
62	276,300	328,400	381,900	482,900	
63	277,200	329,500	383,700	483,400	
64	278,200	330,600	385,400	483,900	
65	279,100	331,800	387,000	484,400	
66	279,900	332,900	388,600	484,900	
67	280,700	334,000	390,100	485,400	
68	281,700	335,100	391,400	485,900	
69	282,700	336,200	392,700	486,400	
70	283,600	337,300	393,500	486,900	
71	284,400	338,400	394,300	487,400	
72	285,300	339,400	395,000	487,900	
73	286,200	340,500	395,700	488,400	
74	287,100	341,400	396,300	488,900	
75	288,000	342,300	396,900	489,400	
76	288,800	343,200	397,500		
77	289,600	344,200	398,200		
78	290,500	345,000	398,800		

79	291,300	345,800	399,400		
80	292,100	346,500	400,000		
81	292,900	347,200	400,500		
82	293,700	347,800	401,100		
83	294,500	348,300	401,700		
84	295,400	348,900	402,200		
85	296,200	349,400	402,700		
86	297,000	350,000	403,200		
87	297,800	350,500	403,700		
88	298,500	351,000	404,300		
89	299,500	351,500	404,900		
90	300,200	352,100	405,500		
91	301,100	352,600	406,100		
92	302,000	353,000	406,600		
93	302,800	353,500	407,100		
94	303,600	354,000	407,700		
95	304,500	354,500	408,200		
96	305,300	355,000	408,700		
97	306,100	355,400	409,200		
98	306,900	355,900	409,700		
99	307,800	356,300	410,200		
100	308,600	356,800	410,700		
101	309,400	357,300	411,200		
102	310,200	357,700	411,700		
103	310,900	358,200	412,200		
104	311,700	358,500	412,700		
105	312,400	358,800	413,100		
106	313,000	359,100	413,600		
107	313,600	359,500	414,100		

108	314,400	359,900	414,500		
109	315,100	360,300	414,900		
110	315,800	360,600	415,400		
111	316,400	361,000	415,900		
112	317,000	361,400	416,300		
113	317,500	361,800	416,700		
114	318,000	362,200	417,200		
115	318,600	362,500	417,700		
116	319,100	362,900	418,100		
117	319,500	363,300	418,500		
118	319,800	363,600	419,000		
119	320,100	364,000	419,400		
120	320,400	364,400	419,800		
121	320,700	364,800	420,200		
122	321,000	365,100	420,700		
123	321,300	365,500	421,100		
124	321,600	365,900	421,500		
125	321,900	366,300	421,900		
126	322,200		422,300		
127	322,500		422,700		
128	322,800		423,100		
129	323,100		423,500		
130	323,400		423,900		
131	323,700		424,300		
132	324,000		424,700		
133	324,300		425,100		
134	324,600				
135	324,900				
136	325,200				

137	325,500				
138	325,800				
139	326,100				
140	326,400				
141	326,700				
142	327,000				
143	327,300				
144	327,600				
145	327,900				
146	328,200				
147	328,500				
148	328,800				
149	329,000				

別表第5 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から145の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	208,100	255,800	274,300	408,800	542,100
2	209,500	256,600	275,500	411,300	544,800
3	211,100	257,600	276,700	413,600	547,500
4	212,700	258,500	278,100	416,000	550,200
5	214,400	259,500	279,500	418,400	552,900
6	216,000	260,500	280,800	420,700	555,600
7	217,600	261,400	282,100	423,000	558,300
8	219,300	262,300	283,400	425,300	561,000
9	221,000	263,200	284,800	427,700	
10	222,600	264,200	286,100	430,000	
11	224,300	265,100	287,500	432,200	
12	226,000	266,000	289,000	434,400	
13	227,800	266,900	290,500	436,700	

14	229,500	268,000	291,900	438,900	
15	231,200	269,000	293,200	441,000	
16	232,900	270,100	294,700	443,100	
17	234,600	271,300	296,400	445,000	
18	236,300	272,400	298,200	446,800	
19	238,000	273,400	299,800	448,700	
20	239,700	274,600	301,600	450,500	
21	241,400	275,800	303,500	452,200	
22	243,200	277,000	305,300	453,900	
23	245,200	278,300	307,200	455,500	
24	247,200	279,600	308,900	457,200	
25	249,000	280,900	310,700	458,900	
26	249,700	282,300	312,500	460,300	
27	250,500	283,600	314,300	461,300	
28	251,300	285,100	316,100	462,100	
29	252,000	286,700	317,900	462,900	
30	252,700	288,500	319,800	463,700	
31	253,500	290,100	321,600	464,400	
32	254,300	291,900	323,400	465,100	
33	255,000	293,700	325,200	465,800	
34	255,700	295,200	327,000	466,500	
35	256,500	296,600	329,000	467,200	
36	257,200	298,000	330,900	467,900	
37	258,000	299,300	332,700	468,600	
38	258,700	300,600	334,600	469,300	
39	259,500	301,800	336,400	470,000	
40	260,300	303,000	338,300	470,600	
41	261,100	304,200	340,200	471,200	
42	261,800	305,500	342,000	471,900	

43	262,600	306,700	343,900	472,500	
44	263,400	307,800	345,800	473,100	
45	264,200	309,000	347,700	473,700	
46	264,900	310,200	349,600	474,300	
47	265,700	311,500	351,500	474,900	
48	266,500	312,600	353,400	475,500	
49	267,500	313,700	355,400	476,100	
50	268,500	314,800	357,800	476,700	
51	269,400	315,900	360,200	477,300	
52	270,400	317,100	362,600	477,800	
53	271,500	318,300	365,000	478,300	
54	272,400	319,400	367,200	478,800	
55	273,200	320,500	369,200	479,300	
56	274,100	321,700	371,200	479,800	
57	275,100	322,800	373,100	480,300	
58	276,000	324,100	374,900	480,800	
59	276,800	325,200	376,700	481,300	
60	277,700	326,200	378,400	481,800	
61	278,700	327,200	380,200	482,300	
62	279,600	328,300	382,000	482,800	
63	280,400	329,400	383,800	483,300	
64	281,300	330,500	385,500	483,800	
65	282,200	331,600	387,100	484,300	
66	283,100	332,600	388,600	484,800	
67	284,000	333,700	390,100	485,300	
68	284,800	334,800	391,400	485,800	
69	285,700	335,900	392,700	486,300	
70	286,600	337,000	393,500	486,800	
71	287,500	338,200	394,300	487,300	

72	288,300	339,200	395,000		
73	289,200	340,200	395,700		
74	290,100	341,200	396,300		
75	290,900	342,300	396,900		
76	291,800	343,300	397,500		
77	292,600	344,300	398,200		
78	293,400	345,200	398,800		
79	294,300	346,000	399,400		
80	295,200	346,700	400,000		
81	296,000	347,400	400,500		
82	296,800	348,000	401,100		
83	297,700	348,600	401,700		
84	298,500	349,200	402,200		
85	299,400	349,800	402,700		
86	300,200	350,400	403,200		
87	301,100	351,000	403,700		
88	302,000	351,500	404,300		
89	302,800	351,900	404,900		
90	303,600	352,400	405,500		
91	304,500	352,800	406,100		
92	305,300	353,200	406,600		
93	306,200	353,700	407,100		
94	307,000	354,100	407,700		
95	307,900	354,500	408,200		
96	308,700	355,000	408,700		
97	309,600	355,500	409,100		
98	310,500	355,900	409,600		
99	311,200	356,300	410,100		
100	311,900	356,800	410,600		

101	312,600	357,300	411,100		
102	313,300	357,700	411,600		
103	313,900	358,100	412,100		
104	314,600	358,500	412,600		
105	315,200	358,800	413,000		
106	315,900	359,200	413,500		
107	316,400	359,600	414,000		
108	316,900	360,000	414,400		
109	317,300	360,300	414,800		
110	317,800	360,600	415,300		
111	318,200	361,000	415,800		
112	318,700	361,400	416,200		
113	319,000	361,800	416,600		
114	319,300	362,200	417,100		
115	319,600	362,600	417,600		
116	319,900	362,900	418,000		
117	320,200	363,300	418,400		
118	320,500	363,700	418,900		
119	320,800	364,100	419,300		
120	321,100	364,500	419,700		
121	321,400	364,800	420,100		
122	321,700	365,100	420,500		
123	322,000	365,500	420,900		
124	322,300	365,900	421,300		
125	322,600	366,200	421,700		
126	322,900	366,500	422,100		
127	323,200	366,900	422,500		
128	323,500	367,300	422,900		
129	323,800	367,600	423,300		

130	324,100				
131	324,400				
132	324,700				
133	325,000				
134	325,300				
135	325,600				
136	325,900				
137	326,200				
138	326,500				
139	326,800				
140	327,100				
141	327,400				
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				

別表第6 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から153の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	196,400	251,600	272,700	408,800	542,100
2	197,300	252,700	274,000	411,300	544,800
3	198,300	253,800	275,300	413,600	547,500
4	199,300	254,900	276,600	416,000	550,200
5	200,300	256,000	278,000	418,400	552,900
6	201,400	257,100	279,300	420,700	555,600
7	202,600	258,200	280,600	423,000	558,300
8	203,800	259,300	281,900	425,300	561,000
9	205,000	260,400	283,300	427,700	
10	206,200	261,500	284,600	430,000	

11	207,400	262,600	286,000	432,200	
12	208,800	263,800	287,500	434,400	
13	210,200	265,000	289,000	436,700	
14	211,600	266,200	290,600	438,900	
15	213,100	267,300	292,200	441,000	
16	214,600	268,600	293,800	443,100	
17	216,200	270,000	295,500	445,000	
18	218,500	271,300	297,400	446,800	
19	220,800	272,400	299,200	448,700	
20	223,200	273,700	301,100	450,500	
21	225,600	275,100	302,900	452,200	
22	227,600	276,400	304,800	453,900	
23	229,600	277,600	306,700	455,500	
24	231,600	278,900	308,500	457,200	
25	233,600	280,300	310,300	458,900	
26	235,700	281,800	312,200	460,300	
27	237,800	283,200	314,100	461,300	
28	239,900	284,600	315,900	462,100	
29	242,000	286,100	317,700	462,900	
30	243,200	288,000	319,600	463,700	
31	244,500	289,800	321,500	464,400	
32	245,800	291,700	323,300	465,100	
33	247,300	293,500	325,100	465,800	
34	248,300	295,000	326,900	466,500	
35	249,300	296,500	328,900	467,200	
36	250,300	297,900	330,800	467,900	
37	251,300	299,100	332,600	468,600	
38	252,200	300,300	334,500	469,300	
39	253,200	301,500	336,300	470,000	

40	254,200	302,800	338,200	470,600	
41	255,200	304,100	340,100	471,200	
42	256,100	305,400	341,900	471,900	
43	257,100	306,600	343,800	472,500	
44	258,100	307,700	345,700	473,100	
45	259,100	308,900	347,600	473,700	
46	260,000	310,100	349,500	474,300	
47	261,000	311,300	351,400	474,900	
48	262,000	312,500	353,300	475,500	
49	263,000	313,600	355,300	476,100	
50	264,000	314,700	357,700	476,700	
51	265,000	315,800	360,100	477,300	
52	265,900	317,000	362,500	477,800	
53	266,800	318,200	364,900	478,300	
54	267,700	319,300	367,100	478,900	
55	268,600	320,400	369,100	479,400	
56	269,600	321,500	371,100	479,900	
57	270,600	322,700	373,000	480,400	
58	271,500	323,800	374,800	480,900	
59	272,400	324,900	376,600	481,400	
60	273,400	326,000	378,300	481,900	
61	274,400	327,100	380,100	482,300	
62	275,300	328,200	381,900	482,700	
63	276,200	329,300	383,700	483,100	
64	277,100	330,400	385,400	483,500	
65	278,100	331,500	387,000	483,900	
66	279,000	332,500	388,600	484,300	
67	279,900	333,600	390,100	484,700	
68	280,800	334,700	391,400	485,100	

69	281,700	335,800	392,700	485,500	
70	282,600	336,900	393,500	485,900	
71	283,500	338,000	394,300	486,300	
72	284,400	339,000	395,000	486,700	
73	285,300	340,100	395,700	487,100	
74	286,200	341,000	396,300	487,500	
75	287,100	342,000	396,900	487,900	
76	288,000	343,000	397,500	488,300	
77	288,900	344,000	398,200	488,700	
78	289,800	344,900	398,800	489,100	
79	290,700	345,700	399,400	489,500	
80	291,600	346,400	400,000	489,900	
81	292,500	347,100	400,500	490,300	
82	293,300	347,700	401,100	490,700	
83	294,200	348,300	401,700	491,100	
84	295,100	348,900	402,200		
85	296,000	349,400	402,700		
86	296,800	350,000	403,200		
87	297,700	350,500	403,700		
88	298,500	351,000	404,300		
89	299,400	351,500	404,900		
90	300,200	352,100	405,500		
91	301,100	352,600	406,100		
92	302,000	353,000	406,600		
93	302,800	353,500	407,100		
94	303,600	354,000	407,700		
95	304,500	354,500	408,200		
96	305,300	355,000	408,700		
97	306,200	355,400	409,200		

98	307,000	355,900	409,700		
99	307,900	356,300	410,200		
100	308,700	356,800	410,700		
101	309,600	357,300	411,200		
102	310,500	357,700	411,700		
103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		
105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		
118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		
126	322,600	367,300	422,400		

127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900	368,900	424,100		
131	324,200	369,300	424,500		
132	324,500	369,700	424,900		
133	324,800	370,100	425,300		
134	325,200	370,500	425,700		
135	325,500	370,900	426,100		
136	325,800	371,300	426,500		
137	326,100	371,700	426,900		
138	326,400	372,100	427,300		
139	326,800	372,500	427,700		
140	327,100	372,900	428,100		
141	327,400	373,300	428,500		
142	327,700	373,700			
143	328,000	374,100			
144	328,300	374,500			
145	328,600	374,900			
146	328,900	375,300			
147	329,200	375,700			
148	329,500	376,100			
149	329,800	376,500			
150	330,100	376,900			
151	330,400	377,300			
152	330,700	377,700			
153	331,000				

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、この条例による改正前の稲城市一般職の職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表(1)の4級、別表第3に掲げる医療職給料表(1)の2級若しくは3級、別表第4に掲げる医療職給料表(2)の4級、別表第5に掲げる医療職給料表(3)の4級又は別表第6に掲げる消防職給料表の4級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が付則別表第1から付則別表第5までの旧号給欄に掲げる号給であるもの（以下「特定職員」という。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、付則別表新号給欄に定める号給とする。

(委任)

第3条 前条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則別表第1（付則第2条関係）

行政職給料表(1)の適用を受ける特定職員の新号給

職務の級	4級
旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1

11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3

40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32

69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61

付則別表第2（付則第2条関係）

医療職給料表(1)の適用を受ける特定職員の新号給

職務の級	2級	3級
旧号給	新号給	
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9

26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	14
31	1	15
32	1	16
33	1	17
34	1	18
35	1	19
36	1	20
37	1	21
38	2	22
39	3	23
40	4	24
41	5	25
42	6	26
43	7	27
44	8	28
45	9	29
46	10	30
47	11	31
48	12	32
49	13	33
50	14	34
51	15	35
52	16	36
53	17	37
54	18	38

55	19	39
56	20	40
57	21	41
58	22	42
59	23	43
60	24	44
61	25	45
62	26	46
63	27	47
64	28	48
65	29	49
66	30	50
67	31	51
68	32	52
69	33	53
70	34	54
71	35	55
72	36	56
73	37	57
74	38	58
75	39	59
76	40	60
77	41	61
78	42	62
79	43	63
80	44	64
81	45	65
82	46	66
83	47	67

84	48	68
85	49	69
86	50	70
87	51	71
88	52	72
89	53	73
90	54	74
91	55	75
92	56	76
93	57	77
94	58	78
95	59	79
96	60	80
97	61	81
98	62	82
99	63	83
100	64	84
101	65	85
102	66	86
103	67	87
104	68	88
105	69	89
106		90
107		91
108		92
109		93
110		94
111		95
112		96

113		97
114		98
115		99
116		100
117		101
118		102
119		103
120		104
121		105
122		106
123		107
124		108
125		109
126		110
127		111
128		112
129		113
130		114
131		115
132		116
133		117
134		118
135		119
136		120
137		121
138		122
139		123
140		124
141		125

142		126
143		127
144		128
145		129

付則別表第3（付則第2条関係）

医療職給料表(2)の適用を受ける特定職員の新号給

職務の級	4級
旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1

22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14

51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43

80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61
98	62
99	63
100	64
101	65
102	66
103	67
104	68
105	69
106	70
107	71
108	72

109	73
110	74
111	75

付則別表第4（付則第2条関係）

医療職給料表(3)の適用を受ける特定職員の新号給

職務の級	4級
旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1

23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	2
43	3
44	4
45	5
46	6
47	7
48	8
49	9
50	10
51	11

52	12
53	13
54	14
55	15
56	16
57	17
58	18
59	19
60	20
61	21
62	22
63	23
64	24
65	25
66	26
67	27
68	28
69	29
70	30
71	31
72	32
73	33
74	34
75	35
76	36
77	37
78	38
79	39
80	40

81	41
82	42
83	43
84	44
85	45
86	46
87	47
88	48
89	49
90	50
91	51
92	52
93	53
94	54
95	55
96	56
97	57
98	58
99	59
100	60
101	61
102	62
103	63
104	64
105	65
106	66
107	67
108	68
109	69

110	70
111	71

付則別表第5（付則第2条関係）

消防職給料表の適用を受ける特定職員の新号給

職務の級	4級
旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1

24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16

53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45

82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61
98	62
99	63
100	64
101	65
102	66
103	67
104	68
105	69
106	70
107	71
108	72
109	73
110	74

111	75
112	76
113	77
114	78
115	79
116	80
117	81
118	82
119	83

## 議案概要説明書

議案番号	第5号	担当課	総務部人事課
件名	稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を改正するものです。</p> <b>【改正内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第7条の4（住居手当）<p>満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員であって、月額30,000円以上の家賃を支払っているものの住居手当の支給金額を30,000円（現行15,000円）に引き上げます。</p></li><li>○ 別表第1及び別表第3から別表第6まで<p>行政職給料表(1)の4級、医療職給料表(1)の2級及び3級、医療職給料表(2)の4級、医療職給料表(3)の4級並びに消防職給料表の4級について、給料月額の前号の水準を引き上げます。</p></li></ul> <b>【施行期日等】</b> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行します。また、付則において、号給の切替え等について規定します。</p>			

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表

新							旧						
<p>(住居手当)</p> <p>第7条の4 世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員（公舎等で市規則で定めるものに居住する職員を除く。）のうち、自ら居住するために住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）を支払っている者には、当該職員が満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間について、住居手当を支給する。</p> <p>2 <u>住居手当の月額</u>は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>前項に掲げる職員のうち、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>であつて、月額30,000円以上の家賃を支払っているもの <u>30,000円</u></p> <p>(2) <u>前項に掲げる職員のうち、前号に掲げるもの以外のもの</u> <u>15,000円</u></p> <p>3 ……（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表(1)</p>							<p>(住居手当)</p> <p>第7条の4 世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員（公舎等で市規則で定めるものに居住する職員を除く。）のうち、自ら居住するために住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っている者には、当該職員が満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間について、住居手当を支給する。</p> <p>2 <u>住居手当の月額</u>は、15,000円とする。</p> <p>3 ……（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表(1)</p>						
職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
定年前		円	円	円	円	円	定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	196,400	251,600	272,700	<u>408,800</u>	524,300	再任用	1	196,400	251,600	272,700	<u>325,100</u>	524,300
短時間勤務職員以外 の職員	2	197,300	252,700	274,000	<u>411,300</u>	526,900	短時間勤務職員以外 の職員	2	197,300	252,700	274,000	<u>327,100</u>	526,900
	3	198,300	253,800	275,300	<u>413,600</u>	529,600		3	198,300	253,800	275,300	<u>329,100</u>	529,600
	4	199,300	254,900	276,600	<u>416,000</u>	532,000		4	199,300	254,900	276,600	<u>331,000</u>	532,000
	5	200,300	256,000	278,000	<u>418,400</u>	534,500		5	200,300	256,000	278,000	<u>332,900</u>	534,500
	6	201,400	257,100	279,300	<u>420,700</u>	537,000		6	201,400	257,100	279,300	<u>334,800</u>	537,000
	7	202,600	258,200	280,600	<u>423,000</u>	539,500		7	202,600	258,200	280,600	<u>336,900</u>	539,500
	8	203,800	259,300	281,900	<u>425,300</u>	542,100		8	203,800	259,300	281,900	<u>338,900</u>	542,100
	9	205,000	260,400	283,300	<u>427,700</u>			9	205,000	260,400	283,300	<u>340,800</u>	

10	206,200	261,500	284,600	<u>430,000</u>
11	207,400	262,600	286,000	<u>432,200</u>
12	208,800	263,800	287,500	<u>434,400</u>
13	210,200	265,000	289,000	<u>436,700</u>
14	211,600	266,200	290,600	<u>438,900</u>
15	213,100	267,300	292,200	<u>441,000</u>
16	214,600	268,600	293,800	<u>443,100</u>
17	216,200	270,000	295,500	<u>445,000</u>
18	218,500	271,300	297,400	<u>446,800</u>
19	220,800	272,400	299,200	<u>448,700</u>
20	223,200	273,700	301,100	<u>450,500</u>
21	225,600	275,100	302,900	<u>452,200</u>
22	227,600	276,400	304,800	<u>453,900</u>
23	229,600	277,600	306,700	<u>455,500</u>
24	231,600	278,900	308,500	<u>457,200</u>
25	233,600	280,300	310,300	<u>458,900</u>
26	235,700	281,800	312,200	<u>460,300</u>
27	237,800	283,200	314,100	<u>461,300</u>
28	239,900	284,600	315,900	<u>462,100</u>
29	242,000	286,100	317,700	<u>462,900</u>
30	243,200	288,000	319,600	<u>463,700</u>
31	244,500	289,800	321,500	<u>464,400</u>
32	245,800	291,700	323,300	<u>465,100</u>
33	247,300	293,500	325,100	<u>465,800</u>
34	248,300	295,000	326,900	<u>466,500</u>
35	249,300	296,500	328,900	<u>467,200</u>
36	250,300	297,900	330,800	<u>467,900</u>
37	251,300	299,100	332,600	<u>468,600</u>
38	252,200	300,300	334,500	<u>469,300</u>

10	206,200	261,500	284,600	<u>342,800</u>
11	207,400	262,600	286,000	<u>344,800</u>
12	208,800	263,800	287,500	<u>346,800</u>
13	210,200	265,000	289,000	<u>348,800</u>
14	211,600	266,200	290,600	<u>350,900</u>
15	213,100	267,300	292,200	<u>353,000</u>
16	214,600	268,600	293,800	<u>355,000</u>
17	216,200	270,000	295,500	<u>357,100</u>
18	218,500	271,300	297,400	<u>359,200</u>
19	220,800	272,400	299,200	<u>361,400</u>
20	223,200	273,700	301,100	<u>363,600</u>
21	225,600	275,100	302,900	<u>365,800</u>
22	227,600	276,400	304,800	<u>368,300</u>
23	229,600	277,600	306,700	<u>370,800</u>
24	231,600	278,900	308,500	<u>373,300</u>
25	233,600	280,300	310,300	<u>375,800</u>
26	235,700	281,800	312,200	<u>378,300</u>
27	237,800	283,200	314,100	<u>380,800</u>
28	239,900	284,600	315,900	<u>383,600</u>
29	242,000	286,100	317,700	<u>386,300</u>
30	243,200	288,000	319,600	<u>389,300</u>
31	244,500	289,800	321,500	<u>392,200</u>
32	245,800	291,700	323,300	<u>395,100</u>
33	247,300	293,500	325,100	<u>398,100</u>
34	248,300	295,000	326,900	<u>400,900</u>
35	249,300	296,500	328,900	<u>403,600</u>
36	250,300	297,900	330,800	<u>406,300</u>
37	251,300	299,100	332,600	<u>408,800</u>
38	252,200	300,300	334,500	<u>411,300</u>

39	253,200	301,500	336,300	<u>470,000</u>
40	254,200	302,800	338,200	<u>470,600</u>
41	255,200	304,100	340,100	<u>471,200</u>
42	256,100	305,400	341,900	<u>471,900</u>
43	257,100	306,600	343,800	<u>472,500</u>
44	258,100	307,700	345,700	<u>473,100</u>
45	259,100	308,900	347,600	<u>473,700</u>
46	260,000	310,100	349,500	<u>474,300</u>
47	261,000	311,300	351,400	<u>474,900</u>
48	262,000	312,500	353,300	<u>475,500</u>
49	263,000	313,600	355,300	<u>476,100</u>
50	264,000	314,700	357,700	<u>476,700</u>
51	265,000	315,800	360,100	<u>477,300</u>
52	265,900	317,000	362,500	<u>477,800</u>
53	266,800	318,200	364,900	<u>478,300</u>
54	267,700	319,300	367,100	<u>478,900</u>
55	268,600	320,400	369,100	<u>479,400</u>
56	269,600	321,500	371,100	<u>479,900</u>
57	270,600	322,700	373,000	<u>480,400</u>
58	271,500	323,800	374,800	<u>480,900</u>
59	272,400	324,900	376,600	<u>481,400</u>
60	273,400	326,000	378,300	<u>481,900</u>
61	274,400	327,100	380,100	<u>482,300</u>
62	275,300	328,200	381,900	
63	276,200	329,300	383,700	
64	277,100	330,400	385,400	
65	278,100	331,500	387,000	
66	279,000	332,500	388,600	
67	279,900	333,600	390,100	

39	253,200	301,500	336,300	<u>413,600</u>
40	254,200	302,800	338,200	<u>416,000</u>
41	255,200	304,100	340,100	<u>418,400</u>
42	256,100	305,400	341,900	<u>420,700</u>
43	257,100	306,600	343,800	<u>423,000</u>
44	258,100	307,700	345,700	<u>425,300</u>
45	259,100	308,900	347,600	<u>427,700</u>
46	260,000	310,100	349,500	<u>430,000</u>
47	261,000	311,300	351,400	<u>432,200</u>
48	262,000	312,500	353,300	<u>434,400</u>
49	263,000	313,600	355,300	<u>436,700</u>
50	264,000	314,700	357,700	<u>438,900</u>
51	265,000	315,800	360,100	<u>441,000</u>
52	265,900	317,000	362,500	<u>443,100</u>
53	266,800	318,200	364,900	<u>445,000</u>
54	267,700	319,300	367,100	<u>446,800</u>
55	268,600	320,400	369,100	<u>448,700</u>
56	269,600	321,500	371,100	<u>450,500</u>
57	270,600	322,700	373,000	<u>452,200</u>
58	271,500	323,800	374,800	<u>453,900</u>
59	272,400	324,900	376,600	<u>455,500</u>
60	273,400	326,000	378,300	<u>457,200</u>
61	274,400	327,100	380,100	<u>458,900</u>
62	275,300	328,200	381,900	<u>460,300</u>
63	276,200	329,300	383,700	<u>461,300</u>
64	277,100	330,400	385,400	<u>462,100</u>
65	278,100	331,500	387,000	<u>462,900</u>
66	279,000	332,500	388,600	<u>463,700</u>
67	279,900	333,600	390,100	<u>464,400</u>

68	280,800	334,700	391,400		
69	281,700	335,800	392,700		
70	282,600	336,900	393,500		
71	283,500	338,000	394,300		
72	284,400	339,000	395,000		
73	285,300	340,100	395,700		
74	286,200	341,000	396,300		
75	287,100	342,000	396,900		
76	288,000	343,000	397,500		
77	288,900	344,000	398,200		
78	289,800	344,900	398,800		
79	290,700	345,700	399,400		
80	291,600	346,400	400,000		
81	292,500	347,100	400,500		
82	293,300	347,700	401,100		
83	294,200	348,300	401,700		
84	295,100	348,900	402,200		
85	296,000	349,400	402,700		
86	296,800	350,000	403,200		
87	297,700	350,500	403,700		
88	298,500	351,000	404,300		
89	299,400	351,500	404,900		
90	300,200	352,100	405,500		
91	301,100	352,600	406,100		
92	302,000	353,000	406,600		
93	302,800	353,500	407,100		
94	303,600	354,000	407,700		
95	304,500	354,500	408,200		
96	305,300	355,000	408,700		

68	280,800	334,700	391,400	<u>465,100</u>	
69	281,700	335,800	392,700	<u>465,800</u>	
70	282,600	336,900	393,500	<u>466,500</u>	
71	283,500	338,000	394,300	<u>467,200</u>	
72	284,400	339,000	395,000	<u>467,900</u>	
73	285,300	340,100	395,700	<u>468,600</u>	
74	286,200	341,000	396,300	<u>469,300</u>	
75	287,100	342,000	396,900	<u>470,000</u>	
76	288,000	343,000	397,500	<u>470,600</u>	
77	288,900	344,000	398,200	<u>471,200</u>	
78	289,800	344,900	398,800	<u>471,900</u>	
79	290,700	345,700	399,400	<u>472,500</u>	
80	291,600	346,400	400,000	<u>473,100</u>	
81	292,500	347,100	400,500	<u>473,700</u>	
82	293,300	347,700	401,100	<u>474,300</u>	
83	294,200	348,300	401,700	<u>474,900</u>	
84	295,100	348,900	402,200	<u>475,500</u>	
85	296,000	349,400	402,700	<u>476,100</u>	
86	296,800	350,000	403,200	<u>476,700</u>	
87	297,700	350,500	403,700	<u>477,300</u>	
88	298,500	351,000	404,300	<u>477,800</u>	
89	299,400	351,500	404,900	<u>478,300</u>	
90	300,200	352,100	405,500	<u>478,900</u>	
91	301,100	352,600	406,100	<u>479,400</u>	
92	302,000	353,000	406,600	<u>479,900</u>	
93	302,800	353,500	407,100	<u>480,400</u>	
94	303,600	354,000	407,700	<u>480,900</u>	
95	304,500	354,500	408,200	<u>481,400</u>	
96	305,300	355,000	408,700	<u>481,900</u>	

97	306,200	355,400	409,200		
98	307,000	355,900	409,700		
99	307,900	356,300	410,200		
100	308,700	356,800	410,700		
101	309,600	357,300	411,200		
102	310,500	357,700	411,700		
103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		
105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		
118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		

97	306,200	355,400	409,200	<u>482,300</u>	
98	307,000	355,900	409,700		
99	307,900	356,300	410,200		
100	308,700	356,800	410,700		
101	309,600	357,300	411,200		
102	310,500	357,700	411,700		
103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		
105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		
118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		

126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900		424,100		
131	324,200		424,500		
132	324,500		424,900		
133	324,800		425,300		
134	325,200		425,700		
135	325,500		426,100		
136	325,800		426,500		
137	326,100		426,900		
138	326,400		427,300		
139	326,800		427,700		
140	327,100		428,100		
141	327,400		428,500		
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,800				
..... (略)					

備考 ..... (略)

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表(1)

126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900		424,100		
131	324,200		424,500		
132	324,500		424,900		
133	324,800		425,300		
134	325,200		425,700		
135	325,500		426,100		
136	325,800		426,500		
137	326,100		426,900		
138	326,400		427,300		
139	326,800		427,700		
140	327,100		428,100		
141	327,400		428,500		
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,800				
..... (略)					

備考 ..... (略)

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円
	1	283,000	<u>472,500</u>	<u>498,000</u>
	2	285,300	<u>474,400</u>	<u>500,800</u>
	3	287,600	<u>476,300</u>	<u>503,600</u>
	4	290,000	<u>478,100</u>	<u>506,300</u>
	5	292,400	<u>479,900</u>	<u>509,000</u>
	6	294,800	<u>481,700</u>	<u>511,700</u>
	7	297,200	<u>483,500</u>	<u>514,300</u>
	8	299,600	<u>485,300</u>	<u>516,800</u>
	9	302,000	<u>487,100</u>	<u>519,400</u>
	10	304,400	<u>488,800</u>	<u>522,000</u>
	11	306,800	<u>490,500</u>	<u>524,500</u>
	12	309,200	<u>492,100</u>	<u>526,900</u>
	13	311,600	<u>493,700</u>	<u>529,300</u>
	14	314,200	<u>495,200</u>	<u>531,800</u>
	15	316,800	<u>496,600</u>	<u>534,300</u>
	16	319,500	<u>497,900</u>	<u>536,800</u>
	17	322,200	<u>499,200</u>	<u>539,200</u>
	18	325,100	<u>500,300</u>	<u>541,700</u>
	19	328,000	<u>501,300</u>	<u>544,100</u>
	20	331,100	<u>502,200</u>	<u>546,500</u>
	21	334,100	<u>503,100</u>	<u>548,900</u>
	22	336,800	<u>504,000</u>	<u>551,300</u>
	23	339,400	<u>504,900</u>	<u>553,700</u>
	24	341,900	<u>505,800</u>	<u>556,000</u>
	25	344,400	<u>506,600</u>	<u>558,300</u>
26	346,800	<u>507,400</u>	<u>560,300</u>	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円
	1	283,000	<u>372,400</u>	<u>452,300</u>
	2	285,300	<u>376,100</u>	<u>455,300</u>
	3	287,600	<u>379,700</u>	<u>458,300</u>
	4	290,000	<u>383,300</u>	<u>461,200</u>
	5	292,400	<u>386,900</u>	<u>464,100</u>
	6	294,800	<u>390,600</u>	<u>467,000</u>
	7	297,200	<u>394,300</u>	<u>469,800</u>
	8	299,600	<u>398,000</u>	<u>472,700</u>
	9	302,000	<u>401,700</u>	<u>475,600</u>
	10	304,400	<u>405,500</u>	<u>478,400</u>
	11	306,800	<u>409,200</u>	<u>481,200</u>
	12	309,200	<u>412,900</u>	<u>484,100</u>
	13	311,600	<u>416,600</u>	<u>487,000</u>
	14	314,200	<u>420,400</u>	<u>489,800</u>
	15	316,800	<u>424,200</u>	<u>492,600</u>
	16	319,500	<u>428,000</u>	<u>495,300</u>
	17	322,200	<u>431,700</u>	<u>498,000</u>
	18	325,100	<u>434,000</u>	<u>500,800</u>
	19	328,000	<u>436,300</u>	<u>503,600</u>
	20	331,100	<u>438,500</u>	<u>506,300</u>
	21	334,100	<u>440,700</u>	<u>509,000</u>
	22	336,800	<u>442,900</u>	<u>511,700</u>
	23	339,400	<u>445,000</u>	<u>514,300</u>
	24	341,900	<u>447,100</u>	<u>516,800</u>
	25	344,400	<u>449,200</u>	<u>519,400</u>
26	346,800	<u>451,200</u>	<u>522,000</u>	

27	349,200	<u>508,200</u>	<u>562,300</u>
28	351,700	<u>508,900</u>	<u>564,300</u>
29	354,100	<u>509,600</u>	<u>566,200</u>
30	356,400	<u>510,300</u>	<u>568,000</u>
31	358,800	<u>510,900</u>	<u>569,600</u>
32	361,300	<u>511,400</u>	<u>571,100</u>
33	363,700	<u>511,900</u>	<u>572,500</u>
34	366,100	<u>512,500</u>	<u>573,900</u>
35	368,600	<u>513,100</u>	<u>575,300</u>
36	371,000	<u>513,700</u>	<u>576,700</u>
37	373,300	<u>514,200</u>	<u>578,100</u>
38	375,400	<u>514,800</u>	<u>579,400</u>
39	377,500	<u>515,400</u>	<u>580,700</u>
40	379,600	<u>516,000</u>	<u>582,000</u>
41	381,600	<u>516,500</u>	<u>583,200</u>
42	383,700	<u>517,100</u>	<u>584,300</u>
43	385,700	<u>517,700</u>	<u>585,400</u>
44	387,700	<u>518,200</u>	<u>586,500</u>
45	389,700	<u>518,800</u>	<u>587,600</u>
46	391,700	<u>519,400</u>	<u>588,700</u>
47	393,800	<u>520,000</u>	<u>589,800</u>
48	395,800	<u>520,500</u>	<u>590,900</u>
49	397,700	<u>521,000</u>	<u>591,900</u>
50	398,900	<u>521,600</u>	<u>592,900</u>
51	400,100	<u>522,100</u>	<u>593,900</u>
52	401,200	<u>522,700</u>	<u>594,900</u>
53	402,300	<u>523,200</u>	<u>595,900</u>
54	403,400	<u>523,700</u>	<u>596,900</u>
55	404,500	<u>524,200</u>	<u>597,900</u>

27	349,200	<u>453,200</u>	<u>524,500</u>
28	351,700	<u>455,200</u>	<u>526,900</u>
29	354,100	<u>457,100</u>	<u>529,300</u>
30	356,400	<u>459,100</u>	<u>531,800</u>
31	358,800	<u>461,100</u>	<u>534,300</u>
32	361,300	<u>463,100</u>	<u>536,800</u>
33	363,700	<u>465,000</u>	<u>539,200</u>
34	366,100	<u>466,900</u>	<u>541,700</u>
35	368,600	<u>468,800</u>	<u>544,100</u>
36	371,000	<u>470,700</u>	<u>546,500</u>
37	373,300	<u>472,500</u>	<u>548,900</u>
38	375,400	<u>474,400</u>	<u>551,300</u>
39	377,500	<u>476,300</u>	<u>553,700</u>
40	379,600	<u>478,100</u>	<u>556,000</u>
41	381,600	<u>479,900</u>	<u>558,300</u>
42	383,700	<u>481,700</u>	<u>560,300</u>
43	385,700	<u>483,500</u>	<u>562,300</u>
44	387,700	<u>485,300</u>	<u>564,300</u>
45	389,700	<u>487,100</u>	<u>566,200</u>
46	391,700	<u>488,800</u>	<u>568,000</u>
47	393,800	<u>490,500</u>	<u>569,600</u>
48	395,800	<u>492,100</u>	<u>571,100</u>
49	397,700	<u>493,700</u>	<u>572,500</u>
50	398,900	<u>495,200</u>	<u>573,900</u>
51	400,100	<u>496,600</u>	<u>575,300</u>
52	401,200	<u>497,900</u>	<u>576,700</u>
53	402,300	<u>499,200</u>	<u>578,100</u>
54	403,400	<u>500,300</u>	<u>579,400</u>
55	404,500	<u>501,300</u>	<u>580,700</u>

56	405,600	<u>524,700</u>	<u>598,800</u>
57	406,600	<u>525,200</u>	<u>599,700</u>
58	407,400	<u>525,700</u>	<u>600,700</u>
59	408,300	<u>526,200</u>	<u>601,600</u>
60	409,200	<u>526,700</u>	<u>602,500</u>
61	410,100	<u>527,200</u>	<u>603,400</u>
62	410,900	<u>527,700</u>	<u>604,300</u>
63	411,700	<u>528,200</u>	<u>605,200</u>
64	412,500	<u>528,700</u>	<u>606,100</u>
65	413,200	<u>529,200</u>	<u>606,900</u>
66	413,800	<u>529,700</u>	<u>607,800</u>
67	414,400	<u>530,200</u>	<u>608,700</u>
68	415,000	<u>530,700</u>	<u>609,600</u>
69	415,600	<u>531,200</u>	<u>610,400</u>
70	416,100		<u>611,300</u>
71	416,600		<u>612,200</u>
72	417,000		<u>613,000</u>
73	417,400		<u>613,700</u>
74	417,900		<u>614,500</u>
75	418,300		<u>615,300</u>
76	418,700		<u>616,100</u>
77	419,200		<u>616,900</u>
78	419,700		<u>617,600</u>
79	420,100		<u>618,400</u>
80	420,500		<u>619,200</u>
81	421,000		<u>620,000</u>
82	421,500		<u>620,700</u>
83	421,900		<u>621,400</u>
84	422,300		<u>622,200</u>

56	405,600	<u>502,200</u>	<u>582,000</u>
57	406,600	<u>503,100</u>	<u>583,200</u>
58	407,400	<u>504,000</u>	<u>584,300</u>
59	408,300	<u>504,900</u>	<u>585,400</u>
60	409,200	<u>505,800</u>	<u>586,500</u>
61	410,100	<u>506,600</u>	<u>587,600</u>
62	410,900	<u>507,400</u>	<u>588,700</u>
63	411,700	<u>508,200</u>	<u>589,800</u>
64	412,500	<u>508,900</u>	<u>590,900</u>
65	413,200	<u>509,600</u>	<u>591,900</u>
66	413,800	<u>510,300</u>	<u>592,900</u>
67	414,400	<u>510,900</u>	<u>593,900</u>
68	415,000	<u>511,400</u>	<u>594,900</u>
69	415,600	<u>511,900</u>	<u>595,900</u>
70	416,100	<u>512,500</u>	<u>596,900</u>
71	416,600	<u>513,100</u>	<u>597,900</u>
72	417,000	<u>513,700</u>	<u>598,800</u>
73	417,400	<u>514,200</u>	<u>599,700</u>
74	417,900	<u>514,800</u>	<u>600,700</u>
75	418,300	<u>515,400</u>	<u>601,600</u>
76	418,700	<u>516,000</u>	<u>602,500</u>
77	419,200	<u>516,500</u>	<u>603,400</u>
78	419,700	<u>517,100</u>	<u>604,300</u>
79	420,100	<u>517,700</u>	<u>605,200</u>
80	420,500	<u>518,200</u>	<u>606,100</u>
81	421,000	<u>518,800</u>	<u>606,900</u>
82	421,500	<u>519,400</u>	<u>607,800</u>
83	421,900	<u>520,000</u>	<u>608,700</u>
84	422,300	<u>520,500</u>	<u>609,600</u>

85	422,600		<u>622,900</u>
86	423,100		<u>623,600</u>
87	423,500		<u>624,400</u>
88	423,900		<u>625,100</u>
89	424,200		<u>625,800</u>
90	424,600		<u>626,400</u>
91	425,000		<u>627,100</u>
92	425,400		<u>627,800</u>
93	425,700		<u>628,500</u>
94	426,100		<u>629,200</u>
95	426,500		<u>629,900</u>
96	426,900		<u>630,600</u>
97	427,200		<u>631,300</u>
98	427,600		<u>632,000</u>
99	428,000		<u>632,700</u>
100	428,400		<u>633,400</u>
101	428,700		<u>634,100</u>
102	429,100		<u>634,800</u>
103	429,500		<u>635,500</u>
104	429,900		<u>636,200</u>
105	430,200		<u>636,900</u>
106	430,600		<u>637,600</u>
107	431,000		<u>638,300</u>
108	431,400		<u>639,000</u>
109	431,700		<u>639,700</u>
110			<u>640,400</u>
111			<u>641,100</u>
112			<u>641,800</u>
113			<u>642,500</u>

85	422,600	<u>521,000</u>	<u>610,400</u>
86	423,100	<u>521,600</u>	<u>611,300</u>
87	423,500	<u>522,100</u>	<u>612,200</u>
88	423,900	<u>522,700</u>	<u>613,000</u>
89	424,200	<u>523,200</u>	<u>613,700</u>
90	424,600	<u>523,700</u>	<u>614,500</u>
91	425,000	<u>524,200</u>	<u>615,300</u>
92	425,400	<u>524,700</u>	<u>616,100</u>
93	425,700	<u>525,200</u>	<u>616,900</u>
94	426,100	<u>525,700</u>	<u>617,600</u>
95	426,500	<u>526,200</u>	<u>618,400</u>
96	426,900	<u>526,700</u>	<u>619,200</u>
97	427,200	<u>527,200</u>	<u>620,000</u>
98	427,600	<u>527,700</u>	<u>620,700</u>
99	428,000	<u>528,200</u>	<u>621,400</u>
100	428,400	<u>528,700</u>	<u>622,200</u>
101	428,700	<u>529,200</u>	<u>622,900</u>
102	429,100	<u>529,700</u>	<u>623,600</u>
103	429,500	<u>530,200</u>	<u>624,400</u>
104	429,900	<u>530,700</u>	<u>625,100</u>
105	430,200	<u>531,200</u>	<u>625,800</u>
106	430,600		<u>626,400</u>
107	431,000		<u>627,100</u>
108	431,400		<u>627,800</u>
109	431,700		<u>628,500</u>
110			<u>629,200</u>
111			<u>629,900</u>
112			<u>630,600</u>
113			<u>631,300</u>

114			<u>643,200</u>
115			<u>643,900</u>
116			<u>644,600</u>
117			<u>645,300</u>
118			<u>646,000</u>
119			<u>646,700</u>
120			<u>647,400</u>
121			<u>648,100</u>
122			<u>648,800</u>
123			<u>649,500</u>
124			<u>650,200</u>
125			<u>650,900</u>
126			<u>651,600</u>
127			<u>652,300</u>
128			<u>653,000</u>
129			<u>653,700</u>

114			<u>632,000</u>
115			<u>632,700</u>
116			<u>633,400</u>
117			<u>634,100</u>
118			<u>634,800</u>
119			<u>635,500</u>
120			<u>636,200</u>
121			<u>636,900</u>
122			<u>637,600</u>
123			<u>638,300</u>
124			<u>639,000</u>
125			<u>639,700</u>
126			<u>640,400</u>
127			<u>641,100</u>
128			<u>641,800</u>
129			<u>642,500</u>
130			<u>643,200</u>
131			<u>643,900</u>
132			<u>644,600</u>
133			<u>645,300</u>
134			<u>646,000</u>
135			<u>646,700</u>
136			<u>647,400</u>
137			<u>648,100</u>
138			<u>648,800</u>
139			<u>649,500</u>
140			<u>650,200</u>
141			<u>650,900</u>
142			<u>651,600</u>

…… (略)					

備考 …… (略)  
 別表第4 (第3条関係)  
 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	196,600	253,400	273,000	<u>408,800</u>	542,100
短時間	2	197,600	254,300	274,300	<u>411,300</u>	544,800
勤務職	3	198,700	255,300	275,600	<u>413,600</u>	547,500
員以外	4	199,800	256,100	276,900	<u>416,000</u>	550,200
の職員	5	200,900	257,000	278,300	<u>418,400</u>	552,900
	6	202,100	257,900	279,700	<u>420,700</u>	555,600
	7	203,400	258,800	281,100	<u>423,000</u>	558,300
	8	204,700	259,700	282,300	<u>425,300</u>	561,000
	9	206,100	260,800	283,700	<u>427,700</u>	
	10	207,500	261,800	285,000	<u>430,000</u>	
	11	208,900	262,900	286,400	<u>432,200</u>	
	12	210,500	264,000	288,000	<u>434,400</u>	
	13	212,100	265,200	289,500	<u>436,700</u>	
	14	213,600	266,400	291,000	<u>438,900</u>	
	15	215,100	267,600	292,500	<u>441,000</u>	
	16	216,700	268,900	294,100	<u>443,100</u>	
	17	218,400	270,200	295,800	<u>445,000</u>	
	18	220,000	271,500	297,700	<u>446,800</u>	
	19	221,600	272,700	299,500	<u>448,700</u>	

	143				<u>652,300</u>
	144				<u>653,000</u>
	145				<u>653,700</u>
…… (略)					

備考 …… (略)  
 別表第4 (第3条関係)  
 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	196,600	253,400	273,000	<u>325,100</u>	542,100
短時間	2	197,600	254,300	274,300	<u>327,100</u>	544,800
勤務職	3	198,700	255,300	275,600	<u>329,100</u>	547,500
員以外	4	199,800	256,100	276,900	<u>331,000</u>	550,200
の職員	5	200,900	257,000	278,300	<u>332,900</u>	552,900
	6	202,100	257,900	279,700	<u>334,800</u>	555,600
	7	203,400	258,800	281,100	<u>336,900</u>	558,300
	8	204,700	259,700	282,300	<u>338,900</u>	561,000
	9	206,100	260,800	283,700	<u>340,800</u>	
	10	207,500	261,800	285,000	<u>342,800</u>	
	11	208,900	262,900	286,400	<u>344,800</u>	
	12	210,500	264,000	288,000	<u>346,800</u>	
	13	212,100	265,200	289,500	<u>348,800</u>	
	14	213,600	266,400	291,000	<u>350,900</u>	
	15	215,100	267,600	292,500	<u>353,000</u>	
	16	216,700	268,900	294,100	<u>355,000</u>	
	17	218,400	270,200	295,800	<u>357,100</u>	
	18	220,000	271,500	297,700	<u>359,200</u>	
	19	221,600	272,700	299,500	<u>361,400</u>	

20	223, 200	273, 900	301, 300	<u>450, 500</u>
21	224, 900	275, 300	303, 200	<u>452, 200</u>
22	227, 600	276, 600	305, 100	<u>453, 900</u>
23	230, 300	278, 000	307, 000	<u>455, 500</u>
24	233, 000	279, 200	308, 800	<u>457, 200</u>
25	235, 700	280, 500	310, 600	<u>458, 900</u>
26	237, 500	282, 000	312, 500	<u>460, 300</u>
27	239, 400	283, 400	314, 300	<u>461, 300</u>
28	241, 400	284, 900	316, 100	<u>462, 100</u>
29	243, 400	286, 400	318, 000	<u>462, 900</u>
30	244, 500	288, 200	319, 900	<u>463, 700</u>
31	245, 600	290, 000	321, 800	<u>464, 400</u>
32	246, 700	291, 800	323, 600	<u>465, 100</u>
33	247, 800	293, 700	325, 400	<u>465, 800</u>
34	248, 900	295, 200	327, 100	<u>466, 500</u>
35	250, 100	296, 700	329, 100	<u>467, 200</u>
36	251, 300	298, 000	331, 000	<u>467, 900</u>
37	252, 400	299, 200	332, 800	<u>468, 600</u>
38	253, 300	300, 400	334, 700	<u>469, 300</u>
39	254, 300	301, 600	336, 500	<u>470, 000</u>
40	255, 100	302, 900	338, 300	<u>470, 600</u>
41	256, 000	304, 200	340, 200	<u>471, 200</u>
42	256, 900	305, 500	342, 000	<u>471, 900</u>
43	257, 800	306, 700	343, 800	<u>472, 500</u>
44	258, 700	307, 800	345, 700	<u>473, 100</u>
45	259, 600	309, 000	347, 600	<u>473, 700</u>
46	260, 600	310, 200	349, 500	<u>474, 300</u>
47	261, 700	311, 500	351, 400	<u>474, 900</u>
48	262, 800	312, 700	353, 300	<u>475, 500</u>

20	223, 200	273, 900	301, 300	<u>363, 600</u>
21	224, 900	275, 300	303, 200	<u>365, 800</u>
22	227, 600	276, 600	305, 100	<u>368, 300</u>
23	230, 300	278, 000	307, 000	<u>370, 800</u>
24	233, 000	279, 200	308, 800	<u>373, 300</u>
25	235, 700	280, 500	310, 600	<u>375, 800</u>
26	237, 500	282, 000	312, 500	<u>378, 300</u>
27	239, 400	283, 400	314, 300	<u>380, 800</u>
28	241, 400	284, 900	316, 100	<u>383, 600</u>
29	243, 400	286, 400	318, 000	<u>386, 300</u>
30	244, 500	288, 200	319, 900	<u>389, 300</u>
31	245, 600	290, 000	321, 800	<u>392, 200</u>
32	246, 700	291, 800	323, 600	<u>395, 100</u>
33	247, 800	293, 700	325, 400	<u>398, 100</u>
34	248, 900	295, 200	327, 100	<u>400, 900</u>
35	250, 100	296, 700	329, 100	<u>403, 600</u>
36	251, 300	298, 000	331, 000	<u>406, 300</u>
37	252, 400	299, 200	332, 800	<u>408, 800</u>
38	253, 300	300, 400	334, 700	<u>411, 300</u>
39	254, 300	301, 600	336, 500	<u>413, 600</u>
40	255, 100	302, 900	338, 300	<u>416, 000</u>
41	256, 000	304, 200	340, 200	<u>418, 400</u>
42	256, 900	305, 500	342, 000	<u>420, 700</u>
43	257, 800	306, 700	343, 800	<u>423, 000</u>
44	258, 700	307, 800	345, 700	<u>425, 300</u>
45	259, 600	309, 000	347, 600	<u>427, 700</u>
46	260, 600	310, 200	349, 500	<u>430, 000</u>
47	261, 700	311, 500	351, 400	<u>432, 200</u>
48	262, 800	312, 700	353, 300	<u>434, 400</u>

49	263,900	313,800	355,300	<u>476,100</u>
50	264,900	314,900	357,700	<u>476,700</u>
51	265,900	316,000	360,100	<u>477,300</u>
52	266,900	317,200	362,500	<u>477,800</u>
53	267,800	318,400	364,900	<u>478,300</u>
54	268,700	319,500	367,100	<u>478,900</u>
55	269,600	320,500	369,100	<u>479,400</u>
56	270,600	321,700	371,100	<u>479,900</u>
57	271,600	322,900	373,000	<u>480,400</u>
58	272,600	324,100	374,800	<u>480,900</u>
59	273,500	325,200	376,600	<u>481,400</u>
60	274,400	326,300	378,300	<u>481,900</u>
61	275,400	327,400	380,100	<u>482,400</u>
62	276,300	328,400	381,900	<u>482,900</u>
63	277,200	329,500	383,700	<u>483,400</u>
64	278,200	330,600	385,400	<u>483,900</u>
65	279,100	331,800	387,000	<u>484,400</u>
66	279,900	332,900	388,600	<u>484,900</u>
67	280,700	334,000	390,100	<u>485,400</u>
68	281,700	335,100	391,400	<u>485,900</u>
69	282,700	336,200	392,700	<u>486,400</u>
70	283,600	337,300	393,500	<u>486,900</u>
71	284,400	338,400	394,300	<u>487,400</u>
72	285,300	339,400	395,000	<u>487,900</u>
73	286,200	340,500	395,700	<u>488,400</u>
74	287,100	341,400	396,300	<u>488,900</u>
75	288,000	342,300	396,900	<u>489,400</u>
76	288,800	343,200	397,500	
77	289,600	344,200	398,200	

49	263,900	313,800	355,300	<u>436,700</u>
50	264,900	314,900	357,700	<u>438,900</u>
51	265,900	316,000	360,100	<u>441,000</u>
52	266,900	317,200	362,500	<u>443,100</u>
53	267,800	318,400	364,900	<u>445,000</u>
54	268,700	319,500	367,100	<u>446,800</u>
55	269,600	320,500	369,100	<u>448,700</u>
56	270,600	321,700	371,100	<u>450,500</u>
57	271,600	322,900	373,000	<u>452,200</u>
58	272,600	324,100	374,800	<u>453,900</u>
59	273,500	325,200	376,600	<u>455,500</u>
60	274,400	326,300	378,300	<u>457,200</u>
61	275,400	327,400	380,100	<u>458,900</u>
62	276,300	328,400	381,900	<u>460,300</u>
63	277,200	329,500	383,700	<u>461,300</u>
64	278,200	330,600	385,400	<u>462,100</u>
65	279,100	331,800	387,000	<u>462,900</u>
66	279,900	332,900	388,600	<u>463,700</u>
67	280,700	334,000	390,100	<u>464,400</u>
68	281,700	335,100	391,400	<u>465,100</u>
69	282,700	336,200	392,700	<u>465,800</u>
70	283,600	337,300	393,500	<u>466,500</u>
71	284,400	338,400	394,300	<u>467,200</u>
72	285,300	339,400	395,000	<u>467,900</u>
73	286,200	340,500	395,700	<u>468,600</u>
74	287,100	341,400	396,300	<u>469,300</u>
75	288,000	342,300	396,900	<u>470,000</u>
76	288,800	343,200	397,500	<u>470,600</u>
77	289,600	344,200	398,200	<u>471,200</u>

78	290,500	345,000	398,800		
79	291,300	345,800	399,400		
80	292,100	346,500	400,000		
81	292,900	347,200	400,500		
82	293,700	347,800	401,100		
83	294,500	348,300	401,700		
84	295,400	348,900	402,200		
85	296,200	349,400	402,700		
86	297,000	350,000	403,200		
87	297,800	350,500	403,700		
88	298,500	351,000	404,300		
89	299,500	351,500	404,900		
90	300,200	352,100	405,500		
91	301,100	352,600	406,100		
92	302,000	353,000	406,600		
93	302,800	353,500	407,100		
94	303,600	354,000	407,700		
95	304,500	354,500	408,200		
96	305,300	355,000	408,700		
97	306,100	355,400	409,200		
98	306,900	355,900	409,700		
99	307,800	356,300	410,200		
100	308,600	356,800	410,700		
101	309,400	357,300	411,200		
102	310,200	357,700	411,700		
103	310,900	358,200	412,200		
104	311,700	358,500	412,700		
105	312,400	358,800	413,100		
106	313,000	359,100	413,600		

78	290,500	345,000	398,800	<u>471,900</u>	
79	291,300	345,800	399,400	<u>472,500</u>	
80	292,100	346,500	400,000	<u>473,100</u>	
81	292,900	347,200	400,500	<u>473,700</u>	
82	293,700	347,800	401,100	<u>474,300</u>	
83	294,500	348,300	401,700	<u>474,900</u>	
84	295,400	348,900	402,200	<u>475,500</u>	
85	296,200	349,400	402,700	<u>476,100</u>	
86	297,000	350,000	403,200	<u>476,700</u>	
87	297,800	350,500	403,700	<u>477,300</u>	
88	298,500	351,000	404,300	<u>477,800</u>	
89	299,500	351,500	404,900	<u>478,300</u>	
90	300,200	352,100	405,500	<u>478,900</u>	
91	301,100	352,600	406,100	<u>479,400</u>	
92	302,000	353,000	406,600	<u>479,900</u>	
93	302,800	353,500	407,100	<u>480,400</u>	
94	303,600	354,000	407,700	<u>480,900</u>	
95	304,500	354,500	408,200	<u>481,400</u>	
96	305,300	355,000	408,700	<u>481,900</u>	
97	306,100	355,400	409,200	<u>482,400</u>	
98	306,900	355,900	409,700	<u>482,900</u>	
99	307,800	356,300	410,200	<u>483,400</u>	
100	308,600	356,800	410,700	<u>483,900</u>	
101	309,400	357,300	411,200	<u>484,400</u>	
102	310,200	357,700	411,700	<u>484,900</u>	
103	310,900	358,200	412,200	<u>485,400</u>	
104	311,700	358,500	412,700	<u>485,900</u>	
105	312,400	358,800	413,100	<u>486,400</u>	
106	313,000	359,100	413,600	<u>486,900</u>	

107	313,600	359,500	414,100		
108	314,400	359,900	414,500		
109	315,100	360,300	414,900		
110	315,800	360,600	415,400		
111	316,400	361,000	415,900		
112	317,000	361,400	416,300		
113	317,500	361,800	416,700		
114	318,000	362,200	417,200		
115	318,600	362,500	417,700		
116	319,100	362,900	418,100		
117	319,500	363,300	418,500		
118	319,800	363,600	419,000		
119	320,100	364,000	419,400		
120	320,400	364,400	419,800		
121	320,700	364,800	420,200		
122	321,000	365,100	420,700		
123	321,300	365,500	421,100		
124	321,600	365,900	421,500		
125	321,900	366,300	421,900		
126	322,200		422,300		
127	322,500		422,700		
128	322,800		423,100		
129	323,100		423,500		
130	323,400		423,900		
131	323,700		424,300		
132	324,000		424,700		
133	324,300		425,100		
134	324,600				
135	324,900				

107	313,600	359,500	414,100	<u>487,400</u>	
108	314,400	359,900	414,500	<u>487,900</u>	
109	315,100	360,300	414,900	<u>488,400</u>	
110	315,800	360,600	415,400	<u>488,900</u>	
111	316,400	361,000	415,900	<u>489,400</u>	
112	317,000	361,400	416,300		
113	317,500	361,800	416,700		
114	318,000	362,200	417,200		
115	318,600	362,500	417,700		
116	319,100	362,900	418,100		
117	319,500	363,300	418,500		
118	319,800	363,600	419,000		
119	320,100	364,000	419,400		
120	320,400	364,400	419,800		
121	320,700	364,800	420,200		
122	321,000	365,100	420,700		
123	321,300	365,500	421,100		
124	321,600	365,900	421,500		
125	321,900	366,300	421,900		
126	322,200		422,300		
127	322,500		422,700		
128	322,800		423,100		
129	323,100		423,500		
130	323,400		423,900		
131	323,700		424,300		
132	324,000		424,700		
133	324,300		425,100		
134	324,600				
135	324,900				

136	325,200				
137	325,500				
138	325,800				
139	326,100				
140	326,400				
141	326,700				
142	327,000				
143	327,300				
144	327,600				
145	327,900				
146	328,200				
147	328,500				
148	328,800				
149	329,000				
…… (略)					

備考 …… (略)

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	208,100	255,800	274,300	<u>408,800</u>	542,100
短時間	2	209,500	256,600	275,500	<u>411,300</u>	544,800
勤務職	3	211,100	257,600	276,700	<u>413,600</u>	547,500
員以外	4	212,700	258,500	278,100	<u>416,000</u>	550,200
の職員	5	214,400	259,500	279,500	<u>418,400</u>	552,900
	6	216,000	260,500	280,800	<u>420,700</u>	555,600
	7	217,600	261,400	282,100	<u>423,000</u>	558,300
	8	219,300	262,300	283,400	<u>425,300</u>	561,000

136	325,200				
137	325,500				
138	325,800				
139	326,100				
140	326,400				
141	326,700				
142	327,000				
143	327,300				
144	327,600				
145	327,900				
146	328,200				
147	328,500				
148	328,800				
149	329,000				
…… (略)					

備考 …… (略)

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	208,100	255,800	274,300	<u>317,300</u>	542,100
短時間	2	209,500	256,600	275,500	<u>319,200</u>	544,800
勤務職	3	211,100	257,600	276,700	<u>321,100</u>	547,500
員以外	4	212,700	258,500	278,100	<u>323,100</u>	550,200
の職員	5	214,400	259,500	279,500	<u>325,100</u>	552,900
	6	216,000	260,500	280,800	<u>327,100</u>	555,600
	7	217,600	261,400	282,100	<u>329,100</u>	558,300
	8	219,300	262,300	283,400	<u>331,000</u>	561,000

9	221,000	263,200	284,800	<u>427,700</u>
10	222,600	264,200	286,100	<u>430,000</u>
11	224,300	265,100	287,500	<u>432,200</u>
12	226,000	266,000	289,000	<u>434,400</u>
13	227,800	266,900	290,500	<u>436,700</u>
14	229,500	268,000	291,900	<u>438,900</u>
15	231,200	269,000	293,200	<u>441,000</u>
16	232,900	270,100	294,700	<u>443,100</u>
17	234,600	271,300	296,400	<u>445,000</u>
18	236,300	272,400	298,200	<u>446,800</u>
19	238,000	273,400	299,800	<u>448,700</u>
20	239,700	274,600	301,600	<u>450,500</u>
21	241,400	275,800	303,500	<u>452,200</u>
22	243,200	277,000	305,300	<u>453,900</u>
23	245,200	278,300	307,200	<u>455,500</u>
24	247,200	279,600	308,900	<u>457,200</u>
25	249,000	280,900	310,700	<u>458,900</u>
26	249,700	282,300	312,500	<u>460,300</u>
27	250,500	283,600	314,300	<u>461,300</u>
28	251,300	285,100	316,100	<u>462,100</u>
29	252,000	286,700	317,900	<u>462,900</u>
30	252,700	288,500	319,800	<u>463,700</u>
31	253,500	290,100	321,600	<u>464,400</u>
32	254,300	291,900	323,400	<u>465,100</u>
33	255,000	293,700	325,200	<u>465,800</u>
34	255,700	295,200	327,000	<u>466,500</u>
35	256,500	296,600	329,000	<u>467,200</u>
36	257,200	298,000	330,900	<u>467,900</u>
37	258,000	299,300	332,700	<u>468,600</u>

9	221,000	263,200	284,800	<u>332,900</u>
10	222,600	264,200	286,100	<u>334,800</u>
11	224,300	265,100	287,500	<u>336,900</u>
12	226,000	266,000	289,000	<u>338,900</u>
13	227,800	266,900	290,500	<u>340,800</u>
14	229,500	268,000	291,900	<u>342,800</u>
15	231,200	269,000	293,200	<u>344,800</u>
16	232,900	270,100	294,700	<u>346,800</u>
17	234,600	271,300	296,400	<u>348,800</u>
18	236,300	272,400	298,200	<u>350,900</u>
19	238,000	273,400	299,800	<u>353,000</u>
20	239,700	274,600	301,600	<u>355,000</u>
21	241,400	275,800	303,500	<u>357,100</u>
22	243,200	277,000	305,300	<u>359,200</u>
23	245,200	278,300	307,200	<u>361,400</u>
24	247,200	279,600	308,900	<u>363,600</u>
25	249,000	280,900	310,700	<u>365,800</u>
26	249,700	282,300	312,500	<u>368,300</u>
27	250,500	283,600	314,300	<u>370,800</u>
28	251,300	285,100	316,100	<u>373,300</u>
29	252,000	286,700	317,900	<u>375,800</u>
30	252,700	288,500	319,800	<u>378,300</u>
31	253,500	290,100	321,600	<u>380,800</u>
32	254,300	291,900	323,400	<u>383,600</u>
33	255,000	293,700	325,200	<u>386,300</u>
34	255,700	295,200	327,000	<u>389,300</u>
35	256,500	296,600	329,000	<u>392,200</u>
36	257,200	298,000	330,900	<u>395,100</u>
37	258,000	299,300	332,700	<u>398,100</u>

38	258,700	300,600	334,600	<u>469,300</u>
39	259,500	301,800	336,400	<u>470,000</u>
40	260,300	303,000	338,300	<u>470,600</u>
41	261,100	304,200	340,200	<u>471,200</u>
42	261,800	305,500	342,000	<u>471,900</u>
43	262,600	306,700	343,900	<u>472,500</u>
44	263,400	307,800	345,800	<u>473,100</u>
45	264,200	309,000	347,700	<u>473,700</u>
46	264,900	310,200	349,600	<u>474,300</u>
47	265,700	311,500	351,500	<u>474,900</u>
48	266,500	312,600	353,400	<u>475,500</u>
49	267,500	313,700	355,400	<u>476,100</u>
50	268,500	314,800	357,800	<u>476,700</u>
51	269,400	315,900	360,200	<u>477,300</u>
52	270,400	317,100	362,600	<u>477,800</u>
53	271,500	318,300	365,000	<u>478,300</u>
54	272,400	319,400	367,200	<u>478,800</u>
55	273,200	320,500	369,200	<u>479,300</u>
56	274,100	321,700	371,200	<u>479,800</u>
57	275,100	322,800	373,100	<u>480,300</u>
58	276,000	324,100	374,900	<u>480,800</u>
59	276,800	325,200	376,700	<u>481,300</u>
60	277,700	326,200	378,400	<u>481,800</u>
61	278,700	327,200	380,200	<u>482,300</u>
62	279,600	328,300	382,000	<u>482,800</u>
63	280,400	329,400	383,800	<u>483,300</u>
64	281,300	330,500	385,500	<u>483,800</u>
65	282,200	331,600	387,100	<u>484,300</u>
66	283,100	332,600	388,600	<u>484,800</u>

38	258,700	300,600	334,600	<u>400,900</u>
39	259,500	301,800	336,400	<u>403,600</u>
40	260,300	303,000	338,300	<u>406,300</u>
41	261,100	304,200	340,200	<u>408,800</u>
42	261,800	305,500	342,000	<u>411,300</u>
43	262,600	306,700	343,900	<u>413,600</u>
44	263,400	307,800	345,800	<u>416,000</u>
45	264,200	309,000	347,700	<u>418,400</u>
46	264,900	310,200	349,600	<u>420,700</u>
47	265,700	311,500	351,500	<u>423,000</u>
48	266,500	312,600	353,400	<u>425,300</u>
49	267,500	313,700	355,400	<u>427,700</u>
50	268,500	314,800	357,800	<u>430,000</u>
51	269,400	315,900	360,200	<u>432,200</u>
52	270,400	317,100	362,600	<u>434,400</u>
53	271,500	318,300	365,000	<u>436,700</u>
54	272,400	319,400	367,200	<u>438,900</u>
55	273,200	320,500	369,200	<u>441,000</u>
56	274,100	321,700	371,200	<u>443,100</u>
57	275,100	322,800	373,100	<u>445,000</u>
58	276,000	324,100	374,900	<u>446,800</u>
59	276,800	325,200	376,700	<u>448,700</u>
60	277,700	326,200	378,400	<u>450,500</u>
61	278,700	327,200	380,200	<u>452,200</u>
62	279,600	328,300	382,000	<u>453,900</u>
63	280,400	329,400	383,800	<u>455,500</u>
64	281,300	330,500	385,500	<u>457,200</u>
65	282,200	331,600	387,100	<u>458,900</u>
66	283,100	332,600	388,600	<u>460,300</u>

67	284,000	333,700	390,100	<u>485,300</u>	
68	284,800	334,800	391,400	<u>485,800</u>	
69	285,700	335,900	392,700	<u>486,300</u>	
70	286,600	337,000	393,500	<u>486,800</u>	
71	287,500	338,200	394,300	<u>487,300</u>	
72	288,300	339,200	395,000		
73	289,200	340,200	395,700		
74	290,100	341,200	396,300		
75	290,900	342,300	396,900		
76	291,800	343,300	397,500		
77	292,600	344,300	398,200		
78	293,400	345,200	398,800		
79	294,300	346,000	399,400		
80	295,200	346,700	400,000		
81	296,000	347,400	400,500		
82	296,800	348,000	401,100		
83	297,700	348,600	401,700		
84	298,500	349,200	402,200		
85	299,400	349,800	402,700		
86	300,200	350,400	403,200		
87	301,100	351,000	403,700		
88	302,000	351,500	404,300		
89	302,800	351,900	404,900		
90	303,600	352,400	405,500		
91	304,500	352,800	406,100		
92	305,300	353,200	406,600		
93	306,200	353,700	407,100		
94	307,000	354,100	407,700		
95	307,900	354,500	408,200		

67	284,000	333,700	390,100	<u>461,300</u>	
68	284,800	334,800	391,400	<u>462,100</u>	
69	285,700	335,900	392,700	<u>462,900</u>	
70	286,600	337,000	393,500	<u>463,700</u>	
71	287,500	338,200	394,300	<u>464,400</u>	
72	288,300	339,200	395,000	<u>465,100</u>	
73	289,200	340,200	395,700	<u>465,800</u>	
74	290,100	341,200	396,300	<u>466,500</u>	
75	290,900	342,300	396,900	<u>467,200</u>	
76	291,800	343,300	397,500	<u>467,900</u>	
77	292,600	344,300	398,200	<u>468,600</u>	
78	293,400	345,200	398,800	<u>469,300</u>	
79	294,300	346,000	399,400	<u>470,000</u>	
80	295,200	346,700	400,000	<u>470,600</u>	
81	296,000	347,400	400,500	<u>471,200</u>	
82	296,800	348,000	401,100	<u>471,900</u>	
83	297,700	348,600	401,700	<u>472,500</u>	
84	298,500	349,200	402,200	<u>473,100</u>	
85	299,400	349,800	402,700	<u>473,700</u>	
86	300,200	350,400	403,200	<u>474,300</u>	
87	301,100	351,000	403,700	<u>474,900</u>	
88	302,000	351,500	404,300	<u>475,500</u>	
89	302,800	351,900	404,900	<u>476,100</u>	
90	303,600	352,400	405,500	<u>476,700</u>	
91	304,500	352,800	406,100	<u>477,300</u>	
92	305,300	353,200	406,600	<u>477,800</u>	
93	306,200	353,700	407,100	<u>478,300</u>	
94	307,000	354,100	407,700	<u>478,800</u>	
95	307,900	354,500	408,200	<u>479,300</u>	

96	308,700	355,000	408,700		
97	309,600	355,500	409,100		
98	310,500	355,900	409,600		
99	311,200	356,300	410,100		
100	311,900	356,800	410,600		
101	312,600	357,300	411,100		
102	313,300	357,700	411,600		
103	313,900	358,100	412,100		
104	314,600	358,500	412,600		
105	315,200	358,800	413,000		
106	315,900	359,200	413,500		
107	316,400	359,600	414,000		
108	316,900	360,000	414,400		
109	317,300	360,300	414,800		
110	317,800	360,600	415,300		
111	318,200	361,000	415,800		
112	318,700	361,400	416,200		
113	319,000	361,800	416,600		
114	319,300	362,200	417,100		
115	319,600	362,600	417,600		
116	319,900	362,900	418,000		
117	320,200	363,300	418,400		
118	320,500	363,700	418,900		
119	320,800	364,100	419,300		
120	321,100	364,500	419,700		
121	321,400	364,800	420,100		
122	321,700	365,100	420,500		
123	322,000	365,500	420,900		
124	322,300	365,900	421,300		

96	308,700	355,000	408,700	<u>479,800</u>	
97	309,600	355,500	409,100	<u>480,300</u>	
98	310,500	355,900	409,600	<u>480,800</u>	
99	311,200	356,300	410,100	<u>481,300</u>	
100	311,900	356,800	410,600	<u>481,800</u>	
101	312,600	357,300	411,100	<u>482,300</u>	
102	313,300	357,700	411,600	<u>482,800</u>	
103	313,900	358,100	412,100	<u>483,300</u>	
104	314,600	358,500	412,600	<u>483,800</u>	
105	315,200	358,800	413,000	<u>484,300</u>	
106	315,900	359,200	413,500	<u>484,800</u>	
107	316,400	359,600	414,000	<u>485,300</u>	
108	316,900	360,000	414,400	<u>485,800</u>	
109	317,300	360,300	414,800	<u>486,300</u>	
110	317,800	360,600	415,300	<u>486,800</u>	
111	318,200	361,000	415,800	<u>487,300</u>	
112	318,700	361,400	416,200		
113	319,000	361,800	416,600		
114	319,300	362,200	417,100		
115	319,600	362,600	417,600		
116	319,900	362,900	418,000		
117	320,200	363,300	418,400		
118	320,500	363,700	418,900		
119	320,800	364,100	419,300		
120	321,100	364,500	419,700		
121	321,400	364,800	420,100		
122	321,700	365,100	420,500		
123	322,000	365,500	420,900		
124	322,300	365,900	421,300		

125	322,600	366,200	421,700		
126	322,900	366,500	422,100		
127	323,200	366,900	422,500		
128	323,500	367,300	422,900		
129	323,800	367,600	423,300		
130	324,100				
131	324,400				
132	324,700				
133	325,000				
134	325,300				
135	325,600				
136	325,900				
137	326,200				
138	326,500				
139	326,800				
140	327,100				
141	327,400				
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				
..... (略)					

備考 ..... (略)

別表第6 (第3条関係)

消防職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	196,400	251,600	272,700	<u>408,800</u>	542,100

125	322,600	366,200	421,700		
126	322,900	366,500	422,100		
127	323,200	366,900	422,500		
128	323,500	367,300	422,900		
129	323,800	367,600	423,300		
130	324,100				
131	324,400				
132	324,700				
133	325,000				
134	325,300				
135	325,600				
136	325,900				
137	326,200				
138	326,500				
139	326,800				
140	327,100				
141	327,400				
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				
..... (略)					

備考 ..... (略)

別表第6 (第3条関係)

消防職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	196,400	251,600	272,700	<u>325,100</u>	542,100

短時間 勤務職 員以外 の職員	2	197,300	252,700	274,000	<u>411,300</u>	544,800
	3	198,300	253,800	275,300	<u>413,600</u>	547,500
	4	199,300	254,900	276,600	<u>416,000</u>	550,200
	5	200,300	256,000	278,000	<u>418,400</u>	552,900
	6	201,400	257,100	279,300	<u>420,700</u>	555,600
	7	202,600	258,200	280,600	<u>423,000</u>	558,300
	8	203,800	259,300	281,900	<u>425,300</u>	561,000
	9	205,000	260,400	283,300	<u>427,700</u>	
	10	206,200	261,500	284,600	<u>430,000</u>	
	11	207,400	262,600	286,000	<u>432,200</u>	
	12	208,800	263,800	287,500	<u>434,400</u>	
	13	210,200	265,000	289,000	<u>436,700</u>	
	14	211,600	266,200	290,600	<u>438,900</u>	
	15	213,100	267,300	292,200	<u>441,000</u>	
	16	214,600	268,600	293,800	<u>443,100</u>	
	17	216,200	270,000	295,500	<u>445,000</u>	
	18	218,500	271,300	297,400	<u>446,800</u>	
	19	220,800	272,400	299,200	<u>448,700</u>	
	20	223,200	273,700	301,100	<u>450,500</u>	
	21	225,600	275,100	302,900	<u>452,200</u>	
	22	227,600	276,400	304,800	<u>453,900</u>	
	23	229,600	277,600	306,700	<u>455,500</u>	
	24	231,600	278,900	308,500	<u>457,200</u>	
	25	233,600	280,300	310,300	<u>458,900</u>	
	26	235,700	281,800	312,200	<u>460,300</u>	
	27	237,800	283,200	314,100	<u>461,300</u>	
	28	239,900	284,600	315,900	<u>462,100</u>	
	29	242,000	286,100	317,700	<u>462,900</u>	
	30	243,200	288,000	319,600	<u>463,700</u>	

短時間 勤務職 員以外 の職員	2	197,300	252,700	274,000	<u>327,100</u>	544,800
	3	198,300	253,800	275,300	<u>329,100</u>	547,500
	4	199,300	254,900	276,600	<u>331,000</u>	550,200
	5	200,300	256,000	278,000	<u>332,900</u>	552,900
	6	201,400	257,100	279,300	<u>334,800</u>	555,600
	7	202,600	258,200	280,600	<u>336,900</u>	558,300
	8	203,800	259,300	281,900	<u>338,900</u>	561,000
	9	205,000	260,400	283,300	<u>340,800</u>	
	10	206,200	261,500	284,600	<u>342,800</u>	
	11	207,400	262,600	286,000	<u>344,800</u>	
	12	208,800	263,800	287,500	<u>346,800</u>	
	13	210,200	265,000	289,000	<u>348,800</u>	
	14	211,600	266,200	290,600	<u>350,900</u>	
	15	213,100	267,300	292,200	<u>353,000</u>	
	16	214,600	268,600	293,800	<u>355,000</u>	
	17	216,200	270,000	295,500	<u>357,100</u>	
	18	218,500	271,300	297,400	<u>359,200</u>	
	19	220,800	272,400	299,200	<u>361,400</u>	
	20	223,200	273,700	301,100	<u>363,600</u>	
	21	225,600	275,100	302,900	<u>365,800</u>	
	22	227,600	276,400	304,800	<u>368,300</u>	
	23	229,600	277,600	306,700	<u>370,800</u>	
	24	231,600	278,900	308,500	<u>373,300</u>	
	25	233,600	280,300	310,300	<u>375,800</u>	
	26	235,700	281,800	312,200	<u>378,300</u>	
	27	237,800	283,200	314,100	<u>380,800</u>	
	28	239,900	284,600	315,900	<u>383,600</u>	
	29	242,000	286,100	317,700	<u>386,300</u>	
	30	243,200	288,000	319,600	<u>389,300</u>	

31	244,500	289,800	321,500	<u>464,400</u>
32	245,800	291,700	323,300	<u>465,100</u>
33	247,300	293,500	325,100	<u>465,800</u>
34	248,300	295,000	326,900	<u>466,500</u>
35	249,300	296,500	328,900	<u>467,200</u>
36	250,300	297,900	330,800	<u>467,900</u>
37	251,300	299,100	332,600	<u>468,600</u>
38	252,200	300,300	334,500	<u>469,300</u>
39	253,200	301,500	336,300	<u>470,000</u>
40	254,200	302,800	338,200	<u>470,600</u>
41	255,200	304,100	340,100	<u>471,200</u>
42	256,100	305,400	341,900	<u>471,900</u>
43	257,100	306,600	343,800	<u>472,500</u>
44	258,100	307,700	345,700	<u>473,100</u>
45	259,100	308,900	347,600	<u>473,700</u>
46	260,000	310,100	349,500	<u>474,300</u>
47	261,000	311,300	351,400	<u>474,900</u>
48	262,000	312,500	353,300	<u>475,500</u>
49	263,000	313,600	355,300	<u>476,100</u>
50	264,000	314,700	357,700	<u>476,700</u>
51	265,000	315,800	360,100	<u>477,300</u>
52	265,900	317,000	362,500	<u>477,800</u>
53	266,800	318,200	364,900	<u>478,300</u>
54	267,700	319,300	367,100	<u>478,900</u>
55	268,600	320,400	369,100	<u>479,400</u>
56	269,600	321,500	371,100	<u>479,900</u>
57	270,600	322,700	373,000	<u>480,400</u>
58	271,500	323,800	374,800	<u>480,900</u>
59	272,400	324,900	376,600	<u>481,400</u>

31	244,500	289,800	321,500	<u>392,200</u>
32	245,800	291,700	323,300	<u>395,100</u>
33	247,300	293,500	325,100	<u>398,100</u>
34	248,300	295,000	326,900	<u>400,900</u>
35	249,300	296,500	328,900	<u>403,600</u>
36	250,300	297,900	330,800	<u>406,300</u>
37	251,300	299,100	332,600	<u>408,800</u>
38	252,200	300,300	334,500	<u>411,300</u>
39	253,200	301,500	336,300	<u>413,600</u>
40	254,200	302,800	338,200	<u>416,000</u>
41	255,200	304,100	340,100	<u>418,400</u>
42	256,100	305,400	341,900	<u>420,700</u>
43	257,100	306,600	343,800	<u>423,000</u>
44	258,100	307,700	345,700	<u>425,300</u>
45	259,100	308,900	347,600	<u>427,700</u>
46	260,000	310,100	349,500	<u>430,000</u>
47	261,000	311,300	351,400	<u>432,200</u>
48	262,000	312,500	353,300	<u>434,400</u>
49	263,000	313,600	355,300	<u>436,700</u>
50	264,000	314,700	357,700	<u>438,900</u>
51	265,000	315,800	360,100	<u>441,000</u>
52	265,900	317,000	362,500	<u>443,100</u>
53	266,800	318,200	364,900	<u>445,000</u>
54	267,700	319,300	367,100	<u>446,800</u>
55	268,600	320,400	369,100	<u>448,700</u>
56	269,600	321,500	371,100	<u>450,500</u>
57	270,600	322,700	373,000	<u>452,200</u>
58	271,500	323,800	374,800	<u>453,900</u>
59	272,400	324,900	376,600	<u>455,500</u>

60	273,400	326,000	378,300	<u>481,900</u>
61	274,400	327,100	380,100	<u>482,300</u>
62	275,300	328,200	381,900	<u>482,700</u>
63	276,200	329,300	383,700	<u>483,100</u>
64	277,100	330,400	385,400	<u>483,500</u>
65	278,100	331,500	387,000	<u>483,900</u>
66	279,000	332,500	388,600	<u>484,300</u>
67	279,900	333,600	390,100	<u>484,700</u>
68	280,800	334,700	391,400	<u>485,100</u>
69	281,700	335,800	392,700	<u>485,500</u>
70	282,600	336,900	393,500	<u>485,900</u>
71	283,500	338,000	394,300	<u>486,300</u>
72	284,400	339,000	395,000	<u>486,700</u>
73	285,300	340,100	395,700	<u>487,100</u>
74	286,200	341,000	396,300	<u>487,500</u>
75	287,100	342,000	396,900	<u>487,900</u>
76	288,000	343,000	397,500	<u>488,300</u>
77	288,900	344,000	398,200	<u>488,700</u>
78	289,800	344,900	398,800	<u>489,100</u>
79	290,700	345,700	399,400	<u>489,500</u>
80	291,600	346,400	400,000	<u>489,900</u>
81	292,500	347,100	400,500	<u>490,300</u>
82	293,300	347,700	401,100	<u>490,700</u>
83	294,200	348,300	401,700	<u>491,100</u>
84	295,100	348,900	402,200	
85	296,000	349,400	402,700	
86	296,800	350,000	403,200	
87	297,700	350,500	403,700	
88	298,500	351,000	404,300	

60	273,400	326,000	378,300	<u>457,200</u>
61	274,400	327,100	380,100	<u>458,900</u>
62	275,300	328,200	381,900	<u>460,300</u>
63	276,200	329,300	383,700	<u>461,300</u>
64	277,100	330,400	385,400	<u>462,100</u>
65	278,100	331,500	387,000	<u>462,900</u>
66	279,000	332,500	388,600	<u>463,700</u>
67	279,900	333,600	390,100	<u>464,400</u>
68	280,800	334,700	391,400	<u>465,100</u>
69	281,700	335,800	392,700	<u>465,800</u>
70	282,600	336,900	393,500	<u>466,500</u>
71	283,500	338,000	394,300	<u>467,200</u>
72	284,400	339,000	395,000	<u>467,900</u>
73	285,300	340,100	395,700	<u>468,600</u>
74	286,200	341,000	396,300	<u>469,300</u>
75	287,100	342,000	396,900	<u>470,000</u>
76	288,000	343,000	397,500	<u>470,600</u>
77	288,900	344,000	398,200	<u>471,200</u>
78	289,800	344,900	398,800	<u>471,900</u>
79	290,700	345,700	399,400	<u>472,500</u>
80	291,600	346,400	400,000	<u>473,100</u>
81	292,500	347,100	400,500	<u>473,700</u>
82	293,300	347,700	401,100	<u>474,300</u>
83	294,200	348,300	401,700	<u>474,900</u>
84	295,100	348,900	402,200	<u>475,500</u>
85	296,000	349,400	402,700	<u>476,100</u>
86	296,800	350,000	403,200	<u>476,700</u>
87	297,700	350,500	403,700	<u>477,300</u>
88	298,500	351,000	404,300	<u>477,800</u>

89	299,400	351,500	404,900		
90	300,200	352,100	405,500		
91	301,100	352,600	406,100		
92	302,000	353,000	406,600		
93	302,800	353,500	407,100		
94	303,600	354,000	407,700		
95	304,500	354,500	408,200		
96	305,300	355,000	408,700		
97	306,200	355,400	409,200		
98	307,000	355,900	409,700		
99	307,900	356,300	410,200		
100	308,700	356,800	410,700		
101	309,600	357,300	411,200		
102	310,500	357,700	411,700		
103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		
105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		

89	299,400	351,500	404,900	<u>478,300</u>	
90	300,200	352,100	405,500	<u>478,900</u>	
91	301,100	352,600	406,100	<u>479,400</u>	
92	302,000	353,000	406,600	<u>479,900</u>	
93	302,800	353,500	407,100	<u>480,400</u>	
94	303,600	354,000	407,700	<u>480,900</u>	
95	304,500	354,500	408,200	<u>481,400</u>	
96	305,300	355,000	408,700	<u>481,900</u>	
97	306,200	355,400	409,200	<u>482,300</u>	
98	307,000	355,900	409,700	<u>482,700</u>	
99	307,900	356,300	410,200	<u>483,100</u>	
100	308,700	356,800	410,700	<u>483,500</u>	
101	309,600	357,300	411,200	<u>483,900</u>	
102	310,500	357,700	411,700	<u>484,300</u>	
103	311,300	358,200	412,200	<u>484,700</u>	
104	312,100	358,700	412,700	<u>485,100</u>	
105	312,900	359,100	413,100	<u>485,500</u>	
106	313,600	359,500	413,600	<u>485,900</u>	
107	314,300	359,900	414,100	<u>486,300</u>	
108	315,100	360,300	414,500	<u>486,700</u>	
109	315,700	360,700	414,900	<u>487,100</u>	
110	316,300	361,100	415,400	<u>487,500</u>	
111	316,800	361,500	415,900	<u>487,900</u>	
112	317,300	361,900	416,300	<u>488,300</u>	
113	317,800	362,300	416,700	<u>488,700</u>	
114	318,200	362,700	417,200	<u>489,100</u>	
115	318,700	363,100	417,700	<u>489,500</u>	
116	319,200	363,500	418,100	<u>489,900</u>	
117	319,600	363,900	418,500	<u>490,300</u>	

118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		
126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900	368,900	424,100		
131	324,200	369,300	424,500		
132	324,500	369,700	424,900		
133	324,800	370,100	425,300		
134	325,200	370,500	425,700		
135	325,500	370,900	426,100		
136	325,800	371,300	426,500		
137	326,100	371,700	426,900		
138	326,400	372,100	427,300		
139	326,800	372,500	427,700		
140	327,100	372,900	428,100		
141	327,400	373,300	428,500		
142	327,700	373,700			
143	328,000	374,100			
144	328,300	374,500			
145	328,600	374,900			
146	328,900	375,300			

118	320,000	364,300	419,000	<u>490,700</u>	
119	320,300	364,700	419,400	<u>491,100</u>	
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		
126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900	368,900	424,100		
131	324,200	369,300	424,500		
132	324,500	369,700	424,900		
133	324,800	370,100	425,300		
134	325,200	370,500	425,700		
135	325,500	370,900	426,100		
136	325,800	371,300	426,500		
137	326,100	371,700	426,900		
138	326,400	372,100	427,300		
139	326,800	372,500	427,700		
140	327,100	372,900	428,100		
141	327,400	373,300	428,500		
142	327,700	373,700			
143	328,000	374,100			
144	328,300	374,500			
145	328,600	374,900			
146	328,900	375,300			

147	329, 200	375, 700			
148	329, 500	376, 100			
149	329, 800	376, 500			
150	330, 100	376, 900			
151	330, 400	377, 300			
152	330, 700	377, 700			
153	331, 000				
..... (略)					

備考 ..... (略)

147	329, 200	375, 700			
148	329, 500	376, 100			
149	329, 800	376, 500			
150	330, 100	376, 900			
151	330, 400	377, 300			
152	330, 700	377, 700			
153	331, 000				
..... (略)					

備考 ..... (略)

## 第6号議案

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金を医療保険料とあわせて賦課・徴収するため、及び稲城市国民健康保険運営協議会の答申を受け、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加える。

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の5.73」を「100分の5.65」に改める。

第5条中「37,200円」を「36,800円」に改める。

第6条中「100分の1.37」を「100分の2.21」に改める。

第7条中「9,400円」を「14,400円」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,820円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について110円とする。

第12条の見出し中「納期」を「納期等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第20条の4の2第6項本文の規定にかかわらず、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第21条第1項中「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「26,040円」を「25,760円」に改め、同号イ中「6,580円」を「10,080円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,274円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 77円

第21条第1項第2号ア中「18,600円」を「18,400円」に改め、同号イ中「4,700円」を「7,200円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人に

ついて 910円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 55円

第21条第1項第3号ア中「7,440円」を「7,360円」に改め、同号イ中「1,880円」を「2,880円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 364円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 22円

第21条第2項第1号ア中「5,580円」を「5,520円」に改め、同号イ中「9,300円」を「9,200円」に改め、同号ウ中「14,880円」を「14,720円」に改め、同号エ中「18,600円」を「18,400円」に改め、同項第2号ア中「1,410円」を「2,160円」に改め、同号イ中「2,350円」を「3,600円」に改め、同号ウ中「3,760円」を「5,760円」に改め、同号エ中「4,700円」を「7,200円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 273円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 455円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 728円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 910円

第21条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上均等割額」に改め、「その減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗

じて得た額

- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。
- 付則第4項、第5項、第7項から第14項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案概要説明書

議案番号	第6号	担当課	市民部保険年金課
件名	稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金を医療保険料とあわせて賦課・徴収するため、及び稲城市国民健康保険運営協議会の答申を受け、稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を改正するものです。</p>			
<b>【改正内容】</b>			
○ 第2条（課税額） <p>国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額を追加する旨、算定方法及び課税限度額を3万円にする旨を規定するほか、規定を整備します。</p>			
○ 第3条（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）及び第5条（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） <p>基礎課税額の算定方法について、所得割額を算定する率を100分の5.65（現行100分の5.73）に、被保険者均等割額を36,800円（現行37,200円）に改めるほか、規定を整備します。</p>			
○ 第6条（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）及び第7条（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） <p>後期高齢者支援金等課税額の算定方法について、所得割額を算定する率を100分の2.21（現行100分の1.37）に、被保険者均等割額を14,400円（現行9,400円）に改めます。</p>			
○ 第9条の2（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）、第9条の3（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）及び第9条の4（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額） <p>子ども・子育て支援納付金課税額の算定方法について、所得割額を算定する率を</p>			

100分の0.3、被保険者均等割額を1,820円、18歳以上被保険者均等割額を110円と規定します。

○ 第12条（納期等）

普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期限ごとの分割金額について、国民健康保険税を納付しやすい環境を整えるため、端数処理の単位を100円（現行1,000円）未満に改めます。

○ 第21条（国民健康保険税の減額）

子ども・子育て支援納付金の課税に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険税の減額について新たに規定します。また、次に掲げる世帯に係る納税義務者の国民健康保険税の軽減額を改定します。なお、以下の説明中で世帯全員とあるのは、世帯主並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者を指します。

さらに、あわせて未就学児に係る被保険者均等割額の軽減額（該当する被保険者均等割額の5割）を改定します。

(1) 世帯全員の総所得金額等が43万円以下の世帯

ア 被保険者に係る基礎課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき25,760円（現行26,040円）に改めます。また、世帯に未就学児がある場合に減額する被保険者均等割額を未就学児1人につき5,520円（現行5,580円）に改めます。

イ 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき10,080円（現行6,580円）に改めます。また、世帯に未就学児がある場合に減額する被保険者均等割額を未就学児1人につき2,160円（現行1,410円）に改めます。

ウ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき1,274円とする旨を規定します。また、世帯に未就学児がある場合に減額する被保険者均等割額を未就学児1人につき273円とする旨を規定します。

エ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額について、減額する18歳以上被保険者均等割額を、18歳以上被保険者1人につき77円とする旨を

規定します。

- (2) 世帯全員の総所得金額等が「43万円＋30万5,000円×被保険者数」以下の世帯
- ア 被保険者に係る基礎課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき18,400円（現行18,600円）に改めます。また、世帯に未就学児がある場合に減額する被保険者均等割額を未就学児1人につき9,200円（現行9,300円）に改めます。
  - イ 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき7,200円（現行4,700円）に改めます。また、世帯に未就学児がある場合に減額する被保険者均等割額を未就学児1人につき3,600円（現行2,350円）に改めます。
  - ウ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき910円とする旨を規定します。また、世帯に未就学児がある場合に減額する被保険者均等割額を未就学児1人につき455円とする旨を規定します。
  - エ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額について、減額する18歳以上被保険者均等割額を、18歳以上被保険者1人につき55円とする旨を規定します。
- (3) 世帯全員の総所得金額等が「43万円＋56万円×被保険者数」以下の世帯
- ア 被保険者に係る基礎課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき7,360円（現行7,440円）に改めます。また、世帯に未就学児がある場合に減額する被保険者均等割額を未就学児1人につき14,720円（現行14,880円）に改めます。
  - イ 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき2,880円（現行1,880円）に改めます。また、世帯に未就学児がある場合に減額する被保険者均等割額を未就学児1人につき5,760円（現行3,760円）に改めます。
  - ウ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額について、減額する被保険者均等割額を、被保険者1人につき364円とする旨を規定します。また、世帯に未就学児がある場合に減額する被保険者均等割額を未就学児1人につき728

円とする旨を規定します。

エ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額について、減額する18歳以上被保険者均等割額を、18歳以上被保険者1人につき22円とする旨を規定します。

(4) (1)から(3)までに掲げる世帯以外において、未就学児がある場合に減額する被保険者均等割額を未就学児1人につき、基礎課税額については18,400円（現行18,600円）、後期高齢者支援金等課税額については7,200円（現行4,700円）に改めるとともに、子ども・子育て支援納付金課税額については910円とする旨を規定します。

(5) 子ども・子育て支援納付金課税額について、世帯に出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対する減額を、当該出産被保険者につき、所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額についてそれぞれ算定した額の12分の1の額に産前産後期間月数を乗じて得た額とする旨を規定します。

(6) 子ども・子育て支援納付金課税額について、世帯に18歳未満被保険者がある場合における当該納税義務者に対する減額を、当該18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額とする旨を規定します。

○ 付則第4項（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）、第5項（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）、第7項（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）、第8項（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）、第9項（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）、第10項（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）、第11項（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）、第12項（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）、第13項（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）及び第14項（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

子ども・子育て支援納付金の課税に伴い、付則に定める所得を有する場合の取扱いについて、子ども・子育て支援納付金の所得割の算定への適用を追加します。

【施行期日等】

この条例は、令和8年4月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。

稲城市国民健康保険税条例の新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) ……（略）</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 ……（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 ……（略）</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) ……（略）</p> <p>2 ……（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 ……（略）</p>

保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.65を乗じて算定する。

2 ……（略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について36,800円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.21を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について14,400円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第9条 ……（略）

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,820円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について110円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.73を乗じて算定する。

2 ……（略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について37,200円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.37を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,400円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第9条 ……（略）

(納期等)

第12条 …… (略)

2 …… (略)

3 法第20条の4の2第6項本文の規定にかかわらず、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が

(納期)

第12条 …… (略)

2 …… (略)

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円) 及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が

2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 25,760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,080円

ウ …… (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,274円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 77円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,200円

ウ …… (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 910円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 55円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円

2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 26,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,580円

ウ …… (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,700円

ウ …… (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円

(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,360円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,880円

ウ …… (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 364円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 22円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,520円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 18,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,160円

(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,880円

ウ …… (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,580円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,300円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 18,600円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,410円

- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,600円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,760円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,200円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 273円
- イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 455円
- ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 728円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 910円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) …… (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日

- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,350円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,760円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,700円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) …… (略)

以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

#### 付 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲

#### 付 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」



中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額( )とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第

所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額( )とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第

4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が

4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が

租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

## 第7号議案

稲城市心身障害者福祉手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市心身障害者福祉手当制度の制定以降、障害者に関する各法が施行され、各種給付や減免の制度、インフラ等の生活基盤も整備されるとともに、社会や人々の障害者への理解が進み、障害者の社会参加や就労が促進され、障害者を取り巻く社会環境が変化したことを踏まえ、今後の障害福祉施策の方向性を見据えた中で、昨今の情勢に合わせて当制度の見直しを行うため、稲城市心身障害者福祉手当に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市心身障害者福祉手当に関する条例の一部を改正する条例

稲城市心身障害者福祉手当に関する条例（昭和49年稲城市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「4度」を「3度」に、「4級」を「2級」に改める。

別表第2を次のように改める。

### 別表第2（第3条関係）

障害者の区分		手当の額
知的障害者	1度、2度又は3度の者（ただし、東京都心身障害者福祉手当に関する条例（昭和49年東京都条例第61号。以下「都条例」という。）の適用を受ける者に限る。）	15,500円
身体障害者	1級又は2級の者（ただし、都条例の適用を受ける者に限る。）	
脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者		

### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市心身障害者福祉手当に関する条例（次条において「新条例」という。）の規定は、令和8年10月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同年9月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

（経過措置）

第3条 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に、この条例による改正前の稲城市心身障害者福祉手当に関する条例（以下「旧条例」とい

う。) 第4条の規定による申請を行った者についての認定は、なお従前の例による。

2 施行日前に、旧条例第4条の規定による認定を受けた者で新条例第2条に規定する支給要件に該当するものは、新条例第4条の規定による認定を受けた者とみなす。

(旧条例適用者の特例措置)

第4条 付則第2条の規定にかかわらず、旧条例第4条の規定による認定を受けた者に係る令和10年3月以前の月分の心身障害者福祉手当については、旧条例の規定の例により支給する。

## 議案概要説明書

議案番号	第7号	担当課	福祉部障害福祉課
件名	稲城市心身障害者福祉手当に関する条例の一部を改正する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、稲城市心身障害者福祉手当制度の制定以降、障害者に関する各法が施行され、各種給付や減免の制度、インフラ等の生活基盤も整備されるとともに、社会や人々の障害者への理解が進み、障害者の社会参加や就労が促進され、障害者を取り巻く社会環境が変化したことを踏まえ、今後の障害福祉施策の方向性を見据えた中で、昨今の情勢に合わせて当制度の見直しを行うため、稲城市心身障害者福祉手当に関する条例（昭和49年稲城市条例第33号）の一部を改正するものです。</p> <b>【改正内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 別表第1（第2条関係）<p>知的障害者及び身体障害者に係る手当の支給要件を改めます。</p></li><li>○ 別表第2（第3条関係）<p>別表第1の改正に伴い、知的障害者のうち4度のもの並びに身体障害者のうち3級及び4級のものを対象外とします。また、知的障害者及び身体障害者のうち、東京都心身障害者福祉手当に関する条例（昭和49年東京都条例第61号）の適用を受けないものを対象外とします。</p></li></ul> <b>【施行期日等】</b> <p>この条例は、令和8年10月1日から施行します。また、付則において、適用区分等について規定します。</p>			

稲城市心身障害者福祉手当に関する条例の新旧対照表

新			旧		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
<p>1 知的障害者であって、知的発達の遅滞の程度が、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）別表第1に定める総合判定基準表のうち、<u>3度</u>以上であるもの</p> <p>2 身体障害者であって、身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、<u>2級</u>以上であるもの</p> <p>3 ……（略）</p>			<p>1 知的障害者であって、知的発達の遅滞の程度が、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）別表第1に定める総合判定基準表のうち、<u>4度</u>以上であるもの</p> <p>2 身体障害者であって、身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、<u>4級</u>以上であるもの</p> <p>3 ……（略）</p>		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
障害者の区分		手当の額	障害者の区分		手当の額
知的障害者	1度、2度又は3度の者（ただし、東京都心身障害者福祉手当に関する条例（昭和49年東京都条例第61号。以下「都条例」という。）の適用を受ける者に限る。）	15,500円	知的障害者	1度、2度又は3度の者（ただし、東京都心身障害者福祉手当に関する条例（昭和49年東京都条例第61号。以下「都条例」という。）の適用を受ける者に限る。）	15,500円
				<u>4度の者又は都条例の適用を受けない1度、2度若しくは3度の者</u>	<u>12,500円</u>
身体障害者	1級又は2級の者（ただし、都条例の適用を受ける者に限る。）		身体障害者	1級又は2級の者（ただし、都条例の適用を受ける者に限る。）	15,500円
				<u>3級の者又は都条例の適用を受けない1級若しくは2級の者</u>	<u>12,500円</u>
				<u>4級の者</u>	<u>5,000円</u>
脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者			脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者		15,500円

## 第 8 号議案

稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

特殊疾病患者見舞金制度の制定以降、難病患者を取り巻く医療・就労等の環境が大きく変化してきたことを踏まえ、今後の障害福祉施策の方向性を見据え、見舞金の支給から所得等の支給要件を設けた手当の支給に制度を見直すため、稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例

稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例（昭和53年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 稲城市難病患者福祉手当の支給に関する条例

第1条中「特殊疾病患者」を「難病患者」に、「特殊疾病患者見舞金（以下「見舞金」という。）」を「難病患者福祉手当（以下「手当」という。）」に改める。

第2条第1項中「見舞金」を「手当」に改め、「有し」の次に「、現に居住している者であって」を加え、同条第2項中「特殊疾病患者」を「難病患者」に、「見舞金」を「手当」に改め、同項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の医療受給者証又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第7条の医療券（以下「医療受給者証等」という。）の交付を受けていないとき。
- (2) 医療受給者証等の認定の申請（以下「医療受給者証等申請」という。）の日（医療受給者証等の交付を受けて、その有効期限前に稲城市に転入した者については転入日とする。以下同じ。）を基準日として、その者（20歳未満の場合にあつては、主としてその者の生計を維持し、現に保護をしている父、母又はその他の者とする。）の前年の所得（1月から7月までの医療受給者証等申請については、前々年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。
- (3) 医療受給者証等申請の日を基準日として65歳以上であるとき。

第2条第2項に次の2号を加える。

- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けているとき。
- (7) 規則で定める施設に入所しているとき。

第3条（見出しを含む。）中「見舞金」を「手当」に改める。

第4条中「見舞金」を「手当」に改め、「ときは、」の次に「医療受給者証等申請の日から当該医療受給者証等の有効期限までに」を加え、「認定」を「受給認定」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次条に規定する支給期間が終了した後も手当の支給を受けようとするときは、前項の規定により受給認定を受けなければならない。

第5条中「見舞金は」を「手当は」に、「認定の申請をした日」を「医療受給者証等申請の日又は当該医療受給者証等に係る医療費の助成を開始する日のいずれか後の日」に、「見舞金を支給すべき事由の」を「当該医療受給者証等の有効期限の属する月又は第8条に規定する受給資格が」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、他の市町村又は特別区において、この条例による手当と同種の給付金を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

第6条第1項を削り、同条第2項中「災害その他やむを得ない事由により認定」を「前条の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により受給認定」に、「認定の申請をすることができなくなった日の属する月から見舞金を支給する」を「前条に規定する支給期間の手当を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を同条とする。

第7条中「見舞金」を「手当」に改める。

第8条中「認定」を「受給認定」に、「次下」を「以下」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「見舞金」を「手当」に改める。

## 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市難病患者福祉手当の支給に関する条例（付則第5条において「新条例」という。）の規定は、令和8年10月以後の月分の難病患者福祉手当について適用し、同年9月以前の月分の特殊疾病患者見舞金につ

いては、なお従前の例による。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日（次条において「施行日」という。）前に、この条例による改正前の稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例（次条において「旧条例」という。）第4条の規定による申請を行った者についての認定は、なお従前の例による。

(支給要件の特例措置)

第4条 付則第2条の規定にかかわらず、旧条例第2条に規定する支給要件は、令和8年9月分の特殊疾病患者見舞金の支給を受け、施行日から令和10年3月31日までの期間のうち、施行日から継続して当該支給要件を満たす期間に限り適用する。

(支給期間の特例措置)

第5条 新条例第4条の規定による申請を行った者については、新条例第5条の規定にかかわらず、支給期間の始期を令和8年10月1日以後とする。

(稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部改正)

第6条 稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項並びに別表第2の19の項、24の項、25の項、34の項、35の項及び40の項中「特殊疾病患者見舞金」を「難病患者福祉手当」に改める。

## 議案概要説明書

議案番号	第8号	担当課	福祉部障害福祉課
件名	稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、特殊疾病患者見舞金制度の制定以降、難病患者を取り巻く医療・就労等の環境が大きく変化してきたことを踏まえ、今後の障害福祉施策の方向性を見据え、見舞金の支給から所得等の支給要件を設けた手当の支給に制度を見直すため、稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例（昭和53年稲城市条例第14号）の一部を改正するものです。</p>			
<b>【改正内容】</b>			
○ 題名			
題名を「稲城市難病患者福祉手当の支給に関する条例」に改めます。			
○ 第1条（目的）、第3条（見舞金の額）、第7条（支払時期）、第8条（受給資格の消滅）及び第9条（見舞金の返還）			
特殊疾病患者見舞金を難病患者福祉手当（以下「手当」という。）に変更することに伴い、文言を整理します。			
○ 第2条（支給要件）			
支給要件に市内への居住、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の医療受給者証又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第7条の医療券（以下「医療受給者証等」という。）を交付されていること、所得及び年齢の制限等を加えます。			
○ 第4条（受給資格の認定）			
手当の受給資格の認定を受けるための申請について規定します。			
○ 第5条（支給期間）			
手当の支給期間を、医療受給者証等の認定の申請をした日の属する月から医療受給者証等の有効期限の属する月又は手当の受給資格が消滅した日の属する月までとします。			
また、他市で同種の給付金の支給を受けたときは、その月分の手当は支給しない			

こととします。

○ 第6条（支給始期の特例）

第5条の改正に伴い、支給の特例について規定を整備します。

**【施行期日等】**

この条例は、令和8年10月1日から施行します。また、付則において適用区分等について規定するとともに、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を改正します。

稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>稲城市難病患者福祉手当の支給に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、特殊疾病にり患した者（以下「<u>難病患者</u>」という。）に対し、<u>難病患者福祉手当</u>（以下「<u>手当</u>」という。）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第2条 <u>手当の支給を受けることができる者は、稲城市の区域内に住所を有し、現に居住している者であって、規則に定める疾病にり患している者又はその保護者とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該<u>難病患者</u>が次の各号の一に該当するときは、<u>手当</u>の支給はしない。</p> <p>(1) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の医療受給者証又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第7条の医療券（以下「医療受給者証等」という。）の交付を受けていないとき。</u></p> <p>(2) <u>医療受給者証等の認定の申請（以下「医療受給者証等申請」という。）の日（医療受給者証等の交付を受けて、その有効期限前に稲城市に転入した者については転入日とする。以下同じ。）を基準日として、その者（20歳未満の場合にあつては、主としてその者の生計を維持し、現に保護をしている父、母又はその他の者とする。）の前年の所得（1月から7月までの医療受給者証等申請については、前々年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。</u></p> <p>(3) <u>医療受給者証等申請の日を基準日として65歳以上であるとき。</u></p> <p>(4) ……（略）</p> <p>(5) ……（略）</p> <p>(6) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けているとき。</u></p> <p>(7) <u>規則で定める施設に入所しているとき。</u></p> <p>(<u>手当の額</u>)</p>	<p style="text-align: center;"><u>稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、特殊疾病にり患した者（以下「<u>特殊疾病患者</u>」という。）に対し、<u>特殊疾病患者見舞金</u>（以下「<u>見舞金</u>」という。）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第2条 <u>見舞金の支給を受けることができる者は、稲城市の区域内に住所を有し、規則に定める疾病にり患している者又はその保護者とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該<u>特殊疾病患者</u>が次の各号の一に該当するときは、<u>見舞金</u>の支給はしない。</p> <p>(1) ……（略）</p> <p>(2) ……（略）</p> <p>(<u>見舞金の額</u>)</p>

第3条 手当の額は、月額5,000円とする。

(受給資格の認定)

第4条 手当の支給要件に該当する者が、手当の支給を受けようとするときは、医療受給者証等申請の日から当該医療受給者証等の有効期限までに市長に申請し、受給資格の認定（以下「受給認定」という。）を受けなければならない。

2 次条に規定する支給期間が終了した後も手当の支給を受けようとするときは、前項の規定により受給認定を受けなければならない。

(支給期間)

第5条 手当は、医療受給者証等申請の日又は当該医療受給者証等に係る医療費の助成を開始する日のいずれか後の日の属する月から当該医療受給者証等の有効期限の属する月又は第8条に規定する受給資格が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、他の市町村又は特別区において、この条例による手当と同種の給付金を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

(支給始期の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により受給認定の申請をすることができなかった場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により前条に規定する支給期間の手当を支給する。

(支払時期)

第7条 手当は、毎年6月、10月及び2月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格は、受給認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当するときは、消滅する。

(1)～(3) …… (略)

第3条 見舞金の額は、月額5,000円とする。

(受給資格の認定)

第4条 見舞金の支給要件に該当する者が、見舞金の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

(支給期間)

第5条 見舞金は、認定の申請をした日の属する月から見舞金を支給すべき事由の消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りではない。

(支給始期の特例)

第6条 他の市町村又は特別区において、この条例による見舞金と同種の給付金（以下「給付金」という。）が支給されていた場合において、給付金の支給のあった最後の月の翌月から起算して3月以内に認定の申請があったときは、給付金が支給された最後の月の翌月から見舞金を支給する。

2 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかった場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月から見舞金を支給する。ただし、他の市町村又は特別区において、給付金を受けた者については、その受けた月分の見舞金は支給しない。

(支払時期)

第7条 見舞金は、毎年6月、10月及び2月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格は、認定を受けた者（次下「受給者」という。）が次の各号の一に該当するときは、消滅する。

(1)～(3) …… (略)

(手当の返還)

第9条 偽り、その他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長が、当該手当をその者から返還させることができる。

(見舞金の返還)

第9条 偽り、その他不正の手段により見舞金を受けた者があるときは、市長が、当該見舞金をその者から返還させることができる。

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の新旧対照表

新			旧		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1～7	……（略）		1～7	……（略）	
8 市長	稲城市難病患者福祉手当の支給に関する条例（昭和53年稲城市条例第14号）による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		8 市長	稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例（昭和53年稲城市条例第14号）による特殊疾病患者見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
9～14	……（略）		9～14	……（略）	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1～18	……（略）		1～18	……（略）	
19 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	……（略） 稲城市難病患者福祉手当の支給に関する条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報（以下「難病患者福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの	19 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	……（略） 稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例による特殊疾病患者見舞金の支給に関する情報（以下「特殊疾病患者見舞金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
20～23	……（略）		20～23	……（略）	
24 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	……（略） 難病患者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの	24 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	……（略） 特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	都難病規則による難病等に罹患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	……（略） 難病患者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの	25 市長	都難病規則による難病等に罹患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	……（略） 特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの
26～33	……（略）		26～33	……（略）	

34 市長	稲城市心身障害者福祉手当に関する条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	…… (略)
		<u>難病患者福祉手当</u> 関係情報であって規則で定めるもの
35 市長	稲城市 <u>難病患者福祉手当</u> の支給に関する条例による <u>難病患者福祉手当</u> の支給に関する事務であって規則で定めるもの	…… (略)
36～39 …… (略)		
40 市長	住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	…… (略)
		<u>難病患者福祉手当</u> 関係情報であって規則で定めるもの
		…… (略)
41 …… (略)		

34 市長	稲城市心身障害者福祉手当に関する条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	…… (略)
		<u>特殊疾病患者見舞金</u> 関係情報であって規則で定めるもの
35 市長	稲城市 <u>特殊疾病患者見舞金</u> の支給に関する条例による <u>特殊疾病患者見舞金</u> の支給に関する事務であって規則で定めるもの	…… (略)
36～39 …… (略)		
40 市長	住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	…… (略)
		<u>特殊疾病患者見舞金</u> 関係情報であって規則で定めるもの
		…… (略)
41 …… (略)		

## 第9号議案

稲城市立病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

市立病院の経営改革の一環として、令和7年度をもって紹介受診重点医療機関の指定を辞退したことに伴い、非紹介患者に係る加算料を紹介受診重点医療機関の指定前の額に戻すため、稲城市立病院使用条例の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

## 稲城市立病院使用条例の一部を改正する条例

稲城市立病院使用条例（昭和45年稲城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項を次のように改める。

3	非紹介患者 初診加算料	1回 2,600円	緊急その他やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、加算しない。
---	----------------	-----------	------------------------------------

### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市立病院使用条例別表第1の規定は、令和8年4月1日以後の診療に係る使用料について適用し、同年3月31日までの診療に係る使用料については、なお従前の例による。

## 議案概要説明書

議案番号	第9号	担当課	市立病院事務部医事課
件名	稲城市立病院使用条例の一部を改正する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、市立病院の経営改革の一環として、令和7年度をもって紹介受診重点医療機関の指定を辞退したことに伴い、非紹介患者に係る加算料を紹介受診重点医療機関の指定前の額に戻すため、稲城市立病院使用条例（昭和45年稲城市条例第32号）の一部を改正するものです。</p> <b>【改正内容】</b> <p>○ 別表第1（第2条関係） 非紹介患者に係る初診加算料を2,600円（現行7,000円）に改定します。また、再診加算料（現行3,000円）を廃止します。</p> <b>【施行期日等】</b> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。</p>			

稲城市立病院使用条例の新旧対照表

新				旧			
別表第1（第2条関係） 使用料の算定基本額				別表第1（第2条関係） 使用料の算定基本額			
項	種別	算定基本額	備考	項	種別	算定基本額	備考
1・2 ……（略）				1・2 ……（略）			
3	非紹介患者 初診加算料	1回 2,600円	緊急その他やむを得ない事情があると管理者が認めたときは、加算しない。	3	非紹介患者加 算料	初診 7,000円  再診 3,000円	他の保険医療機関等からの文書による紹介によらず受診した場合に加算する。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると管理者が認める場合を除く。  他の保険医療機関への文書による紹介を行う旨の指示を行ったにもかかわらず再診で受診した場合に、診療の都度加算する。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると管理者が認める場合を除く。
4～17 ……（略）				4～17 ……（略）			

## 第10号議案

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った手当の改正を実施するため、稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案概要説明書

議案番号	第10号	担当課	市立病院事務部管理課
件名	稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【概要】</b></p> <p>本案は、東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った手当の改正を実施するため、稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年稲城市条例第26号）の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>○ 第6条（扶養手当）</p> <p>配偶者に係る扶養手当について、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）に合わせて規定を削除します。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行します。</p>			

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 …… (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその企業職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1)~(4)</u> …… (略)</p> <p>3 …… (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 …… (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその企業職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p><u>(2)~(5)</u> …… (略)</p> <p>3 …… (略)</p>

第11号議案

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、林野火災注意報及び林野火災警報を創設するため、稲城市火災予防条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）」  
を「第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）」に改  
第5節 林野火災の予防（第29条の2・第29条の3）」  
める。

第1条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項の規定により発せられた火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加える。

第29条第6号を次のように改める。

(6) 屋外において裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為（前各号に定める行為を除く。）をしないこと（第29条の3に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報が発せられた場合に限る。）。

第3章第4節の次に次の1節を加える。

### 第5節 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の2 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定に基づき東京都知事がたてる地域森林計画及び同法第7条の2の規定に基づき関東森林管理局長がたてる地域別の森林計画の対象となる区域に、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、当該注意報が発せられた前項の区域内に在る者は、前条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定により火の使用の制限に従うよう努めなければならない対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の3 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したとき

は、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第60条に次の1号を加える。

- (6) 裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為（第29条の2第1項に定める区域において、1月から5月までの間に行う場合に限る。）

#### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案概要説明書

議案番号	第11号	担当課	消防本部予防課
件名	稲城市火災予防条例の一部を改正する条例		
<b>【概要】</b> <p>本案は、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、林野火災注意報及び林野火災警報を創設するため、稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を改正するものです。</p> <b>【改正内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第1条（目的）<p>火災に関する警報の定義について明確にします。</p></li><li>○ 第29条（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）<p>消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づく林野火災警報の創設に伴い、林野火災に関する警報が発せられた場合の屋外においての裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為についての火の使用の制限を加えます。</p></li><li>○ 第29条の2（林野火災に関する注意報）<p>林野火災注意報を発令するため、発令要件について規定します。</p></li><li>○ 第29条の3（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）<p>市長は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発したときは、火の使用制限の対象となる区域を指定することができることを規定します。</p></li><li>○ 第60条（消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出）<p>届出を必要とする消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為に、裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為を追加するとともに、届出の対象となる期間及び区域について規定します。</p></li></ul> <b>【施行期日】</b> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行します。</p>			

稲城市火災予防条例の新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 …… (略)</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節～第3節 …… (略)</p> <p><u>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第29条)</u></p> <p><u>第5節 林野火災の予防 (第29条の2・第29条の3)</u></p> <p>第4章～第9章 …… (略)</p> <p>付則 …… (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、消防用設備等の技術上の基準の付加並びに火災に関する警報<u>(法第22条第3項の規定により発せられた火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発令された場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(5) …… (略)</p> <p><u>(6) 屋外において裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為(前各号に定める行為を除く。)をしないこと(第29条の3に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報が発せられた場合に限る。)</u></p> <p><u>第5節 林野火災の予防</u></p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第29条の2 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、森林法(昭和26年法律第249号)第5条の規定に基づき東京都知事がたてる地域森林計画及び同法第7条の2の規定に基づき関東森林管</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 …… (略)</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節～第3節 …… (略)</p> <p><u>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第29条)</u></p> <p>第4章～第9章 …… (略)</p> <p>付則 …… (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、消防用設備等の技術上の基準の付加並びに火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発令された場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(5) …… (略)</p> <p><u>(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p>

理局長がたてる地域別の森林計画の対象となる区域に、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、当該注意報が発せられた前項の区域内に在る者は、前条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定により火の使用の制限に従うよう努めなければならない対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の3 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出)

第60条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その日時、場所その他当該行為に関して消防活動上必要な事項を消防署長に届け出なければならない。ただし、第55条の3の3第1項又は第55条の3の4第1項の計画を提出した場合は、この限りでない。

(1)～(5) …… (略)

(6) 裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為(第29条の2第1項に定める区域において、1月から5月までの間に行う場合に限る。)

(消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出)

第60条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その日時、場所その他当該行為に関して消防活動上必要な事項を消防署長に届け出なければならない。ただし、第55条の3の3第1項又は第55条の3の4第1項の計画を提出した場合は、この限りでない。

(1)～(5) …… (略)

第12号議案

令和7年度  
東京都稲城市一般会計補正予算（第6号）

令和 7 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 340,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,836,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		742,418	501,034	1,243,452
	1 地方交付税	742,418	501,034	1,243,452
16 国庫支出金		9,055,113	328,178	9,383,291
	1 国庫負担金	6,941,922	20,712	6,962,634
	2 国庫補助金	2,090,580	307,466	2,398,046
17 都支出金		8,643,161	11,136	8,654,297
	1 都負担金	2,451,385	9,114	2,460,499
	2 都補助金	5,772,478	2,022	5,774,500
19 寄附金		27,516	1,647	29,163
	1 寄附金	27,516	1,647	29,163
20 繰入金		2,235,293	△475,602	1,759,691
	1 基金繰入金	2,201,304	△475,602	1,725,702
23 市債		2,190,800	△25,700	2,165,100
	1 市債	2,190,800	△25,700	2,165,100
歳入合計		48,495,746	340,693	48,836,439

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,131,168	22,711	5,153,879
	1 総務管理費	4,085,816	8,813	4,094,629
	3 戸籍住民基本台帳費	314,189	13,898	328,087
3 民生費		22,063,699	89,585	22,153,284
	1 社会福祉費	7,031,195	43,853	7,075,048
	2 児童福祉費	12,453,369	45,732	12,499,101
4 衛生費		4,471,382	139,153	4,610,535
	1 保健衛生費	2,104,398	139,153	2,243,551
6 農林費		116,945	6,276	123,221
	1 農業費	116,945	6,276	123,221
7 商工費		591,693	121,805	713,498
	1 商工費	591,693	121,805	713,498
8 土木費		5,786,618	△50,774	5,735,844
	2 道路橋梁費	2,170,600	△50,774	2,119,826
9 消防費		1,544,701	10,737	1,555,438
	1 消防費	1,544,701	10,737	1,555,438
10 教育費		6,529,946	1,200	6,531,146
	4 幼稚園費	50,965	1,200	52,165

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	48,495,746	340,693	48,836,439

## 第2表 繰越明許費補正

(追加) (単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	自治会等関係費	4,938
2 総務費	1 総務管理費	電算管理運営費	2,728
2 総務費	3 戸籍住民基 本台帳費	一般事務費	13,898
3 民生費	1 社会福祉費	発達支援センター分室床改修工事	39,250
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉関係事務事業	12,100
4 衛生費	1 保健衛生費	環境管理事務	10,015
6 農林費	1 農業費	都市農業推進事業	6,276
7 商工費	1 商工費	商工会経費	111,980
7 商工費	1 商工費	物価高騰対策支援事業	9,825
8 土木費	2 道路橋梁費	稲城駅南口駅前広場上屋実施設計委託	4,244
9 消防費	1 消防費	災害対策備蓄資機材事業	10,737
10 教育費	4 幼稚園費	幼児教育振興に関する経費	1,200

## 第3表 債務負担行為補正

(追加) (単位 千円)

事項	期間	限度額
京王よみうりランド駅南口駅前広場 改良工事詳細設計等委託	令和7年度から 令和8年度まで	50,774

(変更) (単位 千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
(仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	132,000	令和8年度から 令和9年度まで	133,431

## 第4表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市道整備等事業債	331,800	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以 内	ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	306,100	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以 内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第12款 地方交付税 (補正額 501,034 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	地方交付税	742,418	501,034	1,243,452		
	1 地方交付税	742,418	501,034	1,243,452		
					1 地方交付税	501,034
	計	742,418	501,034	1,243,452		

説 明		
(財政課)		501,034
普通交付税交付額		501,034

第12款 地 方 交 付 税

第16款 国庫支出金 (補正額 328,178 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	国庫負担金	6,941,922	20,712	6,962,634		
	1 民生費国庫負担金	6,842,326	20,712	6,863,038		
					1 社会福祉費負担金	13,909
					2 児童福祉費負担金	3,918
					4 国民健康保険基盤安定負担金	2,885
2	国庫補助金	2,090,580	307,466	2,398,046		
	3 消防費国庫補助金	13,954	5,368	19,322		
					1 消防費補助金	5,368
	6 総務費国庫補助金	925,960	302,098	1,228,058		
					1 総務管理費補助金	302,098
	計	9,055,113	328,178	9,383,291		

説 明		
(障害福祉課)		13,909
障害者自立支援給付費等負担金 (1/2)		13,909
(障害福祉課)		3,918
児童保護費等負担金 (1/2)		3,918
(保険年金課)		2,885
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分 (1/2)		2,718
未就学児均等割保険税負担金 (1/2)		296
産前産後保険税負担金 (1/2)		△129
(防災課)		5,368
地域未来交付金 (地域防災緊急整備型) (1/2)		5,368
(財政課)		285,472
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		285,472
(市民課)		16,626
社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (10/10)		16,626

第16款 国 庫 支 出 金

第17款 都支出金 (補正額 11,136 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	都 負 担 金	2,451,385	9,114	2,460,499		
	1 民生費都負担金	2,450,216	9,114	2,459,330		
					1 社会福祉費負担金	6,954
					2 児童福祉費負担金	1,959
					4 国民健康保険基盤安定負担金	201
2	都 補 助 金	5,772,478	2,022	5,774,500		
	2 民生費都補助金	2,646,514	24,192	2,670,706		
					3 児童福祉費補助金	24,192
	6 土木費都補助金	532,760	△22,170	510,590		
					1 土木費補助金	△22,170
	計	8,643,161	11,136	8,654,297		

説 明		
(障害福祉課)	障害者自立支援給付費等負担金 (1/4)	6,954
(障害福祉課)	児童保護費等負担金 (1/4)	1,959
(保険年金課)	国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分 (3/4)	△1,242
	国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分 (1/4)	1,359
	未就学児均等割保険税負担金 (1/4)	148
	産前産後保険税負担金 (1/4)	△64
(子育て支援課)	東京都認証保育所運営費等補助金 (1/2)	13,704
	子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (1/2・10/10)	162
	保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 (10/10)	10,326
(土木課)	道路改良事業費補助金 (3/10・1/2・7.5/10)	△22,170

第17款 都 支 出 金

第19款 寄 附 金 (補正額 1,647 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	寄 附 金	27,516	1,647	29,163		
	2 農林費寄付金	0	20	20		
					1 農業振興費寄付金	20

説 明		
(経済課)	都市農業推進事業指定寄附金	20

第19款 寄 附 金

(単位：千円)

項	科 目		計	節		
	目	補正前の額		補正額	区 分	金 額
1	3 衛生費寄附金	0	54	54		
					1 保健衛生費寄附金	54
	4 土木費寄附金	0	1,000	1,000		
					1 都市計画費寄附金	1,000
	5 消防費寄附金	0	500	500		
					1 消防費寄附金	500
	6 教育費寄付金	0	73	73		
					1 教育総務費寄附金	73
計		27,516	1,647	29,163		

説 明		
(生活環境課) 環境保全活動事業指定寄附金		54 54
(区画整理課) いなぎまちづくり指定寄附金		1,000 1,000
(防災課) 消防事業指定寄附金		500 500
(教育総務課) 学校教育指定寄附金		73 73

第19款 寄 附 金

第20款 繰 入 金 (補正額 △475,602 千円)

項	科 目		計	節		
	目	補正前の額		補正額	区 分	金 額
1	基金繰入金	2,201,304	△475,602	1,725,702		
					1 財政調整基金繰入金	1,106,225
					1 財政調整基金繰入金	△475,602
計		2,235,293	△475,602	1,759,691		

(単位：千円)

説 明		
(財政課) 財政調整基金繰入金		△475,602 △475,602

第20款 繰 入 金

第23款 市 債 (補正額 △25,700 千円)

(単位：千円)

項	科 目		補 正 額	計	節	
	目	補 正 前 の 額			区 分	金 額
1	市 債	2,190,800	△25,700	2,165,100		
	4 土 木 債	807,800	△25,700	782,100		
					1 土 木 事 業 債	△25,700
	計	2,190,800	△25,700	2,165,100		

説 明	
(財政課)	△25,700
市道整備等事業債	△25,700

第23款 市 債

歳 出

第2款 総務費 (補正額 22,711 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務管理費	4,085,816	8,813	4,094,629	7,666	0	0	1,147	0
	1 一般管理費	2,520,969	4,938	2,525,907	4,938	0	0	0	0
					4,938	0	0	0	0
	6 財産管理費	144,983	1,147	146,130	0	0	0	1,147	0
					0	0	0	1,147	0
	9 電算管理費	1,224,507	2,728	1,227,235	2,728	0	0	0	0
					2,728	0	0	0	0
3	戸籍住民基本台帳費	314,189	13,898	328,087	13,898	0	0	0	0
	1 戸籍住民基本台帳費	314,189	13,898	328,087	13,898	0	0	0	0
					13,898	0	0	0	0
	計	5,131,168	22,711	5,153,879	21,564	0	0	1,147	0

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
18 負担金補助及び交付金	4,938	3 自治会等関係費 (総務契約課)	4,938
		18 負担金補助及び交付金	4,938
		自治会集会施設修繕費補助金	4,938
24 積立金	1,147	1 財産管理費 (財政課)	1,147
		24 積立金	1,147
		財政調整基金積立金	1,147
12 委託料	2,728	1 電算管理運営費 (ICT推進課)	2,728
		12 委託料	2,728
		システム開発委託	2,728
12 委託料	13,898	2 一般事務費 (市民課)	13,898
		12 委託料	13,898
		戸籍電算システム機器保守及び運用支援委託	13,898

第3款 民生費 (補正額 89,585 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	7,031,195	43,853	7,075,048	28,894	7,155	0	0	7,804
	2 心身障害者 福 祉 費	2,512,621	27,819	2,540,440	13,909	6,954	0	0	6,956
					13,909	6,954	0	0	6,956
	3 老人福祉費	363,088	12,100	375,188	12,100	0	0	0	0
					12,100	0	0	0	0
	5 国民健康保険 事 業 費	1,047,468	3,934	1,051,402	2,885	201	0	0	848
					2,885	201	0	0	848
2	児 童 福 祉 費	12,453,369	45,732	12,499,101	3,918	26,151	0	0	15,663
	2 児童処遇費	11,354,685	45,732	11,400,417	3,918	26,151	0	0	15,663
					0	24,192	0	0	13,704
					3,918	1,959	0	0	1,959
	計	22,063,699	89,585	22,153,284	32,812	33,306	0	0	23,467

区 分	金 額	説 明		
		節	明	
19 扶 助 費	27,819	5	自立支援給付等事業 (障害福祉課) 19扶助費 障害介護給付費	27,819 27,819 27,819
18 負担金補助及び 交 付 金	12,100	2	老人福祉関係事務事業 (高齢福祉課) 18負担金補助及び交付金 物価高騰重点支援給付金	12,100 12,100 12,100
27 繰 出 金	3,934	2	国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課) 27繰出金 国民健康保険事業特別会計一般繰出金 保険基盤安定繰出金 未就学児均等割保険税繰出金 産前産後保険税繰出金	3,934 3,934 △182 3,781 592 △257
18 負担金補助及び 交 付 金	37,896	4	保育所等運営委託・補助事業 (子育て支援課) 18負担金補助及び交付金 認証保育所運営費等補助金 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金	37,896 37,896 27,409 10,487
19 扶 助 費	7,836	5	障害児支援事業 (障害福祉課) 19扶助費 障害児通所給付費	7,836 7,836 7,836

第4款 衛生費 (補正額 139,153 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	保 健 衛 生 費	2,104,398	139,153	2,243,551	139,153	0	0	0	0
	3 環 境 衛 生 費	62,624	10,015	72,639	10,015	0	0	0	0
					10,015	0	0	0	0
	5 病 院 事 業 費	737,336	129,138	866,474	129,138	0	0	0	0
					129,138	0	0	0	0
	計	4,471,382	139,153	4,610,535	139,153	0	0	0	0

節		区 分	金 額	説 明
11	役 務 費	15	4 環境管理事務 (緑と環境課)	10,015
			11 役務費	15
18	負担金補助及び 交 付 金	10,000	通信運搬費 郵便料等	15
			18 負担金補助及び交付金 カーボンニュートラル住宅設備等補助金	10,000
18	負担金補助及び 交 付 金	129,138	1 病院事業会計負担金及び補助金 (健康課)	129,138
			18 負担金補助及び交付金 病院事業会計負担金及び補助金	129,138



第7款 商 工 費 (補正額 121,805 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	商 工 費	591,693	121,805	713,498	121,805	0	0	0	0
	2 商工業振興費	501,381	121,805	623,186	121,805	0	0	0	0
					111,980	0	0	0	0
					9,825	0	0	0	0
	計	591,693	121,805	713,498	121,805	0	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
10	需 用 費	20
	1 消 耗 品 費	20
11	役 務 費	5
	18 負担金補助及び交付金	121,780
		2 商工会経費(経済課)
		18負担金補助及び交付金
		商工会補助金
		11 物価高騰対策支援事業(経済課)
		10需用費
		①消耗品費
		事業用
		11役務費
		手数料
		振込手数料
		18負担金補助及び交付金
		中小企業省エネ化設備導入補助金
		中小規模飲食店舗出店補助金
		111,980
		111,980
		111,980
		9,825
		20
		20
		20
		5
		5
		5
		9,800
		5,000
		4,800







債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加及び変更

(追加)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
京王よみうりランド駅南口駅前 広場改良工事詳細設計等委託	土木課	50,774			令和7年度から 令和8年度まで	50,774	22,170	25,700		2,904

(変更)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
(仮称) 第三小学校学童クラブ 建設工事										
補正前	建築保全課	132,000			令和8年度から 令和9年度まで	132,000	97,172	30,000		4,828
補正後	建築保全課	133,431			令和8年度から 令和9年度まで	133,431	97,172	30,000		6,259

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	11,455,960	11,950,573	2,190,800	984,305	13,157,068
補正額			△ 25,700		△ 25,700
計	11,455,960	11,950,573	2,165,100	984,305	13,131,368
(5) 土木債					
補正前	2,014,041	2,763,574	807,800	211,755	3,359,619
補正額			△ 25,700		△ 25,700
計	2,014,041	2,763,574	782,100	211,755	3,333,919
合 計					
補正前	18,855,224	18,519,939	2,190,800	1,771,213	18,939,526
補正額			△ 25,700		△ 25,700
計	18,855,224	18,519,939	2,165,100	1,771,213	18,913,826

## 議案概要説明書

議案番号	第12号	担当課	企画部財政課						
件名	令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第6号）								
<p><b>【概要】</b></p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">48,495,746</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">340,693</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">48,836,439</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正の主なものは、国の令和7年度補正予算（第1号）に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策として、自治会集会施設の修繕工事について支援を行うことに伴う自治会集会施設修繕費補助金の計上、地域密着型サービスを提供する市内の介護サービス事業者に対して物価高騰の影響を軽減するための支援を実施することに伴う物価高騰重点支援給付金の増額、太陽光発電設備等の導入経費について支援を行うことに伴うカーボンニュートラル住宅設備等補助金の増額、物価高騰及び人件費高騰の影響を受けた市立病院に対して、賃上げに伴う給与費の増加分及び医療資材等の物価高騰分の支援を実施することに伴う病院事業会計負担金及び補助金の増額、市内の農家に対して農業者肥料購入費補助金を交付することに伴う経費の計上、プレミアム付き商品券を発行することに伴う商工会補助金の増額、市内の中小企業事業者に対して中小企業省エネ化設備導入補助金を交付することに伴う経費の計上、市内への飲食店舗出店希望者に対して中小規模飲食店舗出店補助金を交付することに伴う経費の計上、市内の幼稚園型認定こども園及び幼稚園に対して物価高騰の影響を軽減するための支援を実施することに伴う幼稚園等物価高騰重点支援給付金の計上を行うものです。</p> <p>その他としては、国の令和7年度補正予算（第1号）による普通交付税の追加交付に伴う地方交付税の増額、都市農業推進事業指定寄附金、環境保全活動事業指定寄附金、いなぎまちづくり指定寄附金及び学校教育指定寄附金を令和8年度以降の事業の財源とするための財政調整基金積立金の増額、戸籍の附票へ振り仮名及び旧氏を追加すること、戸籍電算システムから住民情報システムへ氏名の振り仮名を取</p>				補正前の予算総額	48,495,746	補正額	340,693	補正後の予算総額	48,836,439
補正前の予算総額	48,495,746								
補正額	340,693								
補正後の予算総額	48,836,439								

り込む機能を追加すること等に伴うシステム開発委託料並びに戸籍電算システム機器保守及び運用支援委託料の増額、サービス利用者数及び利用日数の増等に伴う障害介護給付費及び障害児通所給付費の増額、財源の整理等に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、補助単価の改定を行うことに伴う認証保育所運営費等補助金の増額、東京都の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金の補助対象期間の延長に伴い、市内の保育所等に対する支援を延長するための保育所等物価高騰緊急対策事業補助金の増額、翌年度に工期を延伸することに伴う京王よみうりランド駅南口駅前広場改良工事詳細設計等委託料の減額、国の令和7年度補正予算(第1号)に計上された地域未来交付金(地域防災緊急整備型)を活用し、避難所の衛生環境の向上のために自動ラップ式トイレを配備することに伴う経費の計上等を行うものです。

また、繰越明許費の補正として、自治会等関係費、電算管理運営費、戸籍住民基本台帳費の一般事務費、発達支援センター分室床改修工事、老人福祉関係事務事業、環境管理事務、都市農業推進事業、商工会経費、物価高騰対策支援事業、稲城駅南口駅前広場上屋実施設計委託、災害対策備蓄資機材事業及び幼児教育振興に関する経費に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について繰越明許費を設定するものです。

さらに、債務負担行為の補正として、京王よみうりランド駅南口駅前広場改良工事詳細設計等委託に係る経費について債務負担行為を追加し、及び(仮称)第三小学校学童クラブ建設工事に係る経費について限度額を変更するものです。

加えて、地方債の補正として、市道整備等事業債を減額するものです。

第13号議案

令和7年度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和 7 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,809千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,067,076千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 都 支 出 金		5,511,805	△2,125	5,509,680
	1 都 補 助 金	5,511,804	△2,125	5,509,679
6 繰 入 金		993,324	3,934	997,258
	1 他 会 計 繰 入 金	993,324	3,934	997,258
歳 入 合 計		8,065,267	1,809	8,067,076

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費 納 付 金		2,483,988	0	2,483,988
	1 医 療 給 付 費 分	1,650,294	0	1,650,294
4 保 健 事 業 費		84,304	1,809	86,113
	1 特定健康診査等事業費	73,745	0	73,745
	2 保 健 事 業 費	10,559	1,809	12,368
歳 出 合 計		8,065,267	1,809	8,067,076

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第5款 都支出金 (補正額 △2,125 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	都 補 助 金	5,511,804	△2,125	5,509,679		
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	5,433,898	△18	5,433,880		
					2 特 別 交 付 金	△18
	2 市 町 村 国 民 健 康 保 険 都 費 補 助 金	77,906	△2,107	75,799		
					1 市 町 村 国 民 健 康 保 険 都 費 補 助 金	△2,107
	計	5,511,805	△2,125	5,509,680		

説 明	
(保険年金課) 特定健康診査等負担金	△18 △18
(保険年金課) 市町村国民健康保険都費補助金	△2,107 △2,107

第5款 都 支 出 金

第6款 繰入金 (補正額 3,934 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	993,324	3,934	997,258		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	993,324	3,934	997,258		
					1 一 般 繰 入 金	△182
					2 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 ( 保 険 税 軽 減 分 )	△1,655
					3 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 ( 保 険 者 支 援 分 )	5,436
					5 未 就 学 児 均 等 割 保 険 税 繰 入 金	592
					6 産 前 産 後 保 険 税 繰 入 金	△257
	計	993,324	3,934	997,258		

説 明	
(保険年金課) 一般繰入金	△182 △182
(保険年金課) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△1,655 △1,655
(保険年金課) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	5,436 5,436
(保険年金課) 未就学児均等割保険税繰入金	592 592
(保険年金課) 産前産後保険税繰入金	△257 △257

第6款 繰 入 金





## 議案概要説明書

議案番号	第13号	担当課	市民部保険年金課						
件名	令和7年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）								
<p><b>【概要】</b></p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">8,065,267</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">1,809</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">8,067,076</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、特定健康診査等負担金及び市町村国民健康保険都費補助金の額の確定に伴う都補助金の減額、国民健康保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金及び産前産後保険税繰入金の額の確定等に伴う一般会計繰入金の増額、人間ドック受診の増に伴う被保険者健康診査料助成の増額等を行うものです。</p> <p>歳入では都支出金を減額し、及び繰入金を増額し、歳出では保健事業費を増額するものです。</p>				補正前の予算総額	8,065,267	補正額	1,809	補正後の予算総額	8,067,076
補正前の予算総額	8,065,267								
補正額	1,809								
補正後の予算総額	8,067,076								

第14号議案

令和7年度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和 7 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 繰越明許費補正

(追加)

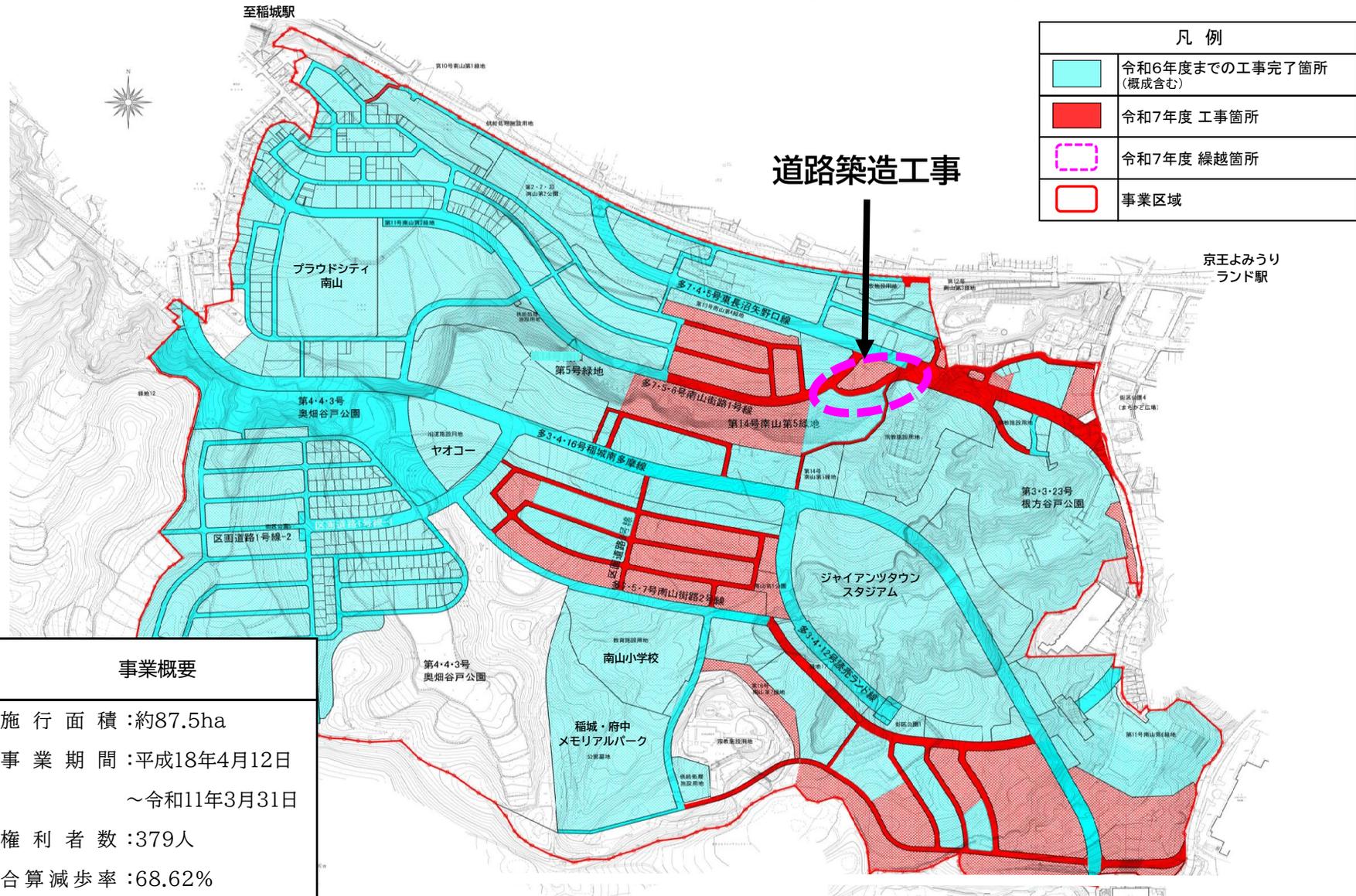
(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	南山東部地区事業費	36,036

## 議案概要説明書

議案番号	第14号	担当課	都市環境整備部区画整理課						
件名	令和7年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）								
<p><b>【概要】</b></p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,878,817</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,878,817</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、繰越明許費の補正として、南山東部地区事業費に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について、繰越明許費を設定するものです。</p>				補正前の予算総額	2,878,817	補正額	0	補正後の予算総額	2,878,817
補正前の予算総額	2,878,817								
補正額	0								
補正後の予算総額	2,878,817								

## 令和7年度事業計画【南山東部地区】



凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue;"></span>	令和6年度までの工事完了箇所 (概成含む)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:red;"></span>	令和7年度 工事箇所
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px dashed pink;"></span>	令和7年度 繰越箇所
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid red;"></span>	事業区域

事業概要
施行面積:約87.5ha
事業期間:平成18年4月12日 ～令和11年3月31日
権利者数:379人
合算減歩率:68.62%
事業費:640億円

第15号議案

令和7年度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和 7 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 95,964千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,472,130千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,262,531	95,964	1,358,495
	1 後期高齢者医療保険料	1,262,531	95,964	1,358,495
歳入合計		2,376,166	95,964	2,472,130

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び交付金		2,241,433	95,964	2,337,397
	1 広域連合負担金	2,241,433	95,964	2,337,397
歳出合計		2,376,166	95,964	2,472,130

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 1 款 後期高齢者医療保険料 (補正額 95,964 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	後期高齢者医療保険料	1,262,531	95,964	1,358,495		
	1 後期高齢者医療保険料	1,262,531	95,964	1,358,495		
					1 特別徴収保険料	55,925
					2 普通徴収保険料	40,039
	計	1,262,531	95,964	1,358,495		

説 明	
(保険年金課) 特別徴収分	55,925 55,925
(保険年金課) 現年度分	40,039 40,039

第1款 後期高齢者医療保険料



## 議案概要説明書

議案番号	第15号	担当課	市民部保険年金課						
件名	令和7年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）								
<p><b>【概要】</b></p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,376,166</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">95,964</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,472,130</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、被保険者の平均所得額が見込みを上回ったこと等に伴う後期高齢者医療保険料の増額及びそれに伴う広域連合負担金の増額を行うものです。</p> <p>歳入では後期高齢者医療保険料を増額し、歳出では分担金及び交付金を増額するものです。</p>				補正前の予算総額	2,376,166	補正額	95,964	補正後の予算総額	2,472,130
補正前の予算総額	2,376,166								
補正額	95,964								
補正後の予算総額	2,472,130								

# 議案概要説明書

第16号議案 令和8年度東京都稲城市一般会計予算

## 令和8年度予算

### 参考資料

東京都 稲城市

# 令和8年度 当初予算の概要

## あらまし

(1) 令和8年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合計した当初予算は、800億986万5千円となり、前年度に比べ8億3,179万2千円の増（1.1%の増）となった。

(2) 令和8年度の一般会計歳入歳出当初予算は、それぞれ477億6,100万円となり、前年度に比べ17億800万円の増（3.7%の増）となった。

令和8年度の予算は、物価上昇等の動向や社会情勢の変化を的確に捉え、多様化するニーズにおける課題に対して、機動的に取り組むとともに、将来を見据えた健全な財政を維持しながら、第五次稲城市長期総合計画基本構想に定める将来都市像の実現に向けた各種施策の取組みを進め、市民の安全・安心の確保を最優先に引き続き防災・減災対策に計画的に取り組む予算としている。

(3) 一般会計から特別会計及び企業会計への繰出金等は、56億2,330万9千円となり、前年度に比べ1,021万9千円の減（0.2%の減）となった。

(4) 特別会計を合計した歳入歳出当初予算は、それぞれ199億5,718万3千円となり、前年度に比べ2億3,435万3千円の増（1.2%の増）となった。

(5) 企業会計を合計した当初予算は、歳入が111億2,021万9千円となり、前年度に比べ12億4,738万6千円の減（10.1%の減）、歳出が122億9,168万2千円となり、前年度に比べ11億1,056万1千円の減（8.3%の減）となった。

令和8年度会計別当初予算の状況

(単位：千円、%)

	歳 入		歳 出		令和7年度 当初予算額	対前年度比較	
	予算額	うち繰入金等	予算額	うち繰出金等		増減額	増減率
一般会計	47,761,000	34,117	47,761,000	5,623,309	46,053,000	1,708,000	3.7
国民健康保険 事業特別会計	7,864,908	775,458	7,864,908	-	7,995,333	△ 130,425	△ 1.6
土地区画整理 事業特別会計	2,599,484	1,716,085	2,599,484	-	2,883,748	△ 284,264	△ 9.9
介護保険 特別会計	6,808,026	976,293	6,808,026	34,117	6,472,422	335,604	5.2
後期高齢者 医療特別会計	2,684,765	1,133,501	2,684,765	-	2,371,327	313,438	13.2
特別会計	19,957,183	4,601,337	19,957,183	34,117	19,722,830	234,353	1.2
下水道事業 会計	2,940,018	275,463	3,308,339	-	3,616,347	△ 308,008	△ 8.5
病院事業会計	8,180,201	746,509	8,983,343	-	9,785,896	△ 802,553	△ 8.2
企業会計	11,120,219	1,021,972	12,291,682	-	13,402,243	△ 1,110,561	△ 8.3
合 計	78,838,402	5,657,426	80,009,865	5,657,426	79,178,073	831,792	1.1

※ 下水道事業会計及び病院事業会計について、令和7年度当初予算額は歳出予算額とし、対前年度比較は歳出予算額における増減額及び増減率としている。

# 一般会計当初予算の推移

	予算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数	一人当たり (円)	一世帯当たり (円)
平成29年度	32,140,000	△ 2,560,000	100	360,763	828,158
平成30年度	34,500,000	2,360,000	107	383,696	873,705
平成31年度	35,694,000	1,194,000	111	394,039	892,551
令和2年度	37,324,000	1,630,000	116	407,734	918,338
令和3年度	35,609,000	△ 1,715,000	111	385,955	863,667
令和4年度	36,067,000	458,000	112	387,788	860,131
令和5年度	39,195,000	3,128,000	122	419,552	924,476
令和6年度	42,080,000	2,885,000	131	448,705	982,168
令和7年度	46,053,000	3,973,000	143	490,364	1,064,415
令和8年度	47,761,000	1,708,000	149	505,616	1,087,950

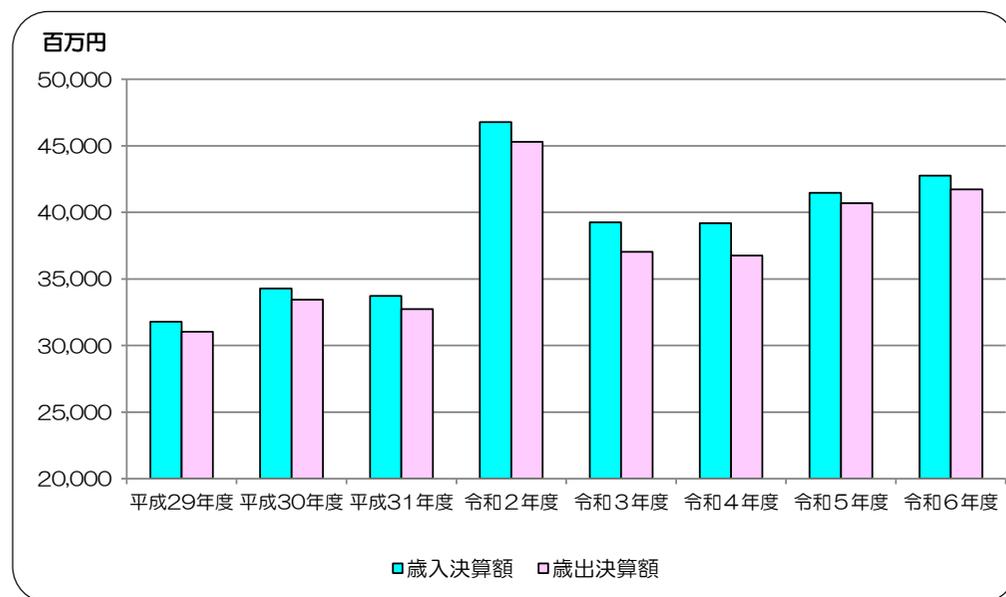
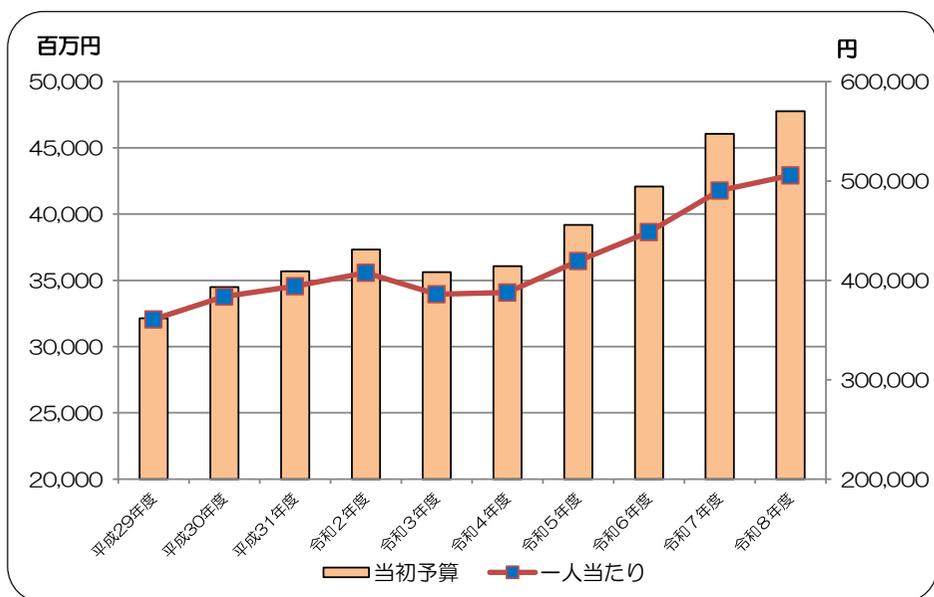
※ 指数：平成29年度を100としたときの各年度の比率

人口・世帯数：各年1月1日現在の住民基本台帳人口等

令和8年1月1日現在 人口：94,461人 世帯数：43,900世帯

# 一般会計決算の推移

	歳入決算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数	歳出決算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数
平成29年度	31,781,400	△ 2,390,093	100	31,040,668	△ 2,527,303	100
平成30年度	34,281,979	2,500,579	108	33,450,218	2,409,550	108
平成31年度	33,714,054	△ 567,925	106	32,724,701	△ 725,517	105
令和2年度	46,775,497	13,061,443	147	45,293,972	12,569,271	146
令和3年度	39,252,808	△ 7,522,689	124	37,042,921	△ 8,251,051	119
令和4年度	39,182,216	△ 70,592	123	36,764,853	△ 278,068	118
令和5年度	41,476,463	2,294,247	131	40,699,123	3,934,270	131
令和6年度	42,752,407	1,275,944	135	41,731,748	1,032,625	134
令和7年度	—	—	—	—	—	—
令和8年度	—	—	—	—	—	—



# 令和8年度 東京都稲城市一般会計当初予算

## 1 歳入の状況

歳入の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳入総額は、対前年度比3.7%の増となった。  
一般財源は、5.1%の増となった。これは、環境性能割交付金が99.9%の減となったものの、市税が3.7%の増、地方消費税交付金が13.0%の増、株式等譲渡所得割交付金が62.7%の増となったことなどによる。  
特定財源は、2.5%の増となった。これは、分担金及び負担金が保育所運営費保護者負担金の減などで76.1%の減、市債が第二小学校校舎増築事業債の減などで6.7%の減となったものの、都支出金が保育所等利用世帯負担軽減事業費補助金、道路改良事業費補助金の増などで11.9%の増、国庫支出金が子どものための教育・保育給付費負担金の増などで2.9%の増となったことなどによる。
- (2) 歳入の根幹をなす市税は、納税義務者数の増及び給与所得の増による個人市民税の増や宅地の負担調整や新築家屋の増による固定資産税の増などで全体で3.7%の増となった。  
税目別では、個人市民税が7.0%の増、法人市民税が4.2%の増、固定資産税が0.7%の増、軽自動車税が3.4%の減、市たばこ税が1.1%の増、都市計画税が0.9%の増となった。
- (3) 地方交付税は、普通交付税が人件費の増や物価高による影響などにより基準財政需要額が増となる一方で、市税や税連動交付金の増などにより基準財政収入額も増となることから0.3%の減、特別交付税が6.9%の増となった。
- (4) 国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金、障害者自立支援給付費等負担金の増などで2.9%の増となった。
- (5) 都支出金は、保育所等利用世帯負担軽減事業費補助金、道路改良事業費補助金、東京都公立学校給食費負担軽減補助金の増などで11.9%の増となった。
- (6) 繰入金は、財政調整基金繰入金、公共施設整備基金繰入金の減などで2.8%の減となった。
- (7) 市債は、第二小学校校舎増築事業債、消防デジタル無線設備更新整備事業債の減などで6.7%の減となった。

(内訳)

(単位：千円、%)

区 分	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	47,761,000	100.0	46,053,000	100.0	1,708,000	3.7
一般財源（原則）	23,284,628	48.8	22,163,391	48.0	1,121,237	5.1
市税	18,148,514	38.0	17,498,159	38.0	650,355	3.7
地方譲与税	162,976	0.3	160,353	0.3	2,623	1.6
利子割交付金	74,504	0.2	95,739	0.2	△ 21,235	△ 22.2
配当割交付金	230,704	0.5	234,020	0.5	△ 3,316	△ 1.4
株式等譲渡所得割交付金	463,619	1.0	284,919	0.6	178,700	62.7
法人事業税交付金	323,595	0.7	308,855	0.7	14,740	4.8
地方消費税交付金	2,639,643	5.5	2,336,886	5.1	302,757	13.0
ゴルフ場利用税交付金	77,546	0.2	76,932	0.2	614	0.8
環境性能割交付金	32	0.0	61,925	0.1	△ 61,893	△ 99.9
地方特例交付金	145,724	0.3	105,271	0.2	40,453	38.4
地方交付税	754,382	1.6	742,418	1.6	11,964	1.6
交通安全対策特別交付金	7,829	0.0	8,574	0.0	△ 745	△ 8.7
国有提供施設等所在 市町村助成交付金等	255,560	0.5	249,340	0.5	6,220	2.5
特定財源（原則）	24,476,372	51.2	23,889,609	52.0	586,763	2.5
分担金及び負担金	72,048	0.2	302,006	0.7	△ 229,958	△ 76.1
使用料及び手数料	610,598	1.3	624,743	1.4	△ 14,145	△ 2.3
国庫支出金	8,137,803	17.0	7,908,807	17.2	228,996	2.9
都支出金	9,232,514	19.3	8,250,379	17.9	982,135	11.9
財産収入	44,928	0.1	140,878	0.3	△ 95,950	△ 68.1
寄附金	40,087	0.1	27,516	0.1	12,571	45.7
繰入金	1,885,511	3.9	1,939,924	4.2	△ 54,413	△ 2.8
繰越金	300,000	0.6	300,000	0.7	0	0.0
諸収入	2,090,283	4.4	2,185,756	4.7	△ 95,473	△ 4.4
うち収益事業収入	30,000	0.1	20,000	0.0	10,000	50.0
市債	2,062,600	4.3	2,209,600	4.8	△ 147,000	△ 6.7
うち減収補填債	0	0.0	0	0.0	0	-
うち臨時財政対策債	0	0.0	0	0.0	0	-

## 2 歳出の状況（性質別）

歳出を性質別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳出総額は、対前年度比3.7%の増となった。
- (2) 義務的経費は、6.2%の増となり、歳出総額に占める割合（構成比）は前年度から1.2ポイント増加し、52.0%となった。  
 人件費は、一般職給料、一般職期末勤勉手当、会計年度任用職員期末勤勉手当の増などで4.5%の増となった。  
 扶助費は、民間保育所等運営委託料、子どものための教育・保育給付、障害介護給付費、民間学童クラブ運営委託料、障害児通所給付費の増などで8.2%の増となった。  
 公債費は、平成17年度に起債した臨時財政対策債の償還が終了することなどで2.3%の減となった。
- (3) 投資的経費は、5.5%の減となり、構成比は前年度から1.0ポイント減少し、10.1%となった。普通建設事業費の内訳は、補助事業費が第二小学校校舎増築工事請負費、中学校特別教室空調設備設置工事請負費の減などで34.8%の減、単独事業費が稲城駅南口駅前広場改良工事請負費などが減となったものの、道路改修整備に係る用地取得に伴う損失補償金、消防緊急通信指令設備更新整備費、市内公園整備等工事請負費の増などで23.1%の増、その他が多3・4・12号読売ランド線受託事業費の減で6.2%の減となった。
- (4) その他経費は、3.0%の増となり、構成比は前年度から0.2ポイント減少し、37.9%となった。  
 物件費は、システム標準化関連費用などが減となったものの、稲城市立図書館指定管理料、街路樹剪定及び草刈等業務委託料、橋梁等長寿命化定期点検業務委託料の増などで4.2%の増となった。  
 維持補修費は、道路緊急補修等工事請負費、健康プラザ施設用修繕料、第二調理場施設用修繕料の増などで19.3%の増となった。  
 補助費等は、多摩川衛生組合塵芥処理負担金などが減となったものの、下水道事業会計負担金及び補助金、認可外保育事業利用者利用料補助、稲城市学校給食費保護者負担分補助金の増などで5.5%の増となった。  
 積立金は、預金利子収入の増による影響などで121.8%の増となった。  
 繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金、土地区画整理事業特別会計繰出金の減などで2.1%の減となった。

（内訳）

（単位：千円、％）

区 分	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	47,761,000	100.0	46,053,000	100.0	1,708,000	3.7
義務的経費	24,825,025	52.0	23,365,060	50.8	1,459,965	6.2
人件費	7,086,037	14.9	6,783,693	14.8	302,344	4.5
扶助費	15,908,793	33.3	14,707,788	31.9	1,201,005	8.2
公債費	1,830,195	3.8	1,873,579	4.1	△ 43,384	△ 2.3
投資的経費	4,835,411	10.1	5,117,364	11.1	△ 281,953	△ 5.5
普通建設事業費	4,835,411	10.1	5,117,364	11.1	△ 281,953	△ 5.5
補助事業費	1,280,064	2.7	1,964,395	4.3	△ 684,331	△ 34.8
単独事業費	2,510,715	5.2	2,039,463	4.4	471,252	23.1
その他	1,044,632	2.2	1,113,506	2.4	△ 68,874	△ 6.2
災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	—
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	—
その他経費	18,100,564	37.9	17,570,576	38.1	529,988	3.0
物件費	9,118,534	19.1	8,747,820	19.0	370,714	4.2
維持補修費	154,806	0.3	129,729	0.3	25,077	19.3
補助費等	4,145,754	8.7	3,929,295	8.5	216,459	5.5
積立金	30,133	0.1	13,588	0.0	16,545	121.8
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	—
貸付金	0	0.0	0	0.0	0	—
繰出金	4,601,337	9.6	4,700,144	10.2	△ 98,807	△ 2.1
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0

### 3 歳出の状況（目的別）

歳出を目的別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 総務費は、一般職給料、一般職期末勤勉手当、会計年度任用職員期末勤勉手当、東京都市町村職員退職手当組合負担金などが増となったが、システム標準化関連費用、国勢調査調査員・指導員報酬、参議院議員選挙費、東京都議会議員選挙費などの減が影響し、総額では2.7%の減となった。
- (2) 民生費は、民間保育所等振興費補助金、国民健康保険事業特別会計繰出金などが減となったが、民間保育所等運営委託料、子どものための教育・保育給付、障害介護給付費、高齢者施設等整備補助金などの増が影響し、総額では6.1%の増となった。
- (3) 衛生費は、東京たま広域資源循環組合負担金などが増となったが、多摩川衛生組合塵芥処理負担金、予防接種委託料の減などで0.1%の減となった。
- (4) 農林費は、剪定枝破碎処理車購入費の減などで4.6%の減となった。
- (5) 商工費は、TOKYO GIANTS TOWN 文字サイン製作設置等委託料などが減となったが、居場所ネットワーク構築事業等委託料、相馬野馬追出張公演事業委託料の増などで9.6%の増となった。
- (6) 土木費は、稲城駅南口駅前広場改良工事請負費、橋梁等補修工事請負費などが減となったが、道路改修整備に係る用地取得に伴う損失補償金、市内公園整備等工事請負費、稲城ふれあいの森土地購入費、道路改修整備に係る土地購入費などの増が影響し、総額では11.0%の増となった。
- (7) 消防費は、消防緊急通信指令設備更新整備費、消火栓設置・維持管理費等負担金、高規格救急自動車購入費の増などで4.7%の増となった。
- (8) 教育費は、第三小学校校舎建替工事請負費、稲城市立図書館指定管理料、給食賄材料費などが増となったが、第二小学校校舎増築工事請負費、中学校特別教室空調設備設置工事請負費、稲城市立中央図書館等業務委託料などの減が影響し、総額では0.9%の減となった。

（内訳）

（単位：千円、%）

区 分	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
議 会 費	300,295	0.6	309,987	0.7	△ 9,692	△ 3.1
総 務 費	4,666,077	9.8	4,795,983	10.4	△ 129,906	△ 2.7
民 生 費	21,543,392	45.1	20,310,688	44.1	1,232,704	6.1
衛 生 費	4,390,945	9.2	4,394,853	9.5	△ 3,908	△ 0.1
労 働 費	26,998	0.1	25,330	0.1	1,668	6.6
農 林 費	107,253	0.2	112,430	0.2	△ 5,177	△ 4.6
商 工 費	268,939	0.6	245,343	0.5	23,596	9.6
土 木 費	6,376,257	13.3	5,746,068	12.5	630,189	11.0
消 防 費	1,583,434	3.3	1,511,927	3.3	71,507	4.7
教 育 費	6,617,215	13.9	6,676,812	14.5	△ 59,597	△ 0.9
公 債 費	1,830,195	3.8	1,873,579	4.1	△ 43,384	△ 2.3
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	47,761,000	100.0	46,053,000	100.0	1,708,000	3.7

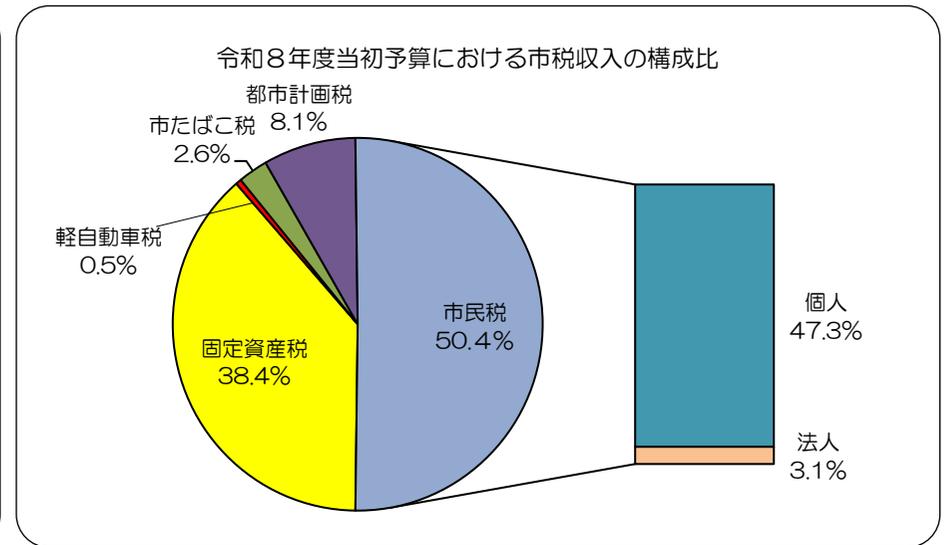
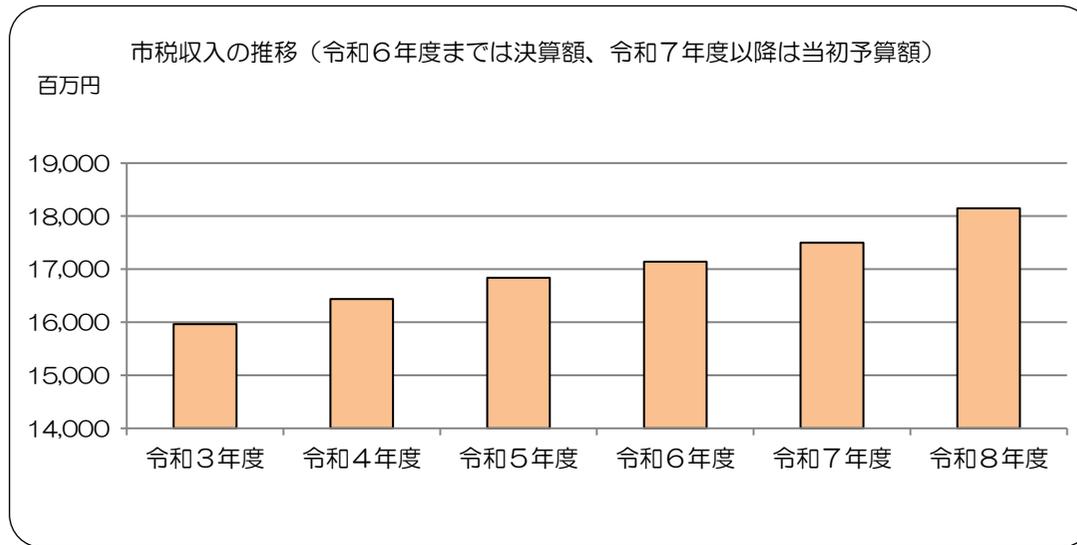
# 市税収入の推移

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（当初予算）			令和8年度（当初予算）			
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減額	増減率
市 民 税	7,828,189	49.0	1.5	8,018,569	48.8	2.4	8,199,763	48.7	2.3	8,228,549	48.0	0.4	8,553,214	48.9	9.8	9,138,896	50.4	585,682	6.8
個人	7,279,484	45.6	0.2	7,533,925	45.8	3.5	7,678,739	45.6	1.9	7,652,243	44.6	△ 0.3	8,025,263	45.9	10.0	8,588,581	47.3	563,318	7.0
法人	548,705	3.4	22.8	484,644	3.0	△ 11.7	521,024	3.1	7.5	576,306	3.4	10.6	527,951	3.0	6.7	550,315	3.1	22,364	4.2
固定資産税	6,293,923	39.5	△ 0.1	6,515,680	39.6	3.5	6,682,872	39.7	2.6	6,917,394	40.4	3.5	6,929,333	39.6	3.8	6,978,563	38.4	49,230	0.7
純固定資産税	6,216,797	38.9	△ 0.1	6,440,316	39.2	3.6	6,611,643	39.3	2.7	6,846,924	40.0	3.6	6,860,021	39.2	3.9	6,910,538	38.1	50,517	0.7
交付金	77,126	0.5	△ 3.5	75,364	0.4	△ 2.3	71,229	0.4	△ 5.5	70,470	0.4	△ 1.1	69,312	0.4	△ 1.6	68,025	0.3	△ 1,287	△ 1.9
軽自動車税	81,571	0.5	3.5	86,416	0.5	5.9	88,916	0.5	2.9	92,014	0.5	3.5	92,630	0.5	4.7	89,516	0.5	△ 3,114	△ 3.4
市たばこ税	462,957	2.9	7.7	472,597	2.9	2.1	480,149	2.9	1.6	468,846	2.7	△ 2.4	470,174	2.7	△ 2.2	475,228	2.6	5,054	1.1
都市計画税	1,296,017	8.1	0.5	1,346,887	8.2	3.9	1,386,130	8.2	2.9	1,435,409	8.4	3.6	1,452,808	8.3	3.4	1,466,311	8.1	13,503	0.9
合 計	15,962,657	100.0	1.0	16,440,149	100.0	3.0	16,837,830	100.0	2.4	17,142,212	100.0	1.8	17,498,159	100.0	6.4	18,148,514	100.0	650,355	3.7

※令和6年度までは決算額、令和7年度及び令和8年度は当初予算額

※令和7年度（当初予算）の増減率は、令和6年度当初予算との比較によるもの



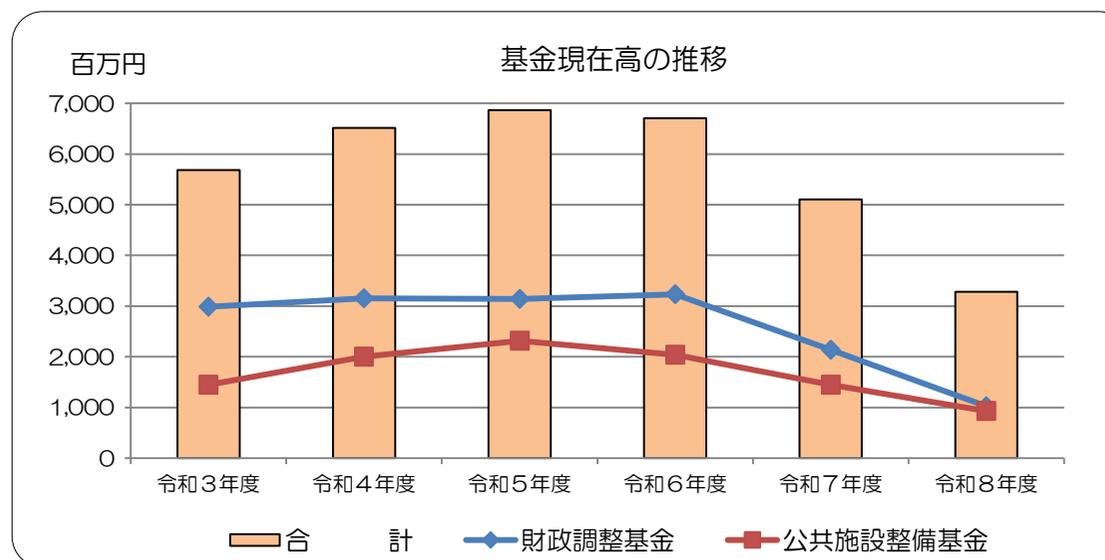
# 基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和3年度末現在高	令和4年度末現在高	令和5年度末現在高	令和6年度末現在高	令和7年度末現在高	(令和8年度中横立)	(令和8年度中取崩)	令和8年度末現在高	指数
財 政 調 整 基 金	2,987,320	3,151,405	3,142,334	3,230,909	2,139,358	(14,829)	(1,130,536)	1,023,651	34
都市計画事業資金積立基金	14	17,057	1	2	3	(1)	(0)	4	29
庁舎建設基金	95,117	175,118	255,133	335,233	416,045	(2,756)	(0)	418,801	440
公共施設整備基金	1,446,979	2,003,332	2,314,209	2,037,412	1,446,012	(7,122)	(523,844)	929,290	64
緑化推進基金	1,000,793	1,000,794	984,466	985,638	986,623	(4,859)	(197,014)	794,468	79
まちづくり推進事業基金	36,779	36,780	36,781	0	0	-	-	-	-
長寿社会福祉基金	114,596	114,597	114,617	114,674	114,788	(565)	(0)	115,353	101
森林環境譲与税基金	1,212	1,213	1,749	1,750	0	(1)	(0)	1	0
まち・ひと・しごと創生基金	-	13,329	16,737	0	0	(0)	(0)	0	-
合 計	5,682,810	6,513,625	6,866,027	6,705,618	5,102,829	(30,133)	(1,851,394)	3,281,568	58

※令和7年度末現在高及び令和8年度末現在高については、見込額

※指数は、令和3年度末現在高を100とした場合の令和8年度末現在高における値



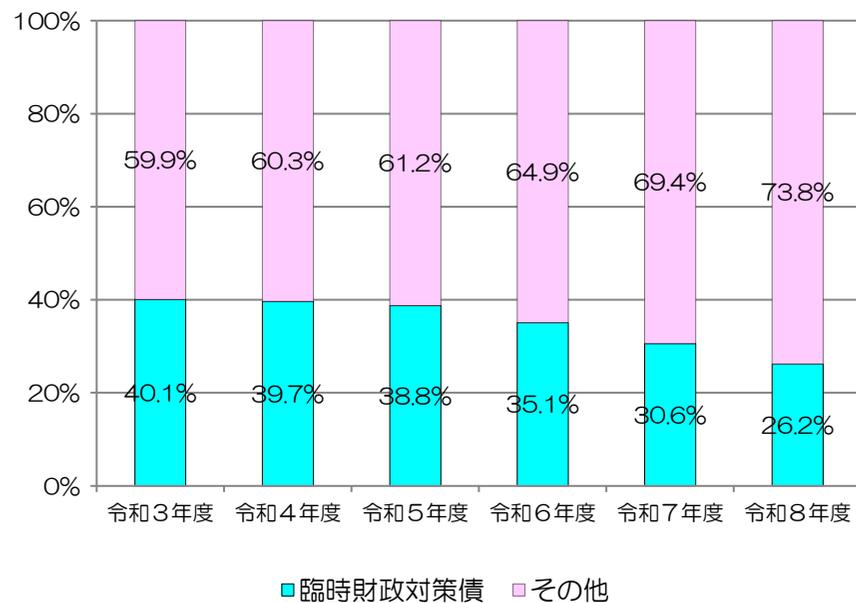
# 市債の状況

(単位：千円)

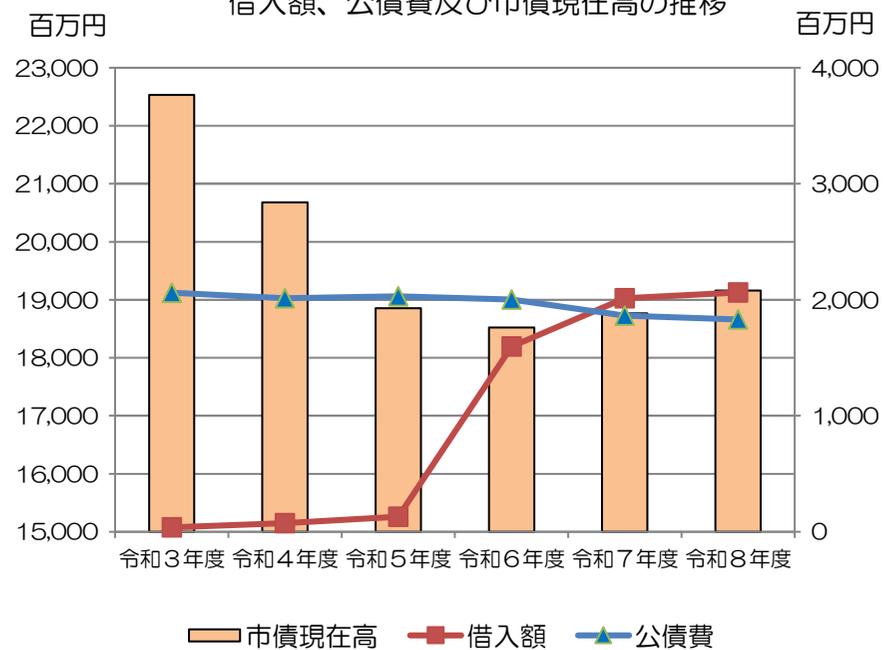
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
借 入 額	37,600	72,600	131,100	1,595,904	2,011,500	2,062,600
うち臨時財政対策債	0	0	0	25,904	0	0
公 債 費	2,060,726	2,013,041	2,029,966	2,001,243	1,864,475	1,830,195
うち臨時財政対策債	801,607	849,123	905,305	839,515	788,833	754,077
市 債 現 在 高	22,531,597	20,677,240	18,855,224	18,519,939	18,763,640	19,161,382
うち臨時財政対策債	9,033,119	8,199,141	7,306,606	6,503,520	5,738,529	5,018,777

※令和6年度までは決算額、令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算額

市債現在高の構成割合



借入額、公債費及び市債現在高の推移



令和8年度当初予算 歳入歳出予算調書（総括）

会計名 01一般会計

(単位：千円、%)

区分	款 名 称	本 年 度			前 年 度			増 減 額 ・ 率						構 成 比	
		予算額	特定財源	一般財源	予算額	特定財源	一般財源	金 額		特定財源		一般財源		本年度	前年度
		A=B+C	B	C	D=E+F	E	F	G=A-D	G/D	H=B-E	H/E	I=C-F	I/F		
歳入	市税	18,148,514	0	18,148,514	17,498,159	0	17,498,159	650,355	3.7	0	0	650,355	3.7	38.0	38.0
	地方譲与税	162,976	0	162,976	160,353	0	160,353	2,623	1.6	0	0	2,623	1.6	0.3	0.3
	利子割交付金	74,504	0	74,504	95,739	0	95,739	△ 21,235	△ 22.2	0	0	△ 21,235	△ 22.2	0.2	0.2
	配当割交付金	230,704	0	230,704	234,020	0	234,020	△ 3,316	△ 1.4	0	0	△ 3,316	△ 1.4	0.5	0.5
	株式等譲渡所得割交付金	463,619	0	463,619	284,919	0	284,919	178,700	62.7	0	0	178,700	62.7	1.0	0.6
	法人事業税交付金	323,595	0	323,595	308,855	0	308,855	14,740	4.8	0	0	14,740	4.8	0.7	0.7
	地方消費税交付金	2,639,643	0	2,639,643	2,336,886	0	2,336,886	302,757	13.0	0	0	302,757	13.0	5.5	5.1
	ゴルフ場利用税交付金	77,546	0	77,546	76,932	0	76,932	614	0.8	0	0	614	0.8	0.2	0.2
	環境性能割交付金	32	0	32	61,925	0	61,925	△ 61,893	△ 99.9	0	0	△ 61,893	△ 99.9	0.0	0.1
	国有提供施設等所在市町村助成交付金等	255,560	0	255,560	249,340	0	249,340	6,220	2.5	0	0	6,220	2.5	0.5	0.5
	地方特例交付金	145,724	0	145,724	105,271	0	105,271	40,453	38.4	0	0	40,453	38.4	0.3	0.2
	地方交付税	754,382	0	754,382	742,418	0	742,418	11,964	1.6	0	0	11,964	1.6	1.6	1.6
	交通安全対策特別交付金	7,829	0	7,829	8,574	0	8,574	△ 745	△ 8.7	0	0	△ 745	△ 8.7	0.0	0.0
	分担金及び負担金	72,048	72,048	0	302,006	302,006	0	△ 229,958	△ 76.1	△ 229,958	△ 76.1	0	0.0	0.2	0.7
	使用料及び手数料	610,598	608,526	2,072	624,743	622,610	2,133	△ 14,145	△ 2.3	△ 14,084	△ 2.3	△ 61	△ 2.9	1.3	1.4
	国庫支出金	8,137,803	8,137,803	0	7,908,807	7,908,807	0	228,996	2.9	228,996	2.9	0	0.0	17.0	17.2
	都支出金	9,232,514	9,232,514	0	8,250,379	8,250,379	0	982,135	11.9	982,135	11.9	0	0.0	19.3	17.9
	財産収入	44,928	31,594	13,334	140,878	74,968	65,910	△ 95,950	△ 68.1	△ 43,374	△ 57.9	△ 52,576	△ 79.8	0.1	0.3
	寄附金	40,087	36,133	3,954	27,516	23,945	3,571	12,571	45.7	12,188	50.9	383	10.7	0.1	0.1
	繰入金	1,885,511	754,975	1,130,536	1,939,924	653,466	1,286,458	△ 54,413	△ 2.8	101,509	15.5	△ 155,922	△ 12.1	3.9	4.2
繰越金	300,000	0	300,000	300,000	0	300,000	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.6	0.7	
諸収入	2,090,283	2,042,387	47,896	2,185,756	2,075,173	110,583	△ 95,473	△ 4.4	△ 32,786	△ 1.6	△ 62,687	△ 56.7	4.4	4.7	
市債	2,062,600	2,062,600	0	2,209,600	2,209,600	0	△ 147,000	△ 6.7	△ 147,000	△ 6.7	0	0.0	4.3	4.8	
歳入合計	47,761,000	22,978,580	24,782,420	46,053,000	22,120,954	23,932,046	1,708,000	3.7	857,626	3.9	850,374	3.6	100.0	100.0	
歳出	議会費	300,295	0	300,295	309,987	0	309,987	△ 9,692	△ 3.1	0	0.0	△ 9,692	△ 3.1	0.6	0.7
	総務費	4,666,077	859,080	3,806,997	4,795,983	911,553	3,884,430	△ 129,906	△ 2.7	△ 52,473	△ 5.8	△ 77,433	△ 2.0	9.8	10.4
	民生費	21,543,392	13,392,118	8,151,274	20,310,688	12,462,776	7,847,912	1,232,704	6.1	929,342	7.5	303,362	3.9	45.1	44.1
	衛生費	4,390,945	1,842,228	2,548,717	4,394,853	1,761,388	2,633,465	△ 3,908	△ 0.1	80,840	4.6	△ 84,748	△ 3.2	9.2	9.5
	労働費	26,998	8,948	18,050	25,330	7,317	18,013	1,668	6.6	1,631	22.3	37	0.2	0.1	0.1
	農林費	107,253	28,887	78,366	112,430	24,120	88,310	△ 5,177	△ 4.6	4,767	19.8	△ 9,944	△ 11.3	0.2	0.2
	商工費	268,939	49,370	219,569	245,343	34,157	211,186	23,596	9.6	15,213	44.5	8,383	4.0	0.6	0.5
	土木費	6,376,257	3,213,767	3,162,490	5,746,068	2,987,268	2,758,800	630,189	11.0	226,499	7.6	403,690	14.6	13.3	12.5
	消防費	1,583,434	351,192	1,232,242	1,511,927	376,603	1,135,324	71,507	4.7	△ 25,411	△ 6.7	96,918	8.5	3.3	3.3
	教育費	6,617,215	3,229,997	3,387,218	6,676,812	3,551,035	3,125,777	△ 59,597	△ 0.9	△ 321,038	△ 9.0	261,441	8.4	13.9	14.5
	公債費	1,830,195	2,993	1,827,202	1,873,579	4,737	1,868,842	△ 43,384	△ 2.3	△ 1,744	△ 36.8	△ 41,640	△ 2.2	3.8	4.1
	予備費	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.1	0.1
歳出合計	47,761,000	22,978,580	24,782,420	46,053,000	22,120,954	23,932,046	1,708,000	3.7	857,626	3.9	850,374	3.6	100.0	100.0	
歳入歳出差引額	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	-	-	

令和8年度当初予算 予算歳出性質別集計表

会計名 〇1一般会計

(単位：千円、%)

区 分	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	合 計		前 年 度		対 前 年 度		
	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林費	商工費	土木費	消防費	教育費	公債費	予備費	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
人件費	270,627	2,739,783	1,170,782	280,526	0	62,864	88,494	419,781	1,078,514	974,666	0	0	7,086,037	14.9	6,783,693	14.8	302,344	4.5	
(職員給)	56,624	1,134,447	927,287	212,779	0	47,148	67,670	349,895	878,897	478,059	0	0	4,152,806	8.7	3,955,525	8.6	197,281	5.0	
(その他)	214,003	1,605,336	243,495	67,747	0	15,716	20,824	69,886	199,617	496,607	0	0	2,933,231	6.2	2,828,168	6.2	105,063	3.7	
扶助費	0	49,470	15,661,546	104,494	0	0	0	0	0	93,283	0	0	15,908,793	33.3	14,707,788	31.9	1,201,005	8.2	
公債費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,830,195	0	1,830,195	3.8	1,873,579	4.1	△ 43,384	△ 2.3	
(元利償還金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,821,195	0	1,821,195	3.8	1,872,579	4.1	△ 51,384	△ 2.7	
(一時借入金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,000	0	9,000	0.0	1,000	0.0	8,000	800.0	
小 計	270,627	2,789,253	16,832,328	385,020	0	62,864	88,494	419,781	1,078,514	1,067,949	1,830,195	0	24,825,025	52.0	23,365,060	50.8	1,459,965	6.2	
物件費	22,131	1,684,965	461,078	2,420,658	0	4,833	65,665	1,117,508	143,932	3,197,764	0	0	9,118,534	19.1	8,747,820	19.0	370,714	4.2	
維持補修費	0	5,736	321	9,308	0	0	0	80,047	1,780	57,614	0	0	154,806	0.3	129,729	0.3	25,077	19.3	
補助費等	7,537	135,302	1,149,709	1,575,599	26,998	39,556	114,780	411,950	99,869	584,454	0	0	4,145,754	8.7	3,929,295	8.5	216,459	5.5	
積立金	0	30,133	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,133	0.1	13,588	0.0	16,545	121.8	
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
繰出金	0	0	2,885,252	0	0	0	0	1,716,085	0	0	0	0	4,601,337	9.6	4,700,144	10.2	△ 98,807	△ 2.1	
投資の経費	0	20,688	214,704	360	0	0	0	2,630,886	259,339	1,709,434	0	0	4,835,411	10.1	5,117,364	11.1	△ 281,953	△ 5.5	
普通建設	0	20,688	214,704	360	0	0	0	2,630,886	259,339	1,709,434	0	0	4,835,411	10.1	5,117,364	11.1	△ 281,953	△ 5.5	
(補助事業)	0	0	39,684	0	0	0	0	0	0	1,240,380	0	0	1,280,064	2.7	1,964,395	4.3	△ 684,331	△ 34.8	
(単独事業)	0	20,688	175,020	360	0	0	0	2,630,886	259,339	469,054	0	0	3,555,347	7.4	3,152,969	6.8	402,378	12.8	
災害復旧事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
合 計	予 算 額	300,295	4,666,077	21,543,392	4,390,945	26,998	107,253	268,939	6,376,257	1,583,434	6,617,215	1,830,195	50,000	47,761,000	100.0	46,053,000	100.0	1,708,000	3.7
	構 成 比	0.6	9.8	45.1	9.2	0.1	0.2	0.6	13.3	3.3	13.9	3.8	0.1	100.0					
前年度	予 算 額	309,987	4,795,983	20,310,688	4,394,853	25,330	112,430	245,343	5,746,068	1,511,927	6,676,812	1,873,579	50,000	46,053,000					
	構 成 比	0.7	10.4	44.1	9.5	0.1	0.2	0.5	12.5	3.3	14.5	4.1	0.1	100.0					
対前年度	増 減 額	△ 9,692	△ 129,906	1,232,704	△ 3,908	1,668	△ 5,177	23,596	630,189	71,507	△ 59,597	△ 43,384	0	1,708,000					
	増 減 率	△ 3.1	△ 2.7	6.1	△ 0.1	6.6	△ 4.6	9.6	11.0	4.7	△ 0.9	△ 2.3	0.0	3.7					

令和8年度当初予算 予算歳出節別集計表

会計名 01一般会計

(単位：千円、%)

区 分	01 議会費	02 総務費	03 民生費	04 衛生費	05 労働費	06 農林費	07 商工費	08 土木費	09 消防費	10 教育費	11 公債費	12 予備費	合 計		前年度		対前年度		
													予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
01報酬	119,748	608,285	60,730	25,545	0	6,366	7,672	1,238	28,909	393,083	0	0	1,251,576	2.6	1,294,518	2.8	△ 42,942	△ 3.3	
02給料	31,500	651,344	510,503	119,971	0	26,092	37,060	192,155	448,053	262,557	0	0	2,279,235	4.8	2,165,508	4.7	113,727	5.3	
03職員手当	79,011	777,106	416,784	92,808	0	21,056	30,610	157,740	430,844	224,706	0	0	2,230,665	4.7	2,081,286	4.4	149,379	7.2	
04共済費	40,368	405,322	182,765	41,955	0	9,350	13,152	68,648	170,708	94,290	0	0	1,026,558	2.1	965,112	2.1	61,446	6.4	
05災害補償費		120			0						0	0	120	0.0	119	0.0	1	0.8	
07報償費	165	8,765	18,045	1,821	0	700	1,155	1,662	1,382	19,898	0	0	53,593	0.1	52,527	0.1	1,066	2.0	
08旅費	2,953	3,672	528	102	0	100	451	335	1,948	2,253	0	0	12,342	0.0	11,677	0.0	665	5.7	
09交際費	600	1,054	0	0	0	60	0	0	335	889	0	0	2,938	0.0	2,939	0.0	△ 1	0.0	
10需用費	222	104,114	23,322	126,063	0	507	5,026	71,940	58,124	1,190,324	0	0	1,579,642	3.3	1,497,621	3.3	82,021	5.5	
01消耗品費	198	26,356	5,430	106,599	0	377	2,522	6,267	38,746	183,127	0	0	369,622	0.8	376,506	0.8	△ 6,884	△ 1.8	
02燃料費	0	3,072	198	113	0	3	0	0	5,055	3,679	0	0	12,120	0.0	13,318	0.0	△ 1,198	△ 9.0	
03食糧費	24	167	0	45	0	6	0	0	6,903	4,025	0	0	11,170	0.0	10,135	0.0	1,035	10.2	
04印刷製本費	0	5,201	1,103	7,103	0	121	220	2,665	168	5,347	0	0	21,928	0.1	22,994	0.1	△ 1,066	△ 4.6	
05光熱水費	0	48,071	7,023	1,892	0	0	0	51,156	3,358	326,136	0	0	437,636	0.9	438,735	1.0	△ 1,099	△ 0.3	
06修繕料	0	21,247	1,104	10,008	0	0	2,284	11,852	3,894	96,492	0	0	146,881	0.3	119,897	0.3	26,984	22.5	
07賄材料費	0	0	8,464	0	0	0	0	0	0	571,518	0	0	579,982	1.2	515,733	1.1	64,249	12.5	
09医薬材料費	0	0	0	303	0	0	0	0	0	0	0	0	303	0.0	303	0.0	0	0.0	
11役務費	126	203,510	19,490	8,964	0	0	599	2,656	20,818	54,351	0	0	310,514	0.7	351,013	0.8	△ 40,499	△ 11.5	
12委託料	14,618	919,248	6,152,830	2,369,361	0	4,166	55,752	1,213,155	51,803	1,905,273	0	0	12,686,206	26.6	11,866,672	25.8	819,534	6.9	
13使用料・賃借料	3,585	463,833	22,928	3,795	0	0	1,873	75,679	15,558	255,948	0	0	843,199	1.8	779,542	1.7	63,657	8.2	
14工事請負費	0	0	38,423	0	0	0	0	1,186,845	12,795	1,271,263	0	0	2,509,326	5.3	3,122,863	6.8	△ 613,537	△ 19.6	
15原材料費	0	999	41	0	0	0	0	2,884	196	1,175	0	0	5,295	0.0	6,021	0.0	△ 726	△ 12.1	
16公有財産購入費	0	0	0	0	0	0	0	671,574	0	0	0	0	671,574	1.4	386,995	0.8	284,579	73.5	
17備品購入費	27	18,889	226	2,305	0	0	0	695	244,460	42,121	0	0	308,723	0.6	300,981	0.7	7,742	2.6	
18負担金補助・交付金	7,372	427,249	1,379,791	1,573,825	26,998	38,856	115,589	434,711	96,143	556,668	0	0	4,657,202	9.8	4,311,840	9.4	345,362	8.0	
19扶助費	0	0	9,831,733	24,391	0	0	0	0	0	93,283	0	0	9,949,407	20.8	9,381,050	20.4	568,357	6.1	
20貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
21補償補填・賠償金	0	0	0	0	0	0	0	578,255	750	1,149	0	0	580,154	1.2	358,988	0.8	221,166	61.6	
22償還金利子・割引料	0	42,000	1	39	0	0	0	0	0	247,984	1,830,195	0	2,120,219	4.4	2,351,106	5.1	△ 230,887	△ 9.8	
23投資・出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-	
24積立金	0	30,133	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,133	0.1	13,588	0.0	16,545	121.8	
26公課費	0	434	0	0	0	0	0	0	608	0	0	0	1,042	0.0	890	0.0	152	17.1	
27繰出金	0	0	2,885,252	0	0	0	0	1,716,085	0	0	0	0	4,601,337	9.6	4,700,144	10.2	△ 98,807	△ 2.1	
28予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
合 計	予算額	300,295	4,666,077	21,543,392	4,390,945	26,998	107,253	268,939	6,376,257	1,583,434	6,617,215	1,830,195	50,000	47,761,000	100.0	46,053,000	100.0	1,708,000	3.7
	構成比	0.6	9.8	45.1	9.2	0.1	0.2	0.6	13.3	3.3	13.9	3.8	0.1	100.0					
前年度	予算額	309,987	4,795,983	20,310,688	4,394,853	25,330	112,430	245,343	5,746,068	1,511,927	6,676,812	1,873,579	50,000	46,053,000					
	構成比	0.7	10.4	44.1	9.5	0.1	0.2	0.5	12.5	3.3	14.5	4.1	0.1	100.0					
対前年度	増減額	△ 9,692	△ 129,906	1,232,704	△ 3,908	1,668	△ 5,177	23,596	630,189	71,507	△ 59,597	△ 43,384	0	1,708,000					
	増減率	△ 3.1	△ 2.7	6.1	△ 0.1	6.6	△ 4.6	9.6	11.0	4.7	△ 0.9	△ 2.3	0.0	3.7					

# 令和8年度予算の特徴

## I. 子育て・教育・文化

～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

### 1. 育ち育てる力の充実 [ 11,654,591千円 ]

#### (1) 育ち育てる環境の充実



- レ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- レ 人件費及び物価高騰を考慮した児童館運営委託料の算定基準の改定
- レ 人件費及び物価高騰を考慮した学童クラブ運営委託料の算定基準の改定
- レ 第四小学校学童クラブの民営化
- レ 第六小学校学童クラブの民営化
- レ 南山地区における学童クラブ待機児童緊急対策
- 建 (仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事

#### (2) 育ち育てる相談・支援体制の充実



- 新 産婦及び1か月児健康診査事業
- レ 養育費確保支援事業の補助項目拡大
- レ 教育相談事業の一部委託化

#### (3) 青少年の健全育成



### 2. 生きぬく力の育成 [ 4,505,532千円 ]

#### (1) 義務教育の内容の充実



- 新 稲城サイエンス特例校の開設
- 新 稲城チャレンジクラスの開設
- レ 梨の実ルーム分室の開室
- レ 学校部活動の地域連携の推進

#### (2) 教育環境の充実



- 建 稲城第三小学校校舎建替工事
- 建 長峰小学校屋上防水改修工事
- 建 稲城第一中学校校舎増築工事实施設計委託
- 建 中学校特別教室空調設備設置工事
- 建 学校給食共同調理場第二調理場空調設備設置工事設計委託

### 3. 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興 〔1,128,968千円〕

#### (1)生涯学習の推進

- 新** 稲城市立iプラザ施設維持管理業務の事後評価及び劣化診断結果等に係る評価・分析委託
- 新** 稲城市立図書館学習スペースの整備・拡充



#### (2)歴史・文化・芸術の振興

- 新** 稲城市制施行55周年記念 全国将棋サミット2026及びいなぎ将棋まつり
- 新** 稲城市デジタルアーカイブズ普及促進事業



## II. 保健・医療・福祉

～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

### 1. 健やかな暮らしと医療の充実 〔1,522,665千円〕

#### (1)健康づくりの推進

- レ** 胃がん検診及び肺がん検診の検診方法の見直しに係る検診委託



#### (2)地域医療体制の充実

- 新** 要介護高齢者等在宅診療体制推進補助事業



#### (3)市立病院の充実

- 新** 市立病院無料送迎便(ワゴン車)の運行
  - ・市立病院改築工事(LED照明機器設置工事等)
  - ・市立病院機器・備品購入(放射線画像システムの更新等)



### 2. 安心して暮らせる地域福祉 〔7,173,510千円〕

#### (1)地域福祉の展開

- レ** ふれあいセンター若葉台の運営費補助



#### (2)高齢者福祉の充実

- レ** セルフチェックを含む軽度認知障害(MCI)の普及啓発事業
- 建** 認知症高齢者グループホームの整備



#### (3)障害者(児)福祉の充実

- 新** 遠隔手話通訳サービス事業
- レ** 稲城市発達支援センターの相談支援体制の充実
- 見** 障害者に関する手当等の見直し



#### (4)生活の安定と自立への支援の充実

- 被保護世帯への健康増進支援事業の強化  
(エアコン設置費用の緊急支給)



### 3. 公的医療保険と年金制度の推進 [ 1,913,041千円 ]

- 国民健康保険税率等の改定



## Ⅲ. 環境・経済・観光

～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

### 1. 地域循環共生圏形成の推進 [ 2,403,320千円 ]

#### (1)環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進



#### (2)循環型社会づくり

- 粗大ごみインターネット受付へのオンライン決済機能の追加



#### (3)良好な生活環境の保持・増進



#### (4)生物多様性の保全



### 2. 豊かな水と緑のあるまちづくり [ 928,724千円 ]

#### (1)自然環境の保全と緑の創出

- 建 清田谷戸緑地測量業務委託
- 建 稲城ふれあいの森特別緑地保全地区公有化事業



#### (2)水と緑・公園の魅力の向上

- 建 (仮称) 根方谷戸公園整備事業
- 建 吉方公園改修整備事業
- 建 JR南武線高架下公園整備事業
- 建 公園内多目的駐車場整備工事



### 3. 活力あふれるまちづくりと魅力の発信〔533,583千円〕

#### (1) 持続可能な都市農業の振興



#### (2) 商工業の活性化



#### (3) スポーツ・レクリエーション活動の振興

**建** スポーツトラクター購入



#### (4) 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進

**新** 稲城市制施行55周年記念 オリジナルナンバープレートの作成

**新** 稲城市制施行55周年記念 相馬野馬追出張公演

**新** 公民連携による市内周遊促進事業

**新** 公民連携による居場所ネットワーク構築事業



## IV. 都市基盤整備・消防・防犯

～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

### 1. 安心して暮らせるまちづくり〔1,775,017千円〕

#### (1) 計画的で適切な土地利用の推進



#### (2) 市街地の整備

**新** 若葉台駅東土地区画整理事業調査に係る補助金

- ・ 公共施行土地区画整理事業業務委託
- ・ 組合施行土地区画整理事業補助金



#### (3) 市街地の再生



### 2. 便利で快適な生活環境の整備〔3,062,634千円〕

#### (1) 道路環境の向上

**建** (仮称) 矢野口横断歩道橋整備事業

**建** 市道638号線整備事業

**建** 多7・5・3号線新設整備事業

**建** 補助市道2号線舗装補修工事

**建** 市道2・2・8号線舗装補修工事

**建** 市道1702号線舗装補修工事

**建** 多3・4・12号読売ランド線受託事業



## (2)交通環境(モビリティ)の向上

- 建 鉄道駅ホームドア整備事業補助金(稲城駅)
- 建 京王よみうりランド駅南口駅前広場整備事業



## (3)衛生環境の向上

- 新 害獣防除委託・害虫駆除助成金事業
  - ・下水道汚水管路工事・設計等



## (4)総合的な水害対策の推進

- 建 管堀整備事業
- 建 押立堀排水機場雑排水ポンプ修繕工事
  - ・下水道整備事業(雨水)(浸水対策)
  - ・下水道整備事業(雨水)(矢野口地区雨水事業認可区域拡大)
  - ・下水道雨水管路工事・設計等
  - ・多3・4・12号読売ランド線雨水管整備工事
  - ・組合施行土地区画整理公共下水道雨水調整池建設費負担金



# 3. 安全で安心な暮らしを守る対策 [603,903千円]

## (1)消防体制の充実

- 建 消防緊急通信指令設備更新整備事業



## (2)救急医療体制の充実

- 建 高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材更新整備事業



## (3)地域防災活動の推進

- レ 少年消防クラブの拡充に伴う活動服の更新整備
- 建 災害用トイレカー整備事業
- 建 稲城第四中学校体育館バリアフリートイレ設置工事



## (4)防犯活動の推進

## (5)安全で安心な消費生活の推進



## V. 市民・行政

～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

### 1. 互いに尊重し合う意識の醸成 [ 5,329千円 ]



### 2. コミュニティの充実と交流の推進 [ 82,903千円 ]

#### (1) コミュニティの育成支援



#### (2) 都市間交流・多文化交流の推進



### 3. 市民が参加するまちづくり [ 53,427千円 ]

#### (1) 市民と行政の情報の共有

- レ コミュニティラジオを活用した行政情報の発信



#### (2) 市民協働の推進



### 4. 持続可能な自治体運営 [ 4,223,711千円 ]

#### (1) 健全な行財政運営

- 見 行政運営及び事務事業の評価方法の見直し



#### (2) 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置



#### (3) 情報システムを活用した行政サービスの向上

- 新 3市連携によるBPR推進事業
- 新 生成AIプラットフォームの試行運用
- 新 (仮称) 稲城マイナンバーカードセンターの開設
- レ 戸籍証明書のコンビニ交付開始
- レ Web口座振替受付サービス導入



# 令和8年度予算の特徴の補足説明

## 新規事業

(単位：千円)

部局	事業	8年度 予算額	事業内容
企画部	(ICT推進課)	5,000	日野市・多摩市と連携して、民間事業者のオンライン申請に関する知見を活用し、業務フローの見直し(BPR)を行い、行政手続きのオンライン化を推進する。
	3市連携によるBPR推進事業		
企画部	(ICT推進課)	6	生成AIを活用したアプリを作成できる「GovTech東京」の提供する生成AIプラットフォームを試用し、業務効率化を図る。
	生成AIプラットフォームの試行運用		
市民部	(市民課・ICT推進課)	82,731	市民サービスの向上を図るため、稲城駅前にマイナンバーカード手続き専用の施設を開設する。
	(仮称)稲城マイナンバーカードセンターの開設		
市民部	(課税課・観光課)	1,817	市制施行55周年を記念して、市の魅力を広くPRするとともに、市への愛着が深まるよう、原動機付自転車等のナンバープレートのデザインを公募し、オリジナルデザインのプレートを作成する。
	稲城市制施行55周年記念オリジナルナンバープレートの作成		
産業ポ	(観光課)	7,876	市制施行55周年を記念し、毎年相馬市で開催される相馬野馬追の御行列を誘致し、姉妹友好都市との観光交流の促進を図る。
	稲城市制施行55周年記念相馬野馬追出張公演		
産業ポ	(観光課・企画政策課)	25,150	市民の日常的な居場所の整備や公民連携による新たな居場所を活用したイベントを開催し、市民のシビックプライドの醸成を図る。
	公民連携による居場所ネットワーク構築事業		
文化部	(観光課)	6,934	民間の集客施設のオープンにより、今後、稲城市への来訪者の更なる増加が見込まれることから、公民連携で人流データやデジタル技術を活用することで、効果的な事業展開や周遊促進策につなげ、地域の活性化を図る。
	公民連携による市内周遊促進事業		
福祉部	(高齢福祉課)	6,191	要介護高齢者等への24時間の在宅診療体制を構築してきた稲城市医師会の取組みに市が補助することにより、地域における在宅医療の継続、推進を支援する。
	要介護高齢者等在宅診療体制推進補助事業		
福祉部	(障害福祉課)	2,847	手話を主言語とする聴覚障害者等が、スマートフォン等を通じて、時や場所を選ばず手話通訳を利用してコミュニケーションを図ることができるよう遠隔手話通訳サービス事業を導入する。
	遠隔手話通訳サービス事業		
福祉部	(おやこ包括支援センター課)	7,432	産婦及び1か月児健康診査に係る費用を助成し、経済的負担の軽減及び産後のフォロー体制の整備を図る。
福祉部	産婦及び1か月児健康診査事業		

整都 市 備 環 部 境	(区画整理課)	20,000	稲城市土地区画整理事業調査補助規則に基づき、組合設立準備会に対し、組合設立準備に係る調査費用の補助を行う。
	若葉台駅東土地区画整理事業調査に係る補助金		
教	(生活環境課)	607	宅地におけるアライグマやハクビシンによる被害を防止するとともに、スズメバチの巣の駆除を事業者へ依頼した際の費用の一部を補助する。
	害獣防除委託・害虫駆除助成金事業		
教	(教育企画課)	710	理科教育の充実のため、城山小学校を「稲城サイエンス特例校」とし、サイエンス教室を開催するとともに、令和9年度に向けて特別な教育課程や新設教科の作成準備を進める。
	稲城サイエンス特例校の開設		
育	(教育企画課)	5,686	不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学びの継続や社会的自立に向けた支援を行うため、稲城第五中学校に「稲城チャレンジクラス」（不登校対応校内分教室）を設置する。
	稲城チャレンジクラスの開設		
育	(生涯学習課)	7,914	市制施行55周年を記念して、全国将棋サミット及びいなぎ将棋まつりを開催し、将棋文化振興自治体の取組発表の他、将棋大会やプロ棋士による指導対局等を行う。
	稲城市制施行55周年記念全国将棋サミット2026及びいなぎ将棋まつり		
部	(生涯学習課)	463	平尾に現存する古民家を3D映像化し、バーチャル形式により、解説資料などとあわせて、稲城市デジタルアーカイブズにて公開する。
	稲城市デジタルアーカイブズ普及促進事業		
部	(生涯学習課)	36,500	iプラザのPFI事業契約期間終了に向け、現契約期間中の維持管理業務及び所有権引渡しに向けて実施する劣化診断・修繕等の適否について、専門事業者による評価・分析を実施する。
	稲城市立iプラザ施設維持管理業務の事後評価及び劣化診断結果等に係る評価・分析委託		
市立病院	(図書館課・企画政策課)	20,469	市民サービスのさらなる向上を図るため、城山体験学習館を中央図書館交流エリアとして整備し、iプラザ図書館を除く市立図書館5館の学習スペースの拡充を図る。
	稲城市立図書館学習スペースの整備・拡充		
市立病院	(経営企画課)	17,286	受診者のアクセス向上及び受診者確保のため、稲城駅⇄市役所⇄市立病院間を往復する無料送迎(ワゴン車の運行)を開始する。
	市立病院無料送迎便(ワゴン車)の運行		

## レベルアップ

(単位：千円)

部局	事業	8年度 予算額 (影響額)	事業内容
企画部	(秘書広報課)	729 (729)	行政情報発信のさらなる強化を図るために、コミュニティラジオを活用した行政情報の発信。
	コミュニティラジオを活用した行政情報の発信		
市民部	(市民課・ICT推進課)	63,640 (63,640)	市民の利便性向上及び行政事務の効率化に向けて、コンビニ交付の対象として戸籍証明書を追加する。
	戸籍証明書のコンビニ交付開始		
市民部	(収納課・保険年金課・高齢福祉課・児童青少年課)	12,796 (12,796)	市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び学童クラブ育成料の口座振替について、Webで登録申請ができるサービスを導入する。
	Web口座振替受付サービス導入		
福祉部	(生活福祉課)	222 (△11,910)	稲城市社会福祉協議会が運営するふれあいセンター若葉台の運営費を補助する。
	ふれあいセンター若葉台の運営費補助		
福祉部	(生活福祉課)	4,324 (4,300)	被保護世帯に対しエアコン購入等に係る費用を支給し、被保護者の健康維持に繋げる。
	被保護世帯への健康増進支援事業の強化(エアコン設置費用の緊急支給)		
福祉部	(高齢福祉課)	1,431 (1,354)	ICTを利用し、セルフチェックや情報提供を行ない、軽度認知障害(MCI)の早期発見と認知機能の維持改善を目的とした普及啓発を図る。
	セルフチェックを含む軽度認知障害(MCI)の普及啓発事業		
福祉部	(障害福祉課)	66,227 (7,037)	発達に関する相談体制を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない発達支援体制のさらなる充実を図る。
	稲城市発達支援センターの相談支援体制の充実		
福祉部	(健康課)	24,343 (16,225)	胃がん検診はエックス線検査から胃内視鏡検査に移行する。肺がん検診は低線量胸部CT検査を実施しているが、胸部エックス線検査を加える。
	胃がん検診及び肺がん検診の検診方法の見直しに係る検診委託		

子	(児童青少年課)		
	人件費及び物価高騰を考慮した児童館運営委託料の算定基準の改定	101,588 (22,966)	人件費及び物価高騰を考慮した児童館運営委託料の算定基準の改定を行う。
ど	(児童青少年課)		
	人件費及び物価高騰を考慮した学童クラブ運営委託料の算定基準の改定	492,227 (64,549)	人件費及び物価高騰を考慮した学童クラブ運営委託料の算定基準の改定を行う。
も	(児童青少年課)		
	第四小学校学童クラブの民営化	20,686 (2,918)	利用者の多様なニーズに対応するため、新たに第四小学校学童クラブを民営化する。
福	(児童青少年課)		
	第六小学校学童クラブの民営化	28,902 (1,884)	利用者の多様なニーズに対応するため、新たに第六小学校学童クラブを民営化する。
社	(児童青少年課)		
	南山地区における学童クラブ待機児童緊急対策	82,204 (28,382)	南山小学校学区域について、学童クラブの待機児童緊急対策として、定員の拡大を図る。
部	(子育て支援課)		
	養育費確保支援事業の補助項目拡大	400 (0)	養育費の確保に係る手続に必要な費用の一部を補助し、適正な養育費確保を推進するため、補助項目を拡大する。
部	(子育て支援課)		
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	45,354 (△11,378)	子どもの育ちを応援するために、令和7年度から開始し、保護者の就労要件等を問わず、対象児童が幼稚園・保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度プレ事業」を、令和8年4月からの法制化に合わせ、「こども誰でも通園制度」として実施する。
整都市環境部	(生活環境課)		
	粗大ごみインターネット受付へのオンライン決済機能の追加	3,964 (3,964)	粗大ごみ受付システムへオンライン決済機能を追加する。
本消防部	(予防課)		
	少年消防クラブの拡充に伴う活動服の更新整備	1,007 (879)	現状2地区で活動する少年消防クラブを市内全域に展開するため、組織体制の見直しを行うとともに活動服を整備する。
教	(教育企画課)		
	教育相談事業の一部委託化	43,220 (△3,540)	相談内容が多様化・複雑化している現状を踏まえ、教育相談事業の一部を民間事業者へ委託し、専門性を有する新たな人材を活用することで、一人ひとりに応じた相談支援の体制を整備する。
育	(教育企画課・ICT推進課)		
	梨の実ルーム分室の開室	19,555 (6,608)	不登校児童生徒が利用しやすい環境を整えるため、城山小学校の空き教室を活用して、学習支援拠点「梨の実ルーム分室」を開設する。
部	(教育企画課)		
	学校部活動の地域連携の推進	17,555 (3,603)	教職員の働き方改革を図りつつ、学校部活動を存続させるため、部活動指導員の任用及び外部指導者の充実を図り、学校部活動への地域人材及び地域企業・団体等の積極的な参画を推進する。

# 見直し

(単位：千円)

部局	事業	8年度 予算額 (影響額)	事業内容
企画部	(企画政策課)	24 (△282)	行政運営及び事務事業の評価体制について、これまでの行政運営評価委員会における外部委員評価によって得られた知見を踏まえ、評価体制を改める。
	行政運営及び事務事業の評価方法の見直し		
市民部	(保険年金課)	1,742,980 (191,765)	国民健康保険制度の安定運営を図ること及び令和8年度から少子化対策の財源として国が子ども・子育て支援金を徴収するため、国民健康保険税率等の改定を行う。
	国民健康保険税率等の改定		
福祉部	(障害福祉課)	220,581 (△3,195)	障害者の社会参加や就労が促進されてきた情勢を踏まえて、障害福祉施策の方向性を見据え、稲城市心身障害者福祉手当及び稲城市特殊疾病患者見舞金の制度を経過措置を設けて見直す。
	障害者に関する手当等の見直し		

## 普通建設事業

部局	事業	事業内容
産業スポーツ文化福祉部	(スポーツ推進課)	体育施設の適切な維持管理を行うため、老朽化により故障したスポーツトラクターを更新する。
	スポーツトラクター購入	
福祉部	(高齢福祉課)	「稲城市地域包括ケア計画（稲城市高齢者福祉計画（第4次）・稲城市介護保険事業計画（第9期）」）に基づく認知症高齢者グループホームの整備に係る補助を行う。
	認知症高齢者グループホームの整備	
福祉部	(児童青少年課・建築保全課)	(仮称) 第三小学校学童クラブの建設工事を行う。
	(仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事	
都	(まちづくり計画課)	京王電鉄(株)が稲城駅にホームドアを設置するにあたり、「稲城市鉄道駅ホームドア整備事業補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付を行う。
	鉄道駅ホームドア整備事業補助金(稲城駅)	
	(土木課)	都市基盤整備に伴い、人や交通の流れが増加することから、駅利用者及び市民の安全性・利便性の向上を図るため、既存レイアウトの見直し等に向けた用地取得や詳細設計等を実施する。
	京王よみうりランド駅南口駅前広場整備事業	
	(土木課)	南山東部土地区画整理事業の事業進捗に伴い、読売ランド線を横断する市民ニーズや人流増に対応するため、公民連携により事業者負担で横断歩道橋を整備する。
	(仮称) 矢野口横断歩道橋整備事業	
	市	(土木課)
市道638号線整備事業		
(土木課)		川崎街道から旧鶴川街道までの道路を新設するため、道路築造工事等を実施する。
多7・5・3号線新設整備事業		
建設部	(土木課)	東京都からの受託による拡幅工事等を継続して実施する。
	多3・4・12号読売ランド線受託事業	
	(土木課)	舗装の劣化が顕著で、車両通行に支障が生じていることから、舗装補修を実施する。
補助市道2号線舗装補修工事		
建設部	(土木課)	舗装の劣化が顕著で、車両通行に支障が生じていることから、舗装補修を実施する。
	市道2・2・8号線舗装補修工事	
	(土木課)	舗装の劣化が顕著で、車両通行に支障が生じていることから、舗装補修を実施する。
市道1702号線舗装補修工事		
建設部	(土木課)	護岸が未整備である区間を整備するため、護岸改修工事を実施する。
	菅堀整備事業	
建設部	(土木課)	稲城ふれあいの森（特別緑地保全地区）の土地共有者から、特別緑地保全地区制度に基づき、共有分の買入れの意向が市に寄せられたことから、当該土地を買入れる。
	稲城ふれあいの森特別緑地保全地区公有化事業	

建設都市環境整備部	(管理課)	押立堀排水機場雑排水ポンプ修繕工事	押立堀排水機場の老朽化に伴う修繕計画に基づき、雑排水ポンプの修繕工事を実施する。
	(緑と環境課)		
	吉方公園改修整備事業	吉方公園を改修し、インクルーシブ公園として新たに開園するため、改修整備工事を行う。	
	(緑と環境課)	(仮称)根方谷戸公園整備事業	「TOKYO GIANT STOWN」への玄関口に相応しい賑わいを創出する公園として引き続き、植栽などの整備を行う。
	(緑と環境課)		
	J R南武線高架下公園整備事業	高架下利用計画に基づき、憩いと交流の場となるよう大丸地区において整備を行う。	
	(緑と環境課)	清田谷戸緑地測量業務委託	市内の良好な緑地環境を維持し、南山西部の自然を残すために、清田谷戸緑地の法面保護施工の準備として測量を実施する。
	(緑と環境課)		
	公園内多目的駐車場整備工事	稲城中央公園の芝生広場東側に大型バス等の駐車可能な多目的な駐車場を整備する。	
消防本部	(消防総務課)	高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材更新整備事業	第五次稲城市長期総合計画及び第三次稲城市消防基本計画に基づき、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を更新する。
	(消防総務課・建築保全課)		
	消防緊急通信指令設備更新整備事業	第五次稲城市長期総合計画及び第三次稲城市消防基本計画に基づき、消防緊急通信指令設備を更新する。	
	(防災課)	災害用トイレカー整備事業	大規模災害に対応するため、トイレカーを整備し、避難所での生活環境、衛生環境の向上を図る。
教育部	(教育総務課・建築保全課)	稲城第三小学校校舎建替工事	稲城第三小学校の校舎建替工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課)		
	長峰小学校屋上防水改修工事	長峰小学校音楽室及び会議室の屋上部分の経年劣化による防水不良を解消する必要があるため、防水改修工事を行う。	
	(教育総務課・建築保全課)	稲城第一中学校校舎増築工事実施設計委託	中学校全学年の35人学級実施に伴う普通教室不足に対応するため、稲城第一中学校の校舎増築工事の設計委託を行う。
	(教育総務課・建築保全課)		
	稲城第四中学校体育館バリアフリートイレ設置工事	災害時の避難所に指定している稲城第四中学校の体育館にバリアフリートイレを設置する。	
	(教育総務課・建築保全課)	中学校特別教室空調設備設置工事	中学校における特別教室の空調未設置教室への空調設備設置工事を行う。
	(学校給食課・建築保全課)		
学校給食共同調理場第二調理場空調設備設置工事設計委託	学校給食共同調理場第二調理場調理室及び洗浄室への空調設備設置工事の設計委託を行う。		

## 引上げ分の地方消費税交付金を充てる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられ、令和元年10月1日には8%から10%に引き上げられました。この引上げ分の地方消費税交付金は全て社会保障施策に要する経費に充てることとなりました。

引上げ分の地方消費税交付金を充てる事業は、下表のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金のうち、地方消費税率引上げに伴う増収分 1,666,692 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 21,856,610 千円

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・都 支出金	その他 特定財源	引上げ分の 地方消費税	差 引 一般財源
社会福祉	社会福祉総務費	32,343	23,363	0	1,077	7,903
	心身障害者福祉費	2,440,357	1,645,219	4	95,406	699,728
	老人福祉費	437,115	313,180	36,300	22,622	65,013
	児童福祉総務費	32,663	20,111	1,363	1,343	9,846
	児童処遇費	11,172,345	8,230,198	10,134	756,870	2,175,143
	保育所費	39,482	13,753	7,905	4,601	13,223
	児童館費	101,588	0	0	12,189	89,399
	学童クラブ費	586,943	476,773	11,200	11,875	87,095
	扶助費（生活保護費）	2,411,839	1,857,520	25,789	63,417	465,113
	幼稚園費	42,588	24,014	0	4,795	13,779
小 計	17,297,263	12,604,131	92,695	974,195	3,626,242	
社会保険	国民健康保険事業費	840,997	228,594	1	73,481	538,921
	介護保険事業費	1,050,955	43,380	0	260,096	747,479
	後期高齢者事業費	1,178,221	157,752	57,357	248,617	714,495
小 計	3,070,173	429,726	57,358	582,194	2,000,895	
保健衛生	保健衛生総務費	255,745	168,406	0	10,480	76,859
	予防費	516,920	26,784	2,698	58,486	428,952
	病院事業費	716,509	372,000	0	41,337	303,172
小 計	1,489,174	567,190	2,698	110,303	808,983	
合 計	21,856,610	13,601,047	152,751	1,666,692	6,436,120	

## 都市計画税の充当事業

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費に充てるために課税する目的税です。都市計画税を充てる事業は下表のとおりです。

(歳入) 都市計画税

1,466,311 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	都市計画税	差引一般財源
都市計画事業 (普通建設事業)	449,831	0	171,015	0	278,816	0
都市計画事業 (公債費元利償還金)	171,171	0	0	0	171,171	0
下水道事業 (公共下水道事業)	605,969	164,200	78,185	356,654	6,930	0
下水道事業 (流域下水道事業)	180,664	0	0	180,664	0	0
下水道事業 (公債費元金償還金)	265,596	0	0	248,066	17,530	0
土地区画整理事業 (普通建設事業)	2,465,596	488,990	363,608	619,749	991,864	1,385
合計	4,138,827	653,190	612,808	1,405,133	1,466,311	1,385

## 森林環境譲与税の充当事業

森林環境譲与税は、森林の整理及びその促進に関する施策に要する経費に充てるために国から譲与される地方譲与税です。森林環境譲与税を充てる事業は下表のとおりです。

(歳入) 森林環境譲与税

11,891千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	森林環境譲与税	差引一般財源
稲城ふれあいの森事業 (ナラ枯れ防除委託)	666	0	333	0	333	0
公園等維持管理事業 (ナラ枯れ防除委託等)	12,791	0	1,846	0	10,937	8
緑の保全事業(ナラ枯れ 対策事業補助金、樹林 地・里山管理に関する経 費)	1,242	0	621	0	621	0
合計	14,699	0	2,800	0	11,891	8

## 議案概要説明書

議案番号	第17号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和8年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算		

### 【概要】

令和8年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億6,490万8,000円で、前年度当初予算と比較して1.6%、額にして1億3,042万5,000円の減となっています。主な要因は、保険給付費の減によるものです。

### 【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和8年度	令和7年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	国民健康保険税	1,742,980	1,524,388	218,592	14.3
	都支出金	5,336,520	5,511,805	△175,285	△3.2
	繰入金	775,458	925,656	△150,198	△16.2
	諸収入等	9,950	33,484	△23,534	△70.3
	合計	7,864,908	7,995,333	△130,425	△1.6
歳出	保険給付費	5,147,576	5,356,001	△208,425	△3.9
	国民健康保険事業費納付金	2,588,021	2,483,988	104,033	4.2
	保健事業費	85,380	84,304	1,076	1.3
	総務費等	43,931	71,040	△27,109	△38.2
	合計	7,864,908	7,995,333	△130,425	△1.6

## 歳入歳出年度別経理状況

[歳入]

(特に表示がないときは単位 千円)

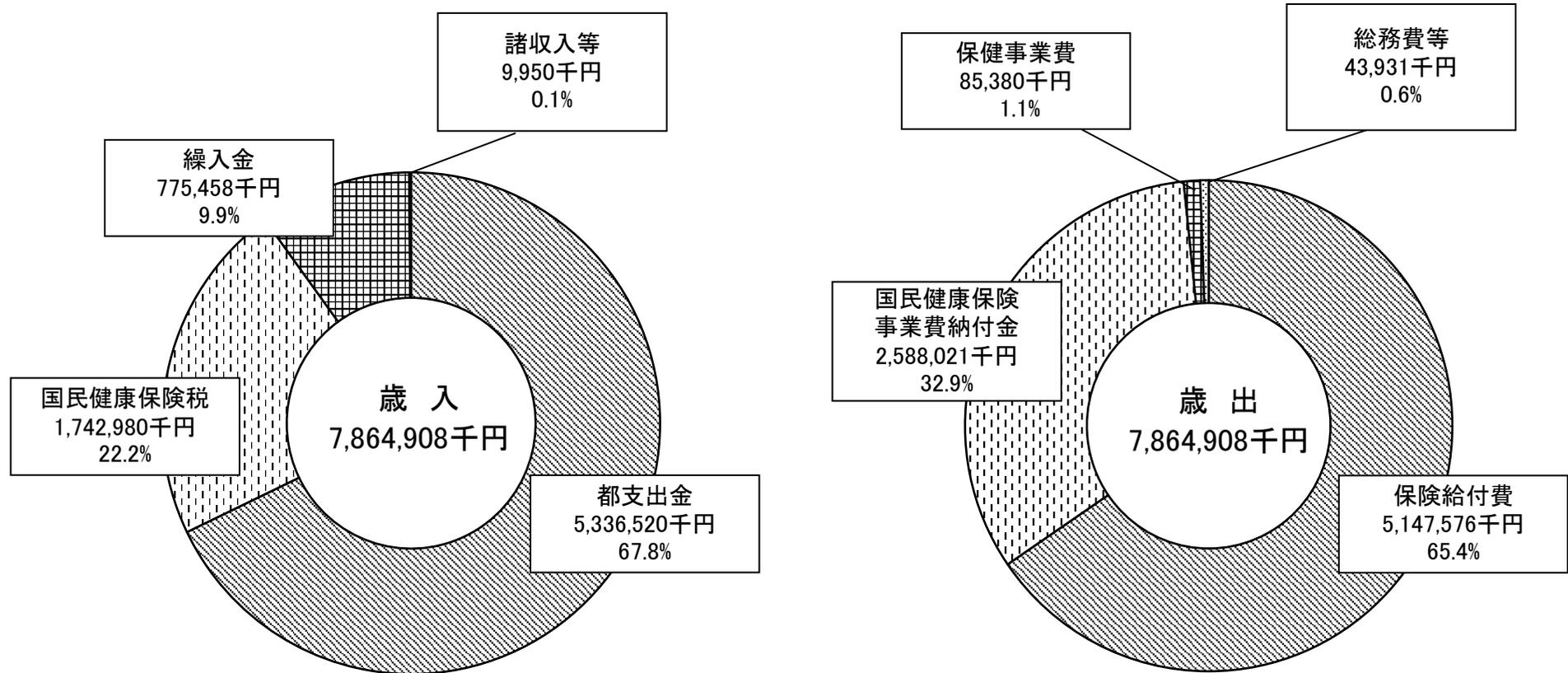
区 分	国民健康保険税		都支出金		繰入金		諸収入等		歳入合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和6年度 (当初予算)	1,567,713	20.2%	5,159,437	66.6%	1,003,317	13.0%	15,007	0.2%	7,745,474	△1.8%
令和7年度 (当初予算)	1,524,388	19.1%	5,511,805	68.9%	925,656	11.6%	33,484	0.4%	7,995,333	3.2%
令和8年度 (当初予算)	1,742,980	22.2%	5,336,520	67.8%	775,458	9.9%	9,950	0.1%	7,864,908	△1.6%

[歳出]

(特に表示がないときは単位 千円)

区 分	保険給付費		国民健康保険 事業費納付金		保健事業費		総務費等		歳出合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和6年度 (当初予算)	4,989,131	64.4%	2,600,347	33.6%	85,702	1.1%	70,294	0.9%	7,745,474	△1.8%
令和7年度 (当初予算)	5,356,001	67.0%	2,483,988	31.1%	84,304	1.0%	71,040	0.9%	7,995,333	3.2%
令和8年度 (当初予算)	5,147,576	65.4%	2,588,021	32.9%	85,380	1.1%	43,931	0.6%	7,864,908	△1.6%

## 令和8年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算の内訳



## 議案概要説明書

議案番号	第18号	担当課	都市環境整備部区画整理課		
件名	令和8年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算				
<b>【概要】</b>					
<p>令和8年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億9,948万4,000円で、前年度当初予算と比較して9.9%、額にして2億8,426万4,000円の減となっています。主な要因は、南山東部地区に係る事業費の減によるものです。</p>					
<b>【歳入歳出の内訳】</b> <span style="float: right;">(特に表示がないときは単位 千円)</span>					
	款等の区分	令和8年度	令和7年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	使用料及び手数料	39	30	9	30.0
	国庫支出金	488,990	573,150	△84,160	△14.7
	都支出金	319,015	409,075	△90,060	△22.0
	繰入金	1,716,085	1,772,491	△56,406	△3.2
	繰越金	500	500	0	0.0
	諸収入	74,855	128,502	△53,647	△41.7
	合 計	2,599,484	2,883,748	△284,264	△9.9
歳出	総務費	104,590	101,647	2,943	2.9
	事業費	2,494,593	2,781,800	△287,207	△10.3
	(榎戸)	(153,315)	(309,719)	(△156,404)	(△50.5)
	(矢野口駅周辺)	(723,349)	(138,699)	(584,650)	(421.5)
	(稲城長沼駅周辺)	(869,471)	(903,322)	(△33,851)	(△3.7)
	(南多摩駅周辺)	(319,696)	(257,422)	(62,274)	(24.2)
	(南山東部)	(408,762)	(1,172,638)	(△763,876)	(△65.1)
	(若葉台駅東)	(20,000)	(0)	(20,000)	皆増
	公債費	1	1	0	0.0
	予備費	300	300	0	0.0
合 計	2,599,484	2,883,748	△284,264	△9.9	

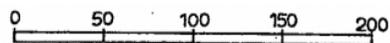
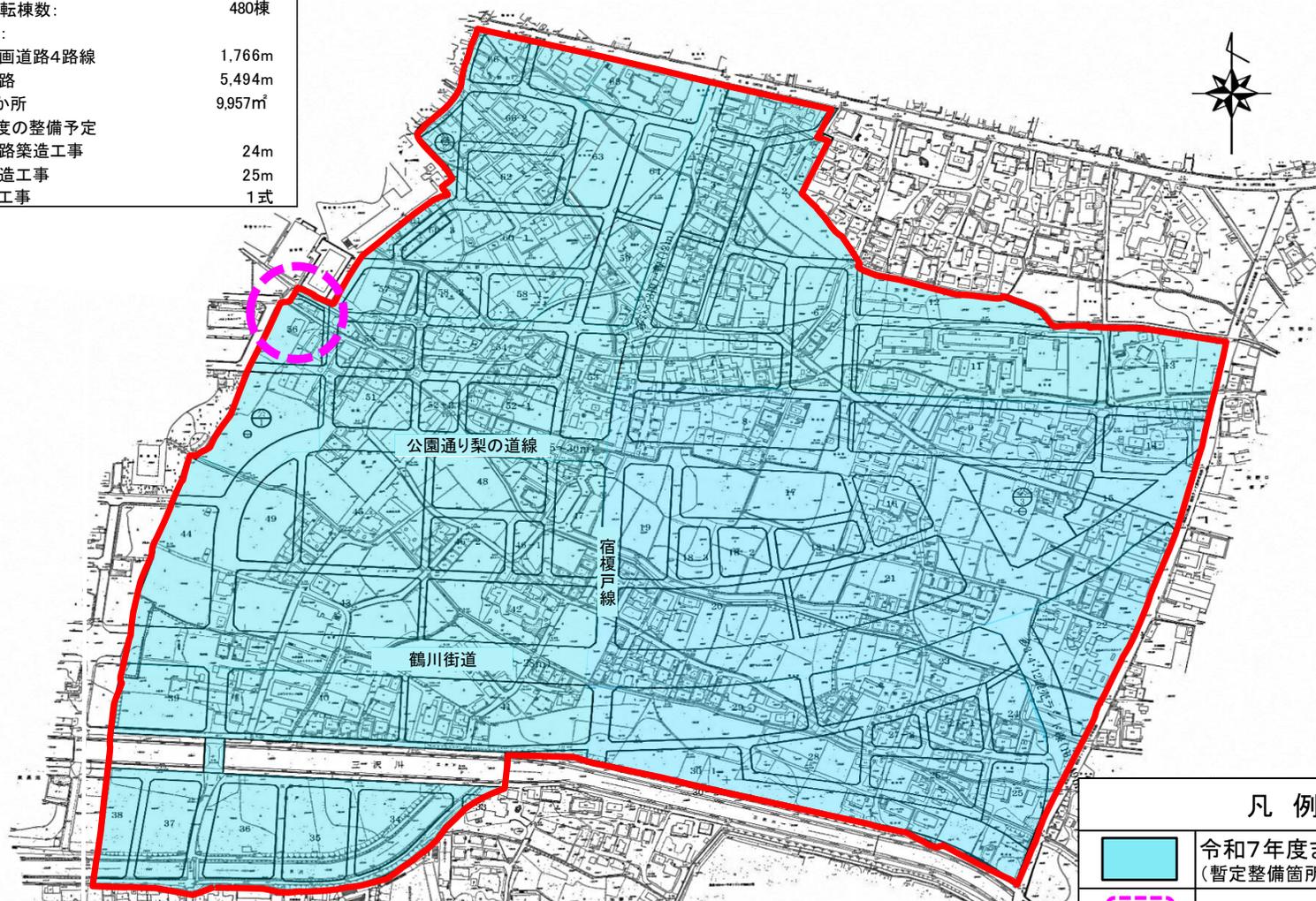
## 令和 8 年度事業内容

事業の名称	全 体 計 画		主な事業内容	事業主体
	施行面積	事業認可公告		
稲城榎戸 土地区画整理事業	25.3ha	平成元年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路築造及び区画道路築造工事</li> <li>・電線共同溝予備設計</li> <li>・仮換地指定</li> </ul>	市施行
稲城矢野口駅周辺 土地区画整理事業	16.8ha	平成5年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物移転</li> <li>・仮換地指定</li> </ul>	市施行
稲城稲城長沼駅周辺 土地区画整理事業	10.6ha	平成5年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び工作物移転</li> <li>・汚水切替工事</li> <li>・仮換地指定</li> </ul>	市施行
稲城南多摩駅周辺 土地区画整理事業	12.2ha	平成5年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物移転</li> <li>・区画道路築造工事</li> <li>・仮換地指定</li> </ul>	市施行
稲城南山東部 土地区画整理事業	87.5ha	平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、道路築造工事等</li> </ul>	組合施行

稲城榎戸土地区画整理事業概要

- ① 施行面積: 25.3ha
- ② 建物要移転棟数: 480棟
- ③ 公共施設:
  - ・都市計画道路4路線 1,766m
  - ・区画道路 5,494m
  - ・公園4か所 9,957㎡
- ④ 令和8年度の整備予定
  - ・区画道路築造工事 24m
  - ・水路築造工事 25m
  - ・その他工事 1式

令和8年度事業計画【榎戸地区】

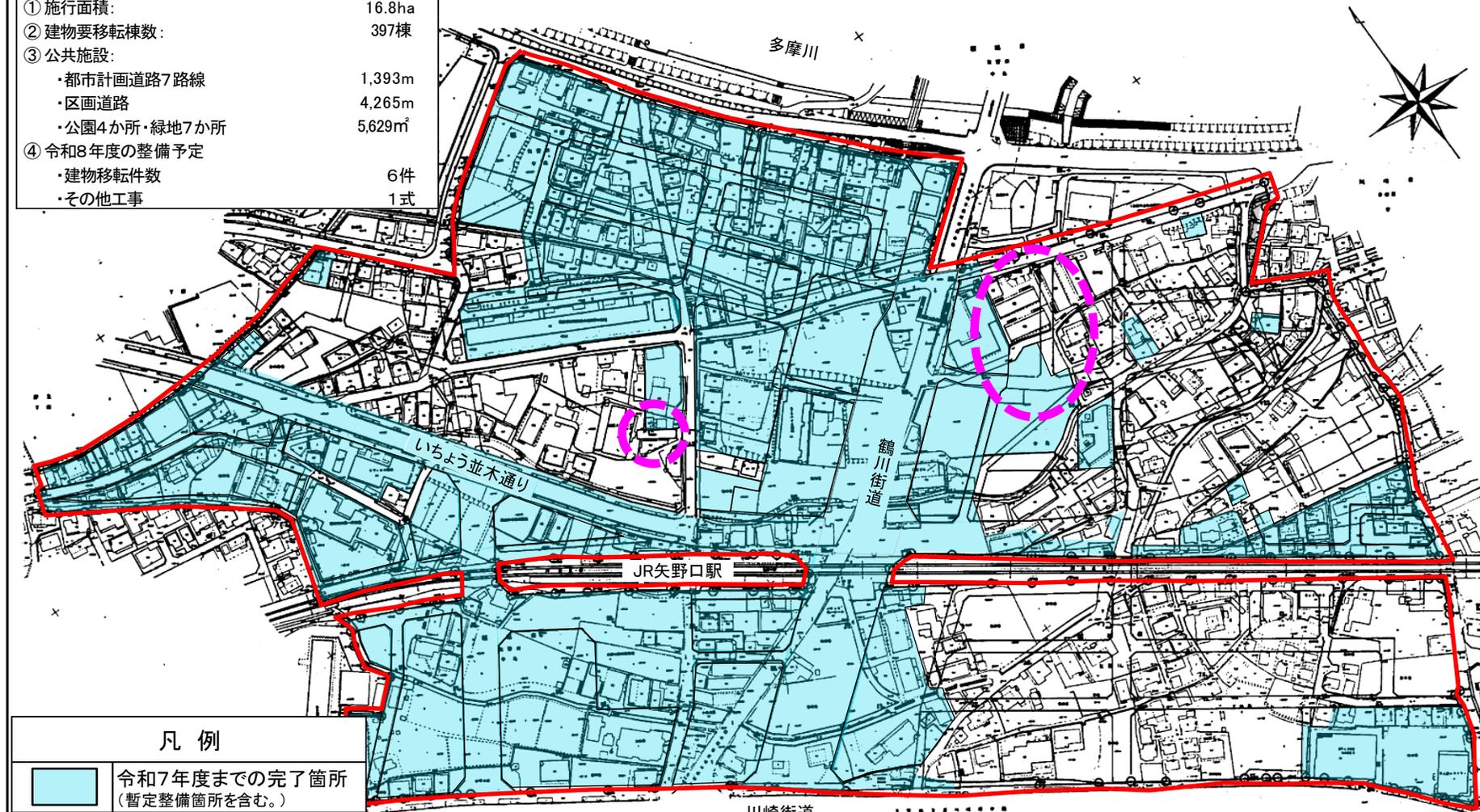


凡例	
	令和7年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和8年度施行予定箇所
	事業区域

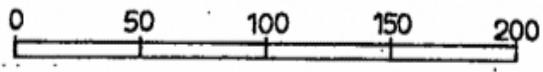
# 令和8年度事業計画【矢野口駅周辺地区】

## 稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業概要

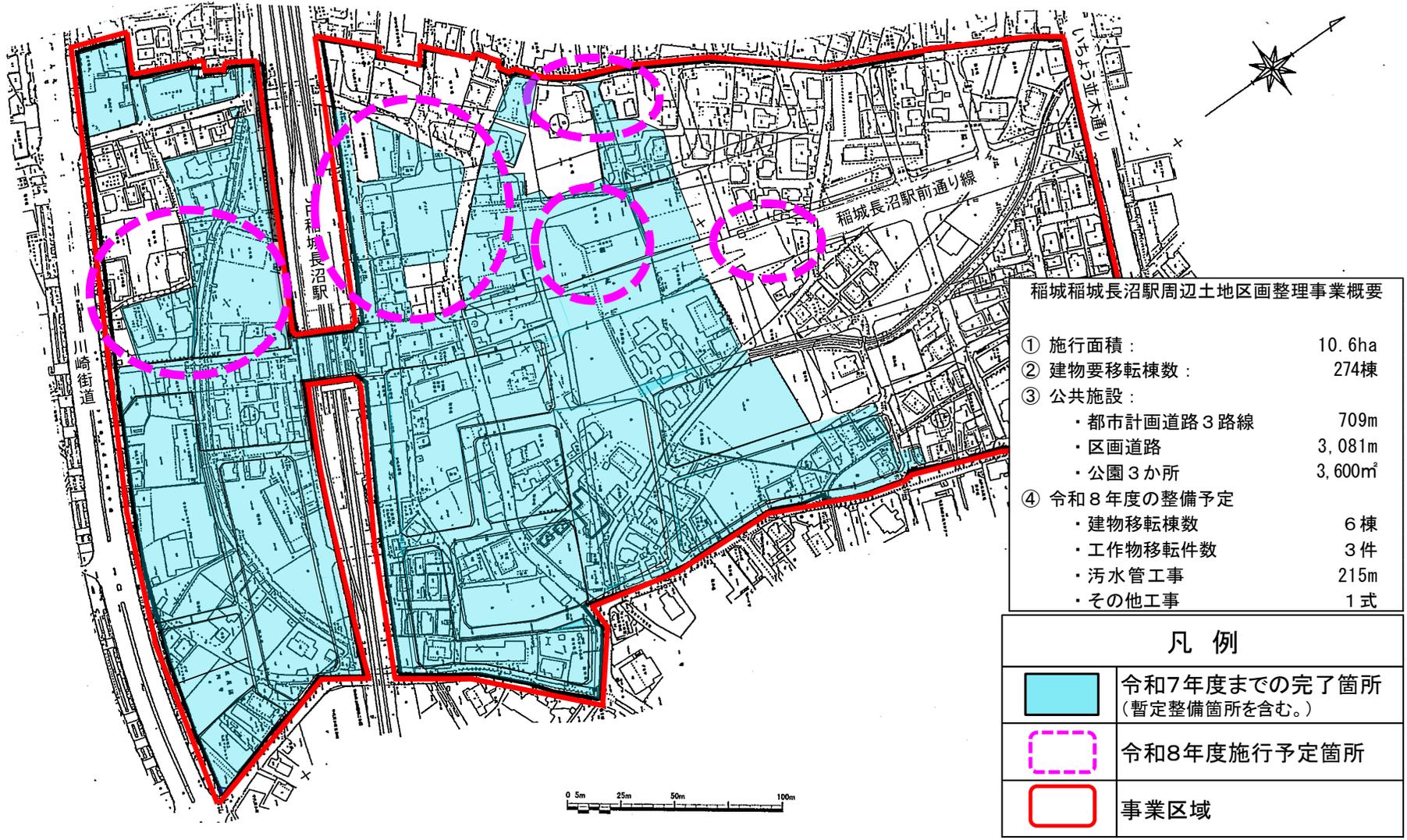
- ① 施行面積: 16.8ha
- ② 建物要移転棟数: 397棟
- ③ 公共施設:
  - ・都市計画道路7路線 1,393m
  - ・区画道路 4,265m
  - ・公園4か所・緑地7か所 5,629㎡
- ④ 令和8年度の整備予定
  - ・建物移転件数 6件
  - ・その他工事 1式



凡例	
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #add8e6; border: 1px solid black;"></span>	令和7年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; border: 2px dashed pink;"></span>	令和8年度施行予定箇所
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; border: 2px solid red;"></span>	事業区域



# 令和8年度事業計画【稲城長沼駅周辺地区】



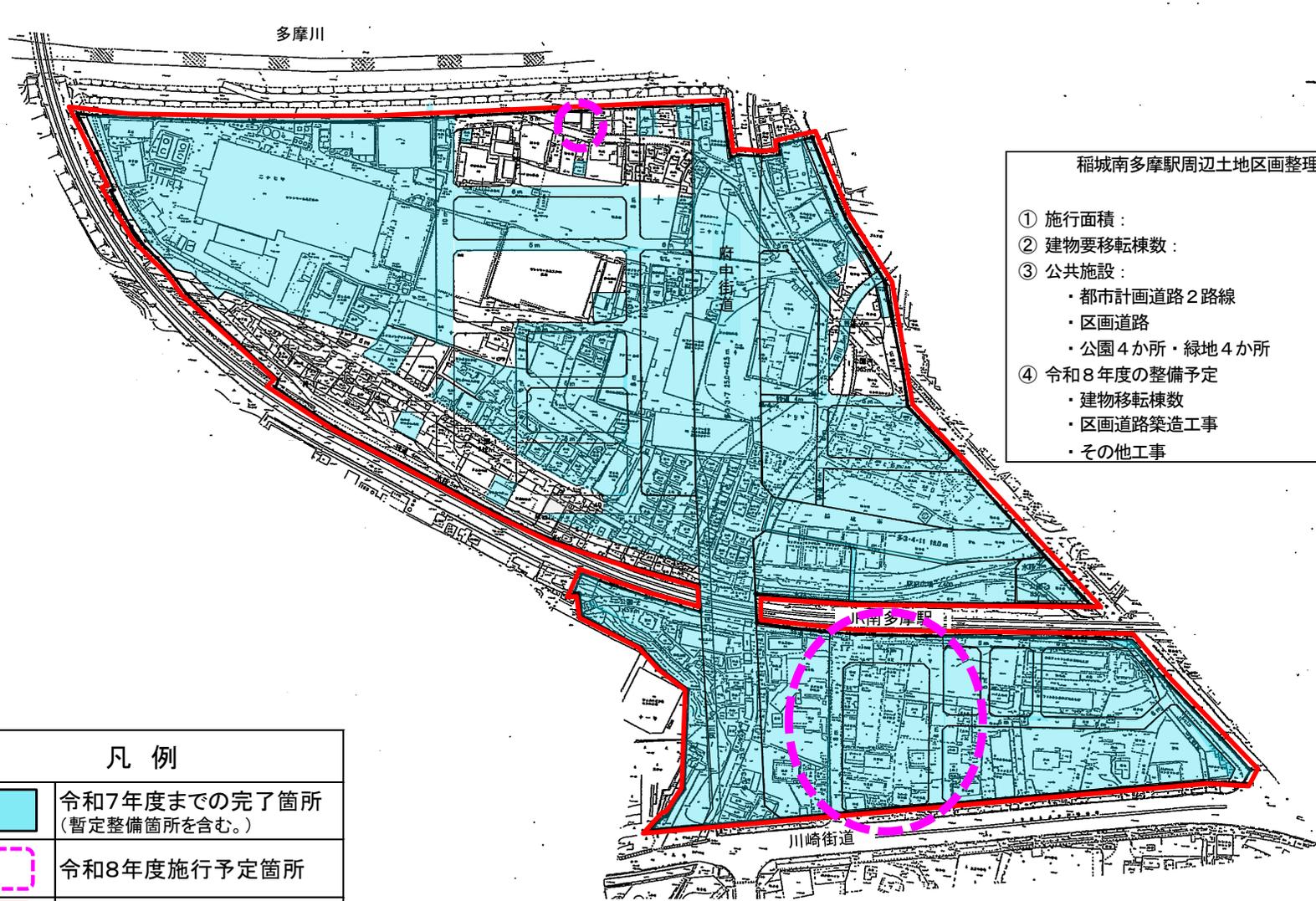
稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業概要

① 施行面積：	10.6ha
② 建物要移転棟数：	274棟
③ 公共施設：	
・都市計画道路3路線	709m
・区画道路	3,081m
・公園3か所	3,600㎡
④ 令和8年度の整備予定	
・建物移転棟数	6棟
・工作物移転件数	3件
・污水管工事	215m
・その他工事	1式

## 凡例

	令和7年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和8年度施行予定箇所
	事業区域

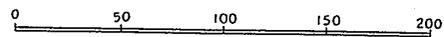
# 令和8年度事業計画【南多摩駅周辺地区】



稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業概要

① 施行面積：	12.2ha
② 建物要移転棟数：	239棟
③ 公共施設：	
・都市計画道路2路線	522m
・区画道路	2,384m
・公園4か所・緑地4か所	3,932㎡
④ 令和8年度の整備予定	
・建物移転棟数	1棟
・区画道路築造工事	227m
・その他工事	1式

凡例	
	令和7年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和8年度施行予定箇所
	事業区域



## 議案概要説明書

議案番号	第19号	担当課	福祉部高齢福祉課
件名	令和8年度東京都稲城市介護保険特別会計予算		

### 【概要】

令和8年度東京都稲城市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億802万6,000円で、前年度当初予算と比較して5.2%、額にして3億3,560万4,000円の増となっています。主な要因は、要支援・要介護認定者数の増加に伴う介護給付費等の増によるものです。

### 【歳入歳出の内訳】

(特に表示がないときは単位 千円)

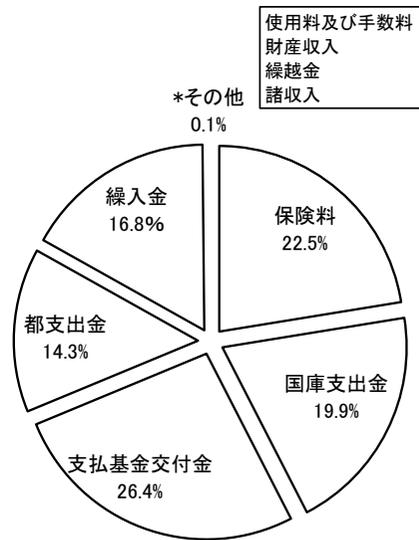
款等の区分		令和8年度	令和7年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	保険料	1,529,034	1,481,922	47,112	3.2
	使用料及び手数料	1	1	0	0.0
	国庫支出金	1,358,539	1,267,539	91,000	7.2
	支払基金交付金	1,795,333	1,708,301	87,032	5.1
	都支出金	972,535	927,027	45,508	4.9
	財産収入	8,528	2,084	6,444	309.2
	繰入金	1,142,022	1,084,383	57,639	5.3
	繰越金	1,000	1,000	0	0.0
	諸収入	1,034	165	869	526.7
	合 計	6,808,026	6,472,422	335,604	5.2
歳出	総務費	85,832	79,615	6,217	7.8
	介護給付費	6,385,645	6,059,626	326,019	5.4
	地域支援事業費	289,663	293,051	△ 3,388	△ 1.2
	基金積立金	8,528	2,084	6,444	309.2
	公債費	1	1	0	0.0
	諸支出金	37,357	37,045	312	0.8
	予備費	1,000	1,000	0	0.0
	合 計	6,808,026	6,472,422	335,604	5.2

# 令和8年度東京都稲城市介護保険特別会計予算構成

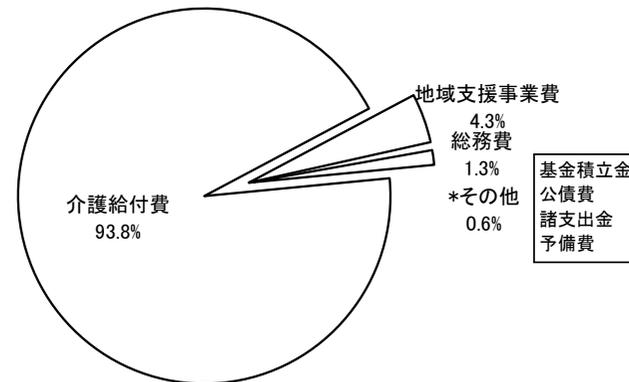
歳入		(単位 千円)
保険料		1,529,034
* 使用料及び手数料		1
国庫支出金		1,358,539
支払基金交付金		1,795,333
都支出金		972,535
* 財産収入		8,528
繰入金		1,142,022
* 繰越金		1,000
* 諸収入		1,034
合 計		6,808,026

歳出		(単位 千円)
総務費		85,832
介護給付費		6,385,645
地域支援事業費		289,663
* 基金積立金		8,528
* 公債費		1
* 諸支出金		37,357
* 予備費		1,000
合 計		6,808,026

《歳入構成比》



《歳出構成比》



(令和8年10月1日見込み)

- 人口 95,379人
- 第1号被保険者数(65歳以上) 21,619人
- 高齢化率(65歳以上の人口/人口) 22.7%

○ 保険料の設定

区 分	第1段階※	第2段階※	第3段階※	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
基準額 67,200円 (月額 5,600円)	保険料率	0.248	0.429	0.628	0.831	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
	年額	16,600円	28,800円	42,200円	55,800円	67,200円	80,600円	87,300円	100,800円	114,200円	127,600円	141,100円	154,500円	161,200円
	月額	1,380円	2,400円	3,510円	4,650円	5,600円	6,710円	7,270円	8,400円	9,510円	10,630円	11,750円	12,870円	13,430円
第1号被保険者数	21,619人	2,950人	1,775人	1,419人	2,211人	2,719人	2,033人	3,618人	2,165人	977人	521人	316人	188人	727人

- 保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なる場合があります。
- 保険料の年額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。
- ※ 第1段階から第3段階までの年額及び月額は、公費による負担軽減後の金額です。

○ 要支援・要介護認定者数

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
要支援・要介護認定者	577人	695人	642人	650人	477人	523人	328人	3,892人

- 介護給付費の内訳 6,385,645千円
- \* 居宅介護(予防)サービス費 2,943,117千円
- \* 地域密着型(予防)サービス費 913,842千円
- \* 施設介護サービス費 1,890,122千円
- \* 福祉用具購入費(予防) 14,074千円
- \* 住宅改修費(予防) 21,406千円
- \* 居宅介護(予防)サービス計画費 307,297千円
- \* 審査支払手数料 6,902千円
- \* 高額介護(予防)サービス費 175,774千円
- \* 高額医療合算介護(予防)サービス費 27,051千円
- \* 特定入所者介護(予防)サービス費 86,060千円

## 議案概要説明書

議案番号	第20号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和8年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算		

### 【概要】

令和8年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億8,476万5,000円で、前年度当初予算と比較して13.2%、額にして3億1,343万8,000円の増となっています。主な要因は、保険料率の改定及び被保険者数の増加に伴う後期高齢者医療保険料及び広域連合負担金の増によるものです。

### 【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和8年度	令和7年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	後期高齢者医療保険料	1,512,944	1,262,531	250,413	19.8
	使用料及び手数料	1	1	0	0.0
	繰入金	1,133,501	1,069,446	64,055	6.0
	広域連合支出金	37,479	39,187	△1,708	△4.4
	繰越金	1	1	0	0.0
	諸収入	839	161	678	421.1
	合計	2,684,765	2,371,327	313,438	13.2
歳出	総務費	12,709	14,264	△1,555	△10.9
	分担金及び交付金	2,552,627	2,241,433	311,194	13.9
	保健事業費	85,804	83,423	2,381	2.9
	諸支出金	33,125	31,707	1,418	4.5
	予備費	500	500	0	0.0
	合計	2,684,765	2,371,327	313,438	13.2

## 歳入歳出年度別当初予算比較表

[歳入]

(単位 千円)

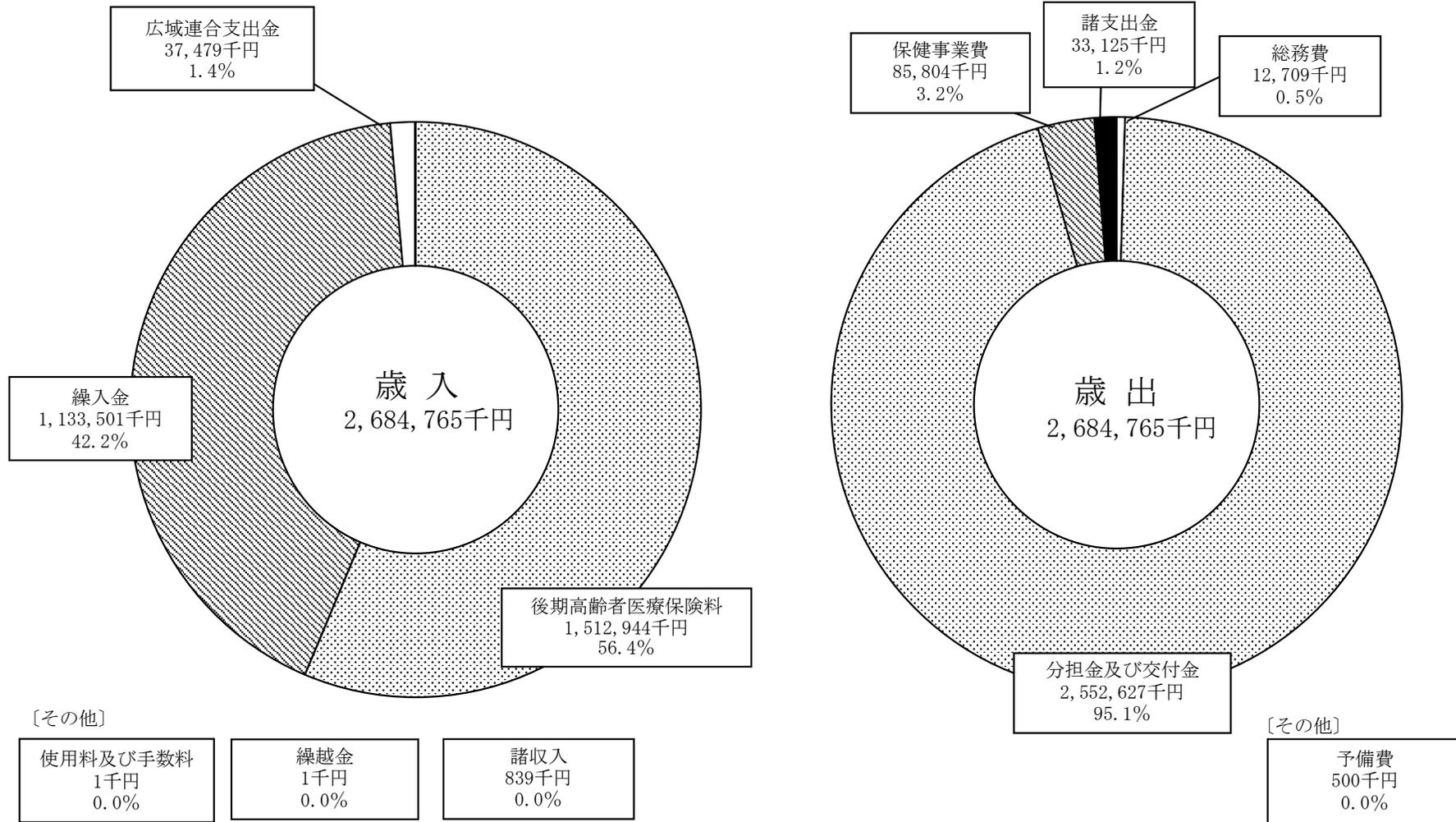
項目 年度	後期高齢者医療保険料		使用料及び手数料		繰入金		広域連合支出金		繰越金		諸収入		歳入合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和6年度	1,203,629	52.7%	1	0.0%	999,255	43.8%	79,523	3.5%	1	0.0%	441	0.0%	2,282,850	7.9%
令和7年度	1,262,531	53.2%	1	0.0%	1,069,446	45.1%	39,187	1.7%	1	0.0%	161	0.0%	2,371,327	3.9%
令和8年度	1,512,944	56.4%	1	0.0%	1,133,501	42.2%	37,479	1.4%	1	0.0%	839	0.0%	2,684,765	13.2%

[歳出]

(単位 千円)

項目 年度	総務費		分担金及び交付金		保健事業費		諸支出金		予備費		歳出合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	前年比
令和6年度	15,316	0.7%	2,161,154	94.7%	77,292	3.4%	28,588	1.2%	500	0.0%	2,282,850	7.9%
令和7年度	14,264	0.6%	2,241,433	94.5%	83,423	3.5%	31,707	1.4%	500	0.0%	2,371,327	3.9%
令和8年度	12,709	0.5%	2,552,627	95.1%	85,804	3.2%	33,125	1.2%	500	0.0%	2,684,765	13.2%

# 令和8年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算内訳



## 議案概要説明書

議案番号	第21号	担当課	都市環境整備部下水道課
件名	令和8年度東京都稲城市下水道事業会計予算		

### 【概要】

令和8年度東京都稲城市下水道事業会計予算の収益的収入と資本的収入の合計は2,940,018千円、収益的支出と資本的支出の合計は3,308,339千円となっています。

### 【収益的収入及び支出の内訳】

(8頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和8年度	令和7年度	比較増減額	増減率(%)
<b>下水道事業収益</b>	2,217,941	2,132,827	85,114	4.0
営業収益	1,292,592	1,254,819	37,773	3.0
営業外収益	908,554	863,525	45,029	5.2
特別利益	16,795	14,483	2,312	16.0
<b>下水道事業費用</b>	2,216,304	2,052,004	164,300	8.0
営業費用	2,099,710	1,923,466	176,244	9.2
営業外費用	115,591	127,535	△ 11,944	△ 9.4
特別損失	3	3	0	0.0
予備費	1,000	1,000	0	0.0

### 【資本的収入及び支出の内訳】

(9頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和8年度	令和7年度	比較増減額	増減率(%)
<b>資本的収入</b>	722,077	1,080,667	△ 358,590	△ 33.2
企業債	429,300	380,800	48,500	12.7
他会計負担金	23,188	24,007	△ 819	△ 3.4
他会計補助金	23,672	18,808	4,864	25.9
国庫補助金	164,200	340,533	△ 176,333	△ 51.8
都補助金	78,185	127,987	△ 49,802	△ 38.9
負担金等	3,532	188,532	△ 185,000	△ 98.1
<b>資本的支出</b>	1,092,035	1,564,343	△ 472,308	△ 30.2
建設改良費	820,801	1,264,215	△ 443,414	△ 35.1
企業債償還金	271,234	300,128	△ 28,894	△ 9.6

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額369,958千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,631千円、過年度分損益勘定留保資金344,327千円で補填します。

## 議案概要説明書

議案番号	第22号	担当課	市立病院事務部経営企画課
件名	令和8年度東京都稲城市病院事業会計予算		

### 【概要】

令和8年度東京都稲城市病院事業会計予算の収益的収入と資本的収入の合計は8,180,201千円、収益的支出と資本的支出の合計は8,983,343千円となっています。

### 【収益的収入及び支出の内訳】

(7頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和8年度	令和7年度	比較増減額	増減率(%)
<b>病院事業収益</b>	7,738,782	8,499,338	△ 760,556	△ 8.9
医業収益	6,450,191	7,216,897	△ 766,706	△ 10.6
医業外収益	1,288,589	1,282,439	6,150	0.5
特別利益	2	2	0	0.0
<b>病院事業費用</b>	7,738,782	8,499,338	△ 760,556	△ 8.9
医業費用	7,603,362	8,400,305	△ 796,943	△ 9.5
医業外費用	131,618	93,231	38,387	41.2
特別損失	1,802	3,802	△ 2,000	△ 52.6
予備費	2,000	2,000	0	0.0

### 【資本的収入及び支出の内訳】

(8頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和8年度	令和7年度	比較増減額	増減率(%)
<b>資本的収入</b>	441,419	654,773	△ 213,354	△ 32.6
企業債	325,000	535,300	△ 210,300	△ 39.3
他会計負担金	30,000	30,000	0	0.0
奨学貸付返還金	1	1	0	0.0
都補助金	86,418	89,472	△ 3,054	△ 3.4
<b>資本的支出</b>	1,244,561	1,286,558	△ 41,997	△ 3.3
企業債償還金	799,833	713,858	85,975	12.0
建設改良費	442,328	570,300	△ 127,972	△ 22.4
奨学貸付金	2,400	2,400	0	0.0

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額803,142千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填します。

## 第23号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合の保険料の軽減に係る経費を関係区市町村が負担金として支弁する措置について、令和7年度をもって終了する当該措置を令和9年度まで実施するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本案を提出する。

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

## 議案概要説明書

議案番号	第23号	担当課	市民部保険年金課
件名	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約		
<b>【概要】</b> <p>本案は、東京都後期高齢者医療広域連合の保険料の軽減に係る経費を関係区市町村が負担金として支弁する措置について、令和7年度をもって終了する当該措置を令和9年度まで実施するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <b>【変更内容】</b> <p>○ 附則第5項</p> <p>保険料の軽減に係る経費について、関係区市町村が負担金として支弁する措置を令和9年度まで延長して実施することとします。</p> <b>【施行期日等】</b> <p>この規約は、令和8年4月1日から施行します。また、附則において、経過措置について規定します。</p>			

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和8年度分及び令和9年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和6年度分及び令和7年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント																

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め  
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和8年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め  
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

## 第24号議案

専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号））

令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

稲城市告示第143号

専 決 処 分 書

令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年12月26日

稲城市長 高 橋 勝 浩

令和 7 年 度  
東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 706,495千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,458,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 12 月 26 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		8,348,618	706,495	9,055,113
	2 国庫補助金	1,384,085	706,495	2,090,580
歳入合計		47,752,031	706,495	48,458,526

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,088,433	5,515	5,093,948
	1 総務管理費	4,080,301	5,515	4,085,816
3 民生費		21,707,036	356,663	22,063,699
	2 児童福祉費	12,096,706	356,663	12,453,369
7 商工費		247,376	344,317	591,693
	1 商工費	247,376	344,317	591,693
歳出合計		47,752,031	706,495	48,458,526

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	電算管理運営費	15
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	56,326
7 商工費	1 商工費	人件費	52
7 商工費	1 商工費	物価高騰対策支援事業	3,129

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第16款 国庫支出金 (補正額 706,495 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		計	節		
	目	補正前の額		補正額	区 分	金 額
2	国庫補助金	1,384,085	706,495	2,090,580		
	1 民生費国庫補助金	494,999	362,163	857,162		
				2 児童福祉費補助金		362,163
	6 総務費国庫補助金	581,628	344,332	925,960		
				1 総務管理費補助金		344,332
	計	8,348,618	706,495	9,055,113		

説 明		
(子育て支援課)		362,163
物価高対応子育て応援手当事業費補助金 (10/10)		350,000
物価高対応子育て応援手当事務費補助金 (10/10)		12,163
(財政課)		344,332
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		344,332

第16款 国庫支出金



第3款 民生費 (補正額 356,663 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	児 童 福 祉 費	12,096,706	356,663	12,453,369	356,663	0	0	0	0
	1 児童福祉総務費	495,517	1,765	497,282	1,765	0	0	0	0
					1,765	0	0	0	0
	2 児童処遇費	10,999,787	354,898	11,354,685	354,898	0	0	0	0
					354,898	0	0	0	0
	計	21,707,036	356,663	22,063,699	356,663	0	0	0	0

区 分	金 額	説 明		
3	職 員 手 当	1,765	1 人件費 (人事課) 3 職員手当 時間外勤務手当	1,765 1,765 1,765
1	報 酬	820	7 物価高対応子育て応援手当支給事業 (子育て支援課) 1 報酬	354,898 820
10	需 用 費	1,760	その他報酬 第2種会計年度任用職員報酬	820
1	消 耗 品 費	1,760	10 需用費 ① 消耗品費	1,760 1,760
11	役 務 費	1,988	事業用	1,760
11	役 務 費	1,988	11 役務費	1,988
12	委 託 料	330	手数料	1,004
12	委 託 料	330	支払金口座振込手数料	1,004
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	350,000	通信運搬費	984
			郵便料等	782
			電話料等	202
			12 委託料	330
			はがき作成委託	330
			18 負担金補助及び交付金	350,000
			物価高対応子育て応援手当給付金	350,000

第7款 商 工 費 (補正額 344,317 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	商 工 費	247,376	344,317	591,693	344,317	0	0	0	0
	1 商工総務費	79,363	169	79,532	169	0	0	0	0
					169	0	0	0	0
	2 商工業振興費	157,233	344,148	501,381	344,148	0	0	0	0
					344,148	0	0	0	0
	計	247,376	344,317	591,693	344,317	0	0	0	0

区 分	金 額	説 明	
3	職 員 手 当	169	1 人件費 (人事課) 169
			3 職員手当 169
			時間外勤務手当 169
10	需 用 費	1,106	11 物価高騰対策支援事業 (経済課) 344,148
			10 需用費 1,106
	1 消 耗 品 費	123	① 消耗品費 123
			事業用 123
	4 印 刷 製 本 費	916	④ 印刷製本費 916
			封筒印刷 916
	5 光 熱 水 費	67	⑤ 光熱水費 67
			電気料金 53
	11 役 務 費	21,088	水道料金 9
			下水道料金 5
	12 委 託 料	3,235	11 役務費 21,088
			通信運搬費 21,087
	13 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,514	電話料等 174
			郵便料 20,913
	18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	317,205	保険料 1
			火災保険料 1
			12 委託料 3,235
			職員派遣委託 1,116
			機械警備業務委託 36
			封入封緘等業務委託 2,053
			室内清掃業務委託 25
			ネットワーク回線設定等委託 5
			13 使用料及び賃借料 1,514
			事務所借上料 675
			事務用什器等賃借料 150
			システム機器等賃借料 689
			18 負担金補助及び交付金 317,205
			おこめギフト券 317,205

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括 (単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	[214] (17) 529	538,819	2,180,190	2,006,393	4,725,402	913,055	5,638,457	
補 正 前	[214] (17) 529	538,819	2,180,190	2,004,459	4,723,468	913,055	5,636,523	
比 較	[0] (0) 0	0	0	1,934	1,934	0	1,934	

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当 手	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	期 末 ・ 勤 勉 当 手	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当 手	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当
	補 正 後	54,878	370,605	61,898	45,225	6,584	156,847	3,735	0	1,194,648	12,212	50,150	240	49,190	181
	補 正 前	54,878	370,605	61,898	45,225	6,584	154,913	3,735	0	1,194,648	12,212	50,150	240	49,190	181
	比 較	0	0	0	0	0	1,934	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。  
 なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	0			
給 料	0			
職 員 手 当	1,934	物価高対応子育て応援手当支給事業に伴う増分	1,765	時間外勤務手当
		物価高騰対策支援事業に伴う増分	169	時間外勤務手当

## 議案概要説明書

議案番号	第24号	担当課	企画部財政課						
件名	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号））								
<p><b>【概要】</b></p> <p>本案は、令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和7年12月26日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">47,752,031</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">706,495</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">48,458,526</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、国の令和7年度補正予算（第1号）に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び物価高対応子育て応援手当国庫補助金を活用した物価高騰対策として、稲城市に住民票のある全市民を対象に一人当たりおこめギフト券（1枚440円分）7枚を支給することに伴う経費の計上及び子育て世帯に対して0歳から18歳までのこども一人当たり2万円を支給することに伴う経費の計上を行ったものです。</p> <p>また、繰越明許費の補正として、電算管理運営費、物価高対応子育て応援手当支給事業、商工費の人件費及び物価高騰対策支援事業に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について繰越明許費を設定したものです。</p>				補正前の予算総額	47,752,031	補正額	706,495	補正後の予算総額	48,458,526
補正前の予算総額	47,752,031								
補正額	706,495								
補正後の予算総額	48,458,526								

## 第25号議案

専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号））

令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

稲城市告示第5号

専 決 処 分 書

令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月23日

稲城市長 高 橋 勝 浩

令和 7 年 度  
東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,495,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 23 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 都 支 出 金		8,605,941	37,220	8,643,161
	3 委 託 金	382,078	37,220	419,298
歳 入 合 計		48,458,526	37,220	48,495,746

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		5,093,948	37,220	5,131,168
	4 選 挙 費	135,425	37,220	172,645
歳 出 合 計		48,458,526	37,220	48,495,746

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第17款 都支出金 (補正額 37,220 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
	目				区 分	金 額
3	委託金	382,078	37,220	419,298		
	1 総務費委託金	338,396	37,220	375,616		
					4 選挙費委託金	37,220
	計	8,605,941	37,220	8,643,161		

説 明	金額
(選挙管理委員会事務局)	37,220
衆議院議員選挙費委託金 (10/10)	37,220

第17款 都 支 出 金

歳 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 37,220 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
4	選 挙 費	135,425	37,220	172,645	0	37,220	0	0	0
	5 衆議院議員選挙費	0	37,220	37,220	0	37,220	0	0	0
					0	37,220	0	0	0

区 分	金 額	説 明	
1 報 酬	4,247	<b>1 衆議院議員選挙費 (選挙管理委員会事務局)</b>	<b>37,220</b>
		<b>1 報酬</b>	<b>4,247</b>
		その他報酬	4,247
		投票管理者報酬 (期日前)	248
3 職 員 手 当	11,138	投票管理者報酬	527
		投票立会人報酬 (期日前)	448
8 旅 費	32	投票立会人報酬	714
		開票管理者報酬	14
10 需 用 費	2,592	開票立会人報酬	240
		第 2 種会計年度任用職員報酬	2,056
1 消 耗 品 費	2,526	<b>3 職員手当</b>	<b>11,138</b>
4 印 刷 製 本 費	66	時間外勤務手当	11,138
		<b>8 旅費</b>	<b>32</b>
11 役 務 費	4,404	普通旅費	32
		<b>10 需用費</b>	<b>2,592</b>
12 委 託 料	14,124	①消耗品費	2,526
		選挙用	2,526
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	683	④印刷製本費	66
		氏名等掲示印刷	66
		<b>11 役務費</b>	<b>4,404</b>
		通信運搬費	4,404
		郵便料	3,889
		臨時電話架設費	251
		機器運搬料	264
		<b>12 委託料</b>	<b>14,124</b>
		選挙システム技術支援委託	8,100
		期日前投票所設営撤去委託	590
		投票所資機材搬送委託	709
		開票所設営撤去委託	2,412
		電話交換業務選挙対応委託	54
		選挙公報配布委託	1,316
		市広報選挙特集号作成委託	347
		市広報選挙特集号配布委託	234
		点字・声の広報作成委託	98
		謝礼品配送委託	139
		駐車場誘導委託	97
		廃棄物処理委託	28
		<b>13 使用料及び賃借料</b>	<b>683</b>
		電子複写機賃借料	33



給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	[214] (17) 529	538,819	2,180,190	2,017,531	4,736,540	913,055	5,649,595	
補 正 前	[214] (17) 529	538,819	2,180,190	2,006,393	4,725,402	913,055	5,638,457	
比 較	[0] (0) 0	0	0	11,138	11,138	0	11,138	

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	宿 日 直 期 末・勤 勉 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当
		補 正 後	54,878	370,605	61,898	45,225	6,584	167,985	3,735	0	1,194,648	12,212	50,150	240
補 正 前	54,878	370,605	61,898	45,225	6,584	156,847	3,735	0	1,194,648	12,212	50,150	240	49,190	181
比 較	0	0	0	0	0	11,138	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。  
 なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	備 考
報 酬	0	-	0		
給 料	0	-	0		
職 員 手 当	11,138	衆議院議員選挙に伴う増分	11,138	衆議院議員選挙に伴う増分	時間外勤務手当 衆議院議員選挙に伴う時間外勤務手当

## 議案概要説明書

議案番号	第25号	担当課	企画部財政課、選挙管理委員会事務局						
件名	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号））								
<p>【概要】</p> <p>本案は、令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年1月23日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">48,458,526</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">37,220</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">48,495,746</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う経費のうち、先行して予備費の充当により措置した金額を差し引いた経費の計上を行ったものです。</p>				補正前の予算総額	48,458,526	補正額	37,220	補正後の予算総額	48,495,746
補正前の予算総額	48,458,526								
補正額	37,220								
補正後の予算総額	48,495,746								